

2024年11月13日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問い合わせ 取締役管理本部長 矢尾板 裕介
(TEL. 03-6731-3410)

(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2024年8月13日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本件の疑義（以下「本件疑義」という）について、証券取引等監視委員会より当社監査役会に対し第三者委員会による調査を行うよう要請があり、第三者による特別調査委員会を設置し、調査（以下、「当調査」という）を行ってまいりました。この度、当社は、2024年11月12日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示した通り、当調査の調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件疑義の内容

- ①ピクセルエステート株式会社（2024年6月1日付けで売却済み）の取引先への前渡金（350百万円）が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義
- ②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件総額1,649百万円）について、取引実態があるかとの疑義
- ③当社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入（350百万円）について連帯保証を行ったのではないかとの疑義

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、改めて深くお詫び申し上げます。また、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復に向け、全社を挙げて全力を尽くして参る所存です。引き続き、ご支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の調査結果について

別添の「調査報告書」をご参照ください。なお、当該報告書につきましては、個人情報及び機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 当調査の影響額および過年度決算の訂正について

当調査で判明した会計上の影響額につきましては、添付「調査報告書」の第5.会計処理に与える影響（116

ページ) をご参照ください。

3. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会の調査結果及び提言について真摯に受け止め、その内容について十分に分析・検討し、経営に反映すると共に、内部統制のさらなる強化に取り組んでまいります。なお、再発防止策については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、分析・検討の結果、公表すべき事項がある場合には、適時適切に開示いたします。

以上

ピクセルカンパニーズ株式会社 御中

調査報告書

2024年11月12日

ピクセルカンパニーズ株式会社特別調査委員会

委員長 大下良仁

委員 能勢元

委員 榎木智浩

本報告書において使用する各略称は以下のとおりであるほか、本文で定義する。

(個人)

氏名	略称	肩書、所属等
吉田弘明	吉田	PXC 代表取締役 PXE 元代表取締役 A 社代表社員兼業務執行社員
■	a 氏	PXC 元取締役 PXE 元代表取締役
■	b 氏	PXC 社外取締役 B 社代表取締役
■	c 氏	C 社代表取締役
■	d 氏	D2 社代表取締役 D3 社代表取締役 D1 社元代表取締役
■	e 氏	E 社代表社員兼業務執行社員
■	f 氏	F2 有限責任事業組合 組合員
■	g 氏	PXC 元取締役、元従業員 PXE 元取締役、元従業員
■	h 氏	PXC 従業員 PXE 元従業員
■	i 氏	
■	j 氏	

(法人)

名称	略称
ピクセルカンパニーズ株式会社	PXC
ピクセルエステート株式会社	PXE
██████████	A 社
██████████	B 社
██████████	C 社
██████████	D1 社
██████████	D2 社
██████████	D3 社
██████████	E 社
██████████	F1 社
██████████	F2 有限責任事業組合
██████████	G 社
██████████	H 社
██████████	I 社
██████████	J 社
██████████	K 社
██████████	L 社
██████████	M 社
██████████	N 社
██████████	O 社

目次

第1. 調査の概要	6
1. 調査開始及び委嘱業務の追加の経緯	6
2. 調査委員会の構成	6
3. 本調査の対象範囲・期間	7
(1) 本調査の対象範囲	7
(2) 本調査の対象期間	8
4. 本調査の期間及び方法	8
(1) 本調査の期間	8
(2) 本調査の方法	8
5. 本調査の前提と限界	9
第2. 調査の前提事実	10
1. 会社の概要	10
2. 事業の概要	10
3. 業績等の推移	11
(1) 連結（単位：千円）	11
(2) 単体（単位：千円）	11
4. 組織図	11
5. ガバナンス体制の概要	12
(1) 取締役会	12
(2) 監査役会	13
6. 役員の変遷	13
7. コンプライアンスに関する体制	14
(1) コンプライアンス体制	14
(2) PXCにおける権限濫用を防止するための体制	14
8. PXEについて	15
(1) PXCによる買収・子会社化から売却まで	15
(2) 事業内容	16
(3) 役員の変遷	16
(4) コンプライアンスに関する体制	16
第3. 本件疑義等に関する概要及び結論	18
第4. 本件疑義等に関する調査結果	19
1. 認定事実	19
(1) 過去の不正行為と再発防止策の提案	19
(2) 本件疑義の発覚の端緒の前提（I社のPXCの吉田に対する貸付けと、取引先による監査法人に対する不正取引の告発）	21
(3) 従業員による吉田の不正行為に係る日記の作成	27
(4) 吉田の監査法人に対する隠蔽行為	28
(5) 証券取引等監視委員会から吉田に対する本件疑義に関する指摘	30
(6) 本件疑義の発覚の端緒	33
(7) 小括	33
2. 調査対象②（PXEにおいて2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件総額1,649百万円）について、取引の実体があるか否か）	34
(1) 総論	34
(2) 取引1（埼玉県本庄市案件）	39
(3) 取引2（奈良県奈良市案件）	44
(4) 取引3（KAKUSA案件）	48
(5) 取引4（宮古島リゾート開発案件）	54
(6) 取引5（農振除外申請等業務委託案件）	65
(7) 取引6（宮古島E地点案件）	70
(8) 取引7（埼玉県飯能市案件）	77
(9) 取引8（千葉県低圧5案件）	81

(10)	取引 9 (八王子メガソーラー発電所案件)	85
(11)	取引 11~13 (熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件)	89
(12)	取引 14~15 及び件外調査 (長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件)	94
(13)	取引 10 (滋賀県甲賀市案件)	99
(14)	取引 16~18 (熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件)	105
3.	調査対象① (PXE の取引先への前渡金が吉田個人の借入金に対する返済のための送金であるか否か及び吉田が当該疑義の隠蔽を行おうとしたか否か)	112
(1)	調査対象①前段	112
(2)	調査対象①後段	112
4.	調査対象② (PXC が取締役会の承認を得ずに、PXC の代表取締役の個人借入について連帯保証を行ったか否か)	113
第 5.	会計処理に与える影響	116
1.	PXE が運営するディベロップメント事業に係る会計処理	116
2.	本調査における会計処理に係る主な論点及び適正な会計処理	116
(1)	前渡金の会計処理に係る論点	116
(2)	前渡金に係る適正な会計処理	116
(3)	貸付金及び仮払金の回収可能性に係る論点及び適正な会計処理	117
(4)	吉田の個人借入に係る PXC の連帯保証	117
3.	取引 1 (埼玉県本庄市案件) に係る適正な会計処理	118
4.	取引 2 (奈良県奈良市案件) に係る適正な会計処理	118
5.	取引 3 (KAKUSA 案件) に係る適正な会計処理	119
6.	取引 4 (宮古島リゾート開発案件) に係る適正な会計処理	119
7.	取引 5 (農振除外申請等業務委託案件) に係る適正な会計処理	120
8.	取引 6 (宮古島 E 地点案件) に係る適正な会計処理	121
9.	取引 7 (埼玉県飯能市案件) に係る適正な会計処理	122
10.	取引 8 (千葉県低圧 5 案件) に係る適正な会計処理	122
11.	取引 9 (八王子メガソーラー発電所案件) に係る適正な会計処理	123
12.	取引 10 (滋賀県甲賀市案件) に係る適正な会計処理	123
13.	取引 11~13 (熊本県あさぎり案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件) に係る適正な会計処理	124
14.	取引 14~15 及び件外調査 (長野県木曾町、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件) に係る適正な会計処理	125
15.	取引 16~18 (熊本県菊池市、熊本県阿蘇市、熊本県水俣市案件) に係る適正な会計処理	126
第 6.	原因分析	128
1.	吉田のコンプライアンス意識の著しい欠如	128
2.	協力者の存在・利益相反状態	129
3.	取締役間・監査役会の牽制機能の脆弱さ	129
4.	決裁ルールの不整備、不遵守	130
第 7.	再発防止策	132
1.	経営体制の見直し	132
2.	役員候補の選定のプロセスの明確化	132
3.	役員の経営責任及び法的責任の追及	132
4.	決裁権限の見直し	132
5.	全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み	133
6.	役員と関係のある会社との取引の制限	133
7.	内部通報制度の活性化	133
8.	再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等	134

第1. 調査の概要

1. 調査開始及び委嘱業務の追加の経緯

PXCの監査役会は、2023年10月24日に証券取引等監視委員会開示検査課（以下「証券取引等監視委員会」という。）から、金融商品取引法に基づく開示検査を受けていたが、2024年6月16日に証券取引等監視委員会から以下の疑義（以下「本件疑義等」という。）について第三者委員会による調査を行うよう要請を受けた。

【証券取引等監視委員会が示した疑義の内容】

- ① I社がPXCの役員宛てに送付した、2024年6月5日付け書面（以下「I社書面」という。）に記載された事項の事実関係について
- ② PXEで前渡金等を計上した取引の実態について
（吉田社長個人の借入金の返済にPXEからの資金が使われていることについて）
- ③ PXCの取締役会の承認を得ずに、PXCを連帯保証人とした契約について

PXCは、上記要請を受けて、弁護士と協議の上、2024年7月5日に、独立性のある形で調査を行うことが重要であると考えて、公正かつ独立した調査を行うため外部専門家のみで構成される特別調査委員会の形態で調査を進めるために特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

本報告書は、本調査基準日までに行った調査を踏まえて当委員会が認定した事実を報告するとともに、発生原因の分析及びこれに応じた再発防止策の提言を行うものである。

2. 調査委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長：大下 良仁（善国寺坂法律事務所 弁護士）

委員：能勢 元（能勢公認会計士事務所 公認会計士）

委員：榎木 智浩（OMM法律事務所 弁護士）

当委員会の委員は、PXCと利害関係を有していない。

また、当委員会は、調査に当たり、PXCと利害関係のない、OMM法律事務所の弁護士、能勢公認会計士事務所の公認会計士を調査補助者として起用するとともに、デジタル・フォレンジック調査等の支援のため、株式会社アキュレートアドバイザーズ及び藤居税理士事務所に所属する専門家の支援を受けた。これらの調査補助者も、PXCとは利害関係を有していない。

当委員会は、日本弁護士連合会が公表する「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に全ての点において準拠するものではない。

ただし、PXCは、当委員会がその独立性を確保しつつ実効的な調査を実現するために、当委員会の本調査に対して全面的に協力することを合意し、以下の事項を確認した。

- ① PXCが所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保証すること

- ② 関係先について同様のアクセスが保証されるため、PXC が最大限の努力をすること
- ③ PXC の役職員に対して、当委員会の本調査の実施に対する優先的な協力を業務として命令すること
- ④ 調査報告書に関する起案権が全て当委員会に専属すること
- ⑤ 当委員会が必要と判断する場合に、捜査機関、監督官庁、自主規制機関等の公的機関及び PXC の会計監査人等の外部機関と適切なコミュニケーションを行うことができること

3. 本調査の対象範囲・期間

(1) 本調査の対象範囲

当委員会の調査対象範囲（調査スコープ）は、次のとおりである（以下「調査対象①」などという。）。

- ① PXE の取引先への前渡金が吉田個人の借入金に対する返済のための送金ではないかとの疑義及び吉田が当該疑義の隠蔽を行おうとしたのではないかという疑義

（注）上記の「PXE の取引先」は、G 社を指し、PXE から 350,000,000 円が G 社を介して I 社に送金された。

I 社文書の要旨は、PXE が G 社を介して I 社に送金した宮古島リゾート開発案件（詳細は後述する。）の前渡金（350,000,000 円）は、真実は吉田個人の I 社からの借入金に対する返済であること、及び、吉田が証券取引等監視委員会から前渡金に関する嫌疑をかけられたことを受け、I 社の代表取締役である I 社代表者に対し、内容虚偽の合意書の作成を働きかける等して当該疑義の隠蔽を行おうとした、という内容であり、I 社文書の事実関係が調査対象となる。

なお、PXC は、当委員会の設置に関する適時開示（2024 年 8 月 13 日付け「特別調査委員会設置に関するお知らせ」）で、①について、「本件疑義の内容 ①ピクセルエステート株式会社（2024 年 6 月 1 日付けで売却済み）の取引先への前渡金（350 百万円）が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないか」とのみ記載しているが、当委員会が定めた調査対象範囲は上記のとおりである。

付言すると、当委員会は、PXC に対して「吉田が当該疑義の隠蔽を行おうとしたのではないかという疑義」も調査対象となることを伝え、適時開示に当該記載をすることを申し入れており、PXC の適時開示にかかわらず、上記①を調査対象とし、本報告書において調査結果を報告する。

- ② PXE において 2019 年 12 月期から 2023 年 12 月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計 18 件総額 1,649,000,000 円）について、取引の実体があるか否か
- ③ PXC が取締役会の承認を得ずに、吉田の個人借入について連帯保証を行ったか否か

(2) 本調査の対象期間

証券取引等監視委員会から指摘された疑義①②に係る取引は、2019年から2023年までにかけての取引であること、PXCが疑義③の端緒となるI社文書を受領した時期が2024年6月であることから、当委員会は、本調査の対象期間を2019年1月1日から2024年6月30日までとした。

4. 本調査の期間及び方法

(1) 本調査の期間

当委員会は、2024年7月5日に設置され、2024年11月12日まで調査を実施した。

(2) 本調査の方法

当委員会は、本調査の実施期間において、委員長及び開催日時点の全委員が出席した会議又はweb会議による委員会を適宜開催し、調査計画・方針・手続等を策定するとともに、問題点や調査結果等を検討した。

当委員会が実施した調査手続の概要は以下のとおりである。

ア 関係資料の精査

当委員会は、本件疑義等に関連する可能性がある資料（各種議事録、各取引に関する証憑書類、会計数値データ等）を収集し、その内容を精査・検討した。

イ 社内外の関係者らに対するヒアリングの実施

当委員会は、報告日時点までに、本件疑義等に関与している可能性又は本件疑義等について認識している可能性が認められる、現在又は過去のPXC及びPXEの役職員、本件疑義等に関与している社外の関係者に対してヒアリングを実施した。

主要なヒアリング対象者については、別紙1「ヒアリング対象者一覧」を参照されたい。

ウ 外部照会書の送付

当委員会は、本件疑義等に関連する可能性がある社外の関係者（法人を含む。）を対象として、取引内容等に関する照会書を送付した。

エ デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、吉田・h氏・g氏・c氏につき、PXC及びPXEが貸与したPCに含まれる電子データ、PXCのメールサーバに保存されたメールデータ（添付ファイルを含む。以下同じ。）を受領し、デジタル・フォレンジック調査を実施した。

当委員会が実施したデジタル・フォレンジック調査の概要は別紙2「デジタル・フォレンジック調査報告書」を参照されたい。

なお、吉田及び h 氏は、自己所有の PC やスマートフォンを用いて、業務上のメール等を行っていたことから、当委員会は、吉田及び h 氏に対して自己所有の PC やスマートフォン又はそれらに保存されているメール等のデータ提供を求めた。

しかしながら、吉田からは回答がなかった。また、h 氏は、私用の端末であることを理由に提出に応じなかった。

5. 本調査の前提と限界

当委員会は、本調査により、調査目的を果たすための合理的な基礎を得たものと判断している。

しかし、本調査は、搜索・差押え等の強制的な手段を用いることのできる捜査機関による捜査とは異なり、関係者の協力に基づくものである。特に本件疑義等の全容解明のためには、本件疑義等における関与先等が持つ取引記録情報の網羅的な収集が効果的であると考えられるが、それは当該関与先等の任意の協力度合いによって大きく影響を受けることは否定できない。

また、関係者からのヒアリングについてはその内容の真偽について確認する手段も限定されている。

そのため、本調査において本件疑義等の全ての内容を特定するには至っていない。

さらに、デジタル・フォレンジック調査の対象となったメール等は、吉田及び h 氏からデータ提供等の協力を得られなかったため、両名が保有するメール等のデータを調査対象とした場合に、本調査で判明した以外の事実が発覚する可能性が否定できない。

よって、当委員会の事実認定は、上記の限界の中で実施した調査結果に基づくものであり、当委員会が収集した以外の情報が存在し、新たな事実関係が発覚した場合に、本調査の結果と異なる結果となる可能性を否定することはできず、調査結果が完全であることを保証するものではない。

第2. 調査の前提事実

1. 会社の概要

PXC の概要は、以下のとおりである。

会社名	ピクセルカンパニーズ株式会社
代表者役職氏名	代表取締役 吉田弘明
会社所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
設立	1986年10月6日
資本金	4,972,439,904円
決算日	12月31日
従業員数	単体88名(2023年12月31日現在)
事業内容	システムイノベーション事業 ディベロップメント事業 エンターテインメント事業
会計監査人	監査法人アリア

2. 事業の概要

PXC の事業領域は、主にシステムイノベーション事業、ディベロップメント事業及びエンターテインメント事業に区分されている。

(2023年12月期現在)

事業区分	主要取扱商品・サービス	セグメント売上高
システムイノベーション事業	金融機関を中心に、サーバーシステム開発やエンジニア派遣によるIT業務の技術支援サービス、ブロックチェーン技術等の先端技術を用いたシステムの開発・受託等を行っている。 PXC 及び連結子会社の海伯力(香港)有限公司は、ブロックチェーン技術を用いたスマートコントラクトシステムの開発受託事業を行っている。	581,813千円
ディベロップメント事業	PXC の連結子会社の PXE は、太陽光発電施設を法人及び個人投資家向けに企画・販売・取次をすることに加え、リゾート用地の開発や不動産の売買、仲介を行っている。 合同会社ソーラーファシリティーズ2号、KAKUSA3号挟間合同会社、KAKUSA4号高崎山合同会社は、太陽光発電施設の販売を目的としている。	27,609千円
エンターテインメント事業	PXC の連結子会社のピクセルゲームズ株式会社は、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションの企画・開発・販売を行っている。	—

3. 業績等の推移

PXCの事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年間であり、2019年12月期以降の業績等の推移は以下のとおりである。

(1) 連結 (単位：千円)

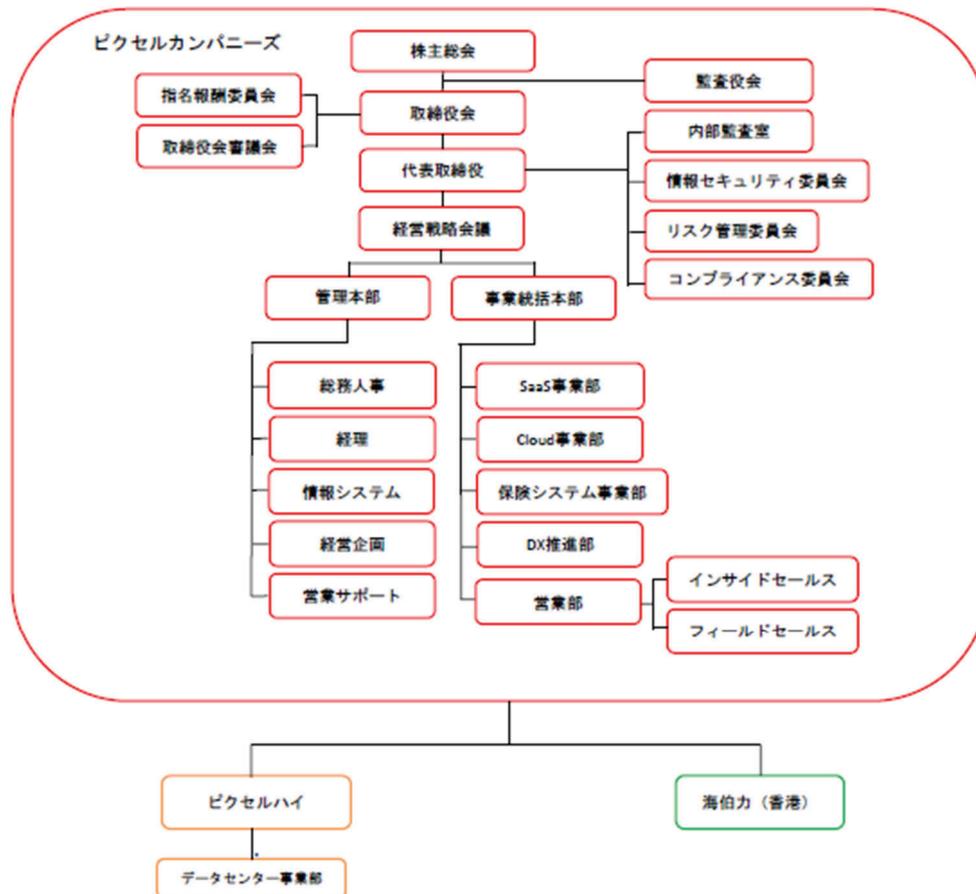
回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高	2,516,393	2,352,287	1,014,640	574,586	609,422
経常利益又は 経常損失(△)	31,367	△313,549	△629,879	△430,254	△503,300
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	49,860	△942,454	△1,440,318	△408,600	△510,224
包括利益	51,381	△940,406	△1,494,023	△417,807	△513,959
純資産額	1,617,833	1,101,558	492,190	127,856	1,022,992
総資産額	2,476,561	4,333,058	725,307	808,731	1,136,023

(2) 単体 (単位：千円)

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高	273,045	191,405	96,545	157,997	581,813
経常利益又は 経常損失(△)	2,466	△169,533	△303,736	△338,659	△464,319
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	12,726	△2,383,994	△1,478,393	△639,513	△515,994
純資産額	3,265,218	1,305,936	712,198	126,158	1,020,332
総資産額	3,424,057	1,353,989	807,494	746,635	1,129,469

4. 組織図

2024年7月1日時点のPXCの組織図は次のとおりである。



5. ガバナンス体制の概要

PXC のガバナンス体制の概要は、以下のとおりである。

(1) 取締役会

定款上の取締役の員数	7名以内
取締役会の議長	吉田弘明
取締役の人数、構成	5名 吉田弘明、片田朋希、松田元、矢尾板裕介、西牧佑介
社外取締役の人数	3名 片田朋希、松田元、西牧佑介
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名 松田元

(2) 監査役会

定款上の監査役の員数	5名以内
監査役会の議長	櫻井紀昌
監査役の人数、構成	3名 櫻井紀昌、藤田博司、日笠真木哉
常勤監査役の人数	1名 櫻井紀昌
社外監査役の人数	2名 藤田博司、日笠真木哉

6. 役員の変遷

氏名	役職	2019年 12月期	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期	2024年1月 ~ 2024年6月	
吉田 弘明	代表取締役	●	→					→
矢尾板 裕介	取締役					3/31 就任	→	
片田 朋希	取締役				3/31 就任	→		
松田 元	取締役				3/31 就任	→		
西牧 佑介	取締役					3/31 就任	→	
都筑 沙央里	取締役				3/31 就任	3/31 退任		
平出 晋一郎	取締役		3/31 就任	→		3/31 退任		
伊藤 義文	取締役			3/31 就任	3/31 退任			
山元 俊	取締役	●	→		3/31 退任			
金 弘智	取締役	→		3/27 退任				
本瀬 健	取締役	3/29 退任						
櫻井 紀昌	監査役	●	→					→
藤田 博司	監査役			3/31 就任	→			
日笠 真木哉	監査役					3/31 就任	→	
矢尾板 裕介	監査役	●	→			3/31 辞任		
都築 孝明	監査役	10/31 就任	9/30 辞任					
中里 直記	監査役	10/31 辞任						

7. コンプライアンスに関する体制

(1) コンプライアンス体制

本件当時、PXC では、利益相反取引の防止、連帯保証に関する統制及び会社の財務に影響を及ぼす重要な取引の統制を目的として以下の体制を敷いていた。

ア 取締役会規則

PXC は、取締役会規則を定めており、以下の事項は取締役会の承認決議を要するものとされている。

- 役員が利益相反取引を行う場合（8条2号⑦）
- 1億円以上の債務保証（8条7号④）。

その後、PXC は、2022年4月に取締役会規則を改訂して、以下の事項を取締役会の承認決議を要するとした。

（子会社を含む、取引（仕入れ/業務発注等）に関する事項）

- 1件の取引（支払）総額が5千万円以上の取引の決定
- 1回の支払いが2千万円以上の取引の決定
- 上記のいずれかに該当する取引において契約締結時に支払日の定めがない場合の、支払日の決定（分割支払いにおいて、業務工程等に準じて支払日を定めるもの等）

イ 関連当事者に関するアンケートの実施

PXC は、毎年2月から3月までにかけて、各役員に対して、「関連当事者取引に関するアンケート」を実施している。

このアンケートでは、各役員とPXC及びそのグループ会社との間での取引のみならず、役員が議決権の過半数を所有する会社の有無並びに当該会社とPXC（グループ会社を含む）との間の取引の有無・内容に加え、役員の子親等内の親族並びにその支配会社とPXC（グループ会社を含む）との間の取引の有無・内容等について、役員から報告をさせている。

なお、吉田も、PXC に対し、毎年当該アンケートに回答していたが、本件について報告をしたことはなかった。

(2) PXC における権限濫用を防止するための体制

PXC では、権限濫用を防止するために、以下の体制を敷いていた。

ア 印章管理に関する規定

PXC では、印章管理規定を定めており、印章の押印及び保管は、管理責任者（PXC の管理本部長）が行うものとされており、管理責任者が不在等により管理代理者が印章を使用したとき

は、事後、速やかに管理責任者に報告しなければならないと定められている（印章管理規定第8条）。

また、代表取締役印の押印手続については、以下の手順で行うことが定められている（同規定第9条）。

- ① 代表取締役印の押印を申請する者は、押印を必要とする文書を押印依頼申請書と併せて管理本部総務担当部門へ提出する。
- ② 管理本部総務担当部門は、当該文書の内容を確認する。
代表取締役印の押印は、原則として社長が行う。ただし、社長が不在の場合は、管理本部管掌取締役又は管理本部総務担当部長がこれを行う。
- ③ 押印依頼申請書は、管理本部総務担当部門において保管する。

イ 稟議に関する規定

PXC では、稟議規定を定めており、職務権限決裁基準表に則り、各稟議の承認及び決裁を行っている。

ウ 常勤監査役による資金移動の事後確認

PXC の常勤監査役は、高額の送金(1000 万円以上)について定期的に事後確認を行い、送金先、業務との関連性、及び稟議を適切に経ていたか否かについて確認している。

エ 内部監査室による監査等

PXC では、内部監査室が所管となり、毎年内部監査を実施している。内部監査室は、年度ごとに監査計画を定め、業務統制プロセスに沿った監査を行っている。

また、内部監査室、監査役会、監査法人の連携（いわゆる三様監査）については、毎月開催されている監査役会に内部監査室担当者が出席し、常勤監査役の執務デスクと内部監査室担当者の執務デスクは隣接しており、常日頃から監査役会との情報共有を図っている。監査役会も、監査法人との間では四半期に 1 回のペースで定期的に打合せを行い、懸念事項や疑問点が生じたときは、電話などで随時コミュニケーションをとっている。

8. PXE について

(1) PXC による買収・子会社化から売却まで

PXC は、2000 年 4 月に有限会社コスモの全出資証券を取得し、100%子会社とした。

その後、PXC は、2015 年 10 月、会社分割による持株会社体制への移行に伴い、事業会社としてハイブリッド・サービス株式会社（2017 年 11 月株式譲渡）を設立し、2018 年 1 月、「ピクセルエステート株式会社」に商号変更した。

PXC は、2024 年 6 月、PXE の全株式を譲渡し、PXE は、PXC の連結子会社ではなくなった。

(2) 事業内容

PXE は、太陽光発電施設の開発・施工・買取・販売を主たる事業とする。

(3) 役員の変遷

氏名	役職	2019年 12月期	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期	2024年1月 ～ 2024年6月	
吉田 弘明	代表取締役	●						6/1 辞任
清水 雅史	代表取締役						6/1 就任	
矢尾板 祐介	取締役					3/21 就任	6/1 辞任	
都築 沙央里	取締役				3/31 就任	3/31 辞任		
平出 晋一郎	取締役		7/31 就任			3/31 退任		
鳴海 輝正	取締役	●				3/31 退任		
山元 俊	取締役	●			3/31 辞任			

なお、PXE は、取締役会非設置会社である。

(4) コンプライアンスに関する体制

PXE は、稟議規定や職務権限決裁規定を策定している。

ア 稟議規定

- 稟議は、全て事前に手続をとらなければならない。やむを得ない理由により、手続が事後になるときは、口頭または略式の文書により事前に社長の決裁を得るものとし、事後、速やかに正規の手続をとらなければならない。(3条)
- 稟議しなければならない事項は、職務権限規定の別表「職務権限決裁基準表」の申請書欄に稟議書とした事項とする。(4条)
- 承認された稟議事項につき、内容または計画に重要な修正を加える場合は、その都度速やかに修正稟議の手続を経なければならない。(5条)

イ 職務権限規定

- 業務の職務権限及び責任事項は、別紙「職務権限決裁基準表」による。(2条2項)

ウ 職務権限決裁基準表

- 売買契約(太陽光発電設備、土地、地上権の設定)について

	担当 (申請書式)	課長・ 所長	部長	管掌 役員	社長	取締役会 (※)	PXC 取締役会
売買契約の締結（1 件の取引総額が 5000万円以上）	承認申請書	承認	承認	承認	承認	決裁	承認
売買契約の変更（1 件の取引総額が 5000万円以上又は 1回2000万円以上 の支払いのいずれ に該当する取引）	承認申請書	承認	承認	承認	承認	決裁	承認
売買契約の締結又 は、取引条件変更	承認申請書	承認	承認	承認	承認	-	-

※ PXE は取締役会を設置していないにもかかわらず、職務権限決裁基準の決裁権者の1つとして、PXEの「取締役会」を記載している。

PXCによれば、職務権限決裁基準に書かれている「取締役会」の記載は誤記であり、取締役による合議によって決定していたとのことである。

第3. 本件疑義等に関する概要及び結論

調査対象及びその結論の概要は、次のとおりである。

- ① PXE の取引先への前渡金が吉田個人の借入金に対する返済のための送金ではないかとの疑義及び吉田が当該疑義の隠蔽を行おうとしたのではないかという疑義
： PXE の取引先への前渡金のうち 350,000,000 円は、吉田個人の借入金に対する返済のための送金であると認められる。
また、当該疑義の隠蔽に関しては、吉田が、監査法人に対しては隠蔽を行った事実が認められ、証券取引等監視委員会に対しては隠蔽を行おうとした可能性が高い。

- ② PXE において 2019 年 12 月期から 2023 年 12 月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計 18 件総額 1,649,000,000 円）について、取引の実体があるか否か
： 18 の取引のうち、17 の取引について取引の実体を確認することができなかった。

- ③ PXC が取締役会の承認を得ずに、吉田の個人借入について連帯保証を行ったか否か
： PXC の取締役会の承認を得ずに、吉田が、PXC を代表して吉田の個人借入について少なくとも 4 件連帯保証している契約書が見つかった。
そのうち 3 つは、吉田が、PXC に連帯保証させた事実が認められ、残りの 1 つについては連帯保証させた可能性が高い。

第4. 本件疑義等に関する調査結果

1. 認定事実

(1) 過去の不正行為と再発防止策の提案

PXCは、2022年3月31日に「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」で、吉田がPXCの取締役会の承認を受けずにPXCを連帯保証人とする金銭消費貸借契約書を締結したことが判明したことを適時開示した。

そして、PXCは、2022年4月28日に社内調査委員会を設置し、弁護士及び公認会計士による調査を実施することになった。その後、社内調査委員会は調査を開始したものの、PXCは、事案の性質上、より客観的かつ高い信頼性と独立性を担保した調査を実施するべきであるとの判断に至り、2022年5月16日付けで、PXCと利害関係のない経験豊富な外部専門家の追加選任を行い、調査委員の構成を一部変更し、社外調査委員会（以下「社外調査委員会」という。）と名称を変更することとなった。

社外調査委員会は、2022年6月30日付け調査報告書で、PXCに対して、大要、以下のよう

ア 吉田は、PXCの代表者に就任した2014年以前から、個人で投資にかかる事業を営んでおり、かねてより、自己の投資資金又は運転資金のために、個人的に第三者から借入れを行うことがあった。

2020年11月頃、吉田は、かつての勤務先の先輩であるα氏に対して、金銭の借入れについて相談を行った。これを受けてα氏は、β社の役職員ではないものの、自身がβ社のビジネスに関与していたことから、β社から吉田に対して資金を貸し付けるように、β社との調整を進めた。

イ 吉田は、β社との間で、以下のとおり、3回にわたり金銭消費貸借契約を締結し、合計2億円を借り入れた。なお、かかる借入れのうち、①の借入れを「第1回借入れ」、②の借入れを「第2回借入れ」、③の借入れを「第3回借入れ」といい、これらを総称して「本借入れ」という。

① 2020年11月12日付 金銭消費貸借契約書：金5000万円

② 2021年3月31日付 金銭消費貸借契約書：金1億円

（返済期限2021年4月30日）

③ 2021年10月1日付 金銭消費貸借契約書：金5000万円

（返済期限2021年11月26日）

吉田によれば、第1回借入れ及び第2回借入れの目的（資金使途）は、吉田がε社から個人的に借りていた資金の返済（借換え）のためであり、第3回借入れの目的（資金使途）については、個人的な知人に対する資金融通のためとのことである。

本借入れに際して、PXCが連帯保証を行ったのは、第2回借入れ及び第3回借入れのみであり、第1回借入れについてPXCが連帯保証を行った事実は確認されなかった。

ウ 本借入れの返済経過は、以下のとおりである。

- ① 第 1 回借入れについては、日付は不明であるものの、返済されているとのことである。
- ② 第 2 回借入れについては、2021 年 5 月 31 日に振込みにより返済されている。
- ③ 第 3 回借入れについては、2021 年 11 月 30 日に 1000 万円、2022 年 3 月 8 日に 4000 万円が振込みにより返済されている。

また、社外調査委員会からの依頼に応じてβ社から提出された確認書（以下「本確認書」という。）においても、β社は、本借入れはいずれも完済されていること、及びβ社から PXC に対する債権は一切存在しないことを確認している。

エ 上記のとおり、吉田は、本借入れのうち、第 2 回借入れ及び第 3 回借入れに際して、各金銭消費貸借契約書の連帯保証人欄に PXC の代表印を使用して押印を行っている。

オ 吉田は、第 2 回借入れの際に、β社から PXC を連帯保証人とすることを求められたため、金銭消費貸借契約書の連帯保証人欄に PXC の代表印を使用して押印した。

また、借入日と同日の 2021 年 3 月 31 日付けで、第 2 回借入れにかかる PXC の連帯保証を解除する旨の確約書（以下「第 2 回借入確約書」という。）がβ社及び PXC 間において作成されており、吉田はこれに PXC の代表印を使用して押印した。

カ 吉田は、第 3 回借入れの際にも同様に、β社から PXC を連帯保証人とすることを求められたため、金銭消費貸借契約書の連帯保証人欄に PXC の代表印を使用して押印した。

また、借入日と同日の 2021 年 10 月 1 日付で、第 3 回借入れにかかる PXC の連帯保証を解除する旨の確約書（以下「第 3 回借入確約書」という。）がβ社及び PXC 間において作成されており、吉田はこれに PXC の代表印を使用して押印した。

キ PXC では、上記のとおり印章管理規定を定めているところ、第 2 回借入れにかかる金銭消費貸借契約書（以下「第 2 回借入契約書」という。）及び第 2 回借入確約書、並びに、第 3 回借入にかかる金銭消費貸借契約書（以下「第 3 回借入契約書」という。）及び第 3 回借入確約書の作成当時、PXC の代表印による押印及び保管は、当時の PXC の取締役兼管理本部長である平出が管理責任者としてほぼ単独で管理をしていた。

そのため、吉田によれば、PXC の代表印の使用に際しては、明確な記憶はないものの、平出に依頼をして当該印を借り受けて使用したか、あるいは、平出が席を不在にしている間に平出の席上に置いてあった当該印を平出に無断で使用したかのいずれかではないかとのことである（いずれにしても、押印依頼申請書の作成を含む印章管理規定に基づく手続は行われていなかった。）。

もっとも、平出によれば、吉田が上記各書面に PXC の代表印を使用して押印をしたことは認識しておらず、2022 年 2 月に監査法人から指摘を受けたときに、初めて当該事実を認識したとのことである。

他方で、平出は、吉田が打合せの場で PXC の代表印を使用する必要がある場合等に、押印依頼申請書等の所定の手続を経ていなかったとしても、吉田の求めに応じて吉田に代表印を渡しており、また、代表印を自席の机上においたまま一時的に席を外すことがあ

り、施錠による管理も徹底されていなかったことを認めている。また、代表印の押印手続については、PXC の印章管理規定及び稟議規定に定める手続に従って行うことが必要であったが、実態としては形骸化しており、押印依頼申請書による申請等の手続が行われずに押印されている場合も相当程度あり、さらに、代表印の社外への持ち出しについても、申請の手続は必要とされていなかったとのことである。

そのため、平出が本件について認識することなく、吉田が代表印を使用することは十分可能な状況にあった。

なお、かかる吉田による PXC の代表印による押印に際して、稟議規定に基づく手続も行われていない。

また、社外調査委員会は、PXC に対して次のとおり再発防止策を提言した。

- ① 吉田の法令遵守・コンプライアンスに関する意識の強化策
- ② 吉田に権限が集中していたことの是正策
- ③ PXC のコンプライアンス体制の強化策
- ④ 継続的なモニタリング

(2) 本件疑義の発覚の端緒の前提（I 社の PXC の吉田に対する貸付けと、取引先による監査法人に対する不正取引の告発）

次に、本件疑義の発覚の端緒の前提となる事実について説明する。

I 社が提供した資料及び I 社の役職員の供述によれば、次のとおり、I 社の吉田に対する貸付けや、吉田が PXC を代表して PXC に連帯保証させた事実などが認められる（なお、この点は後記の調査対象①、調査対象②及び調査対象③の取引 4 に関わる。）。

また、その最中、PXE の取引先が、PXC の監査法人に対して宮古島リゾート開発案件の取引の実体が存在しないことを外部告発し、吉田が、これを隠蔽するために取引を仮装したことが認められる。

ア 2018 年 11 月 22 日：I 社の [] に対する 140,000,000 円の貸付け及び吉田の連帯保証

I 社、[] 及び吉田は、I 社が次の条件で [] に対して 140,000,000 円を貸し付け、吉田が連帯保証する 2018 年 11 月 22 日付け金銭消費貸借契約書を締結した。

返済期日：2018 年 12 月 17 日

利息：年 5%（年 365 日日割計算）

遅延損害金：年 21.90%（年 365 日日割計算）

吉田は、2022 年 3 月 4 日に I 社に対して 20,000,000 円を振り込んだ。

I 社によれば、上記貸付金の返済とのことである。

イ 2019年2月27日：I社の吉田に対する300,000,000円の貸付け、2019年5月24日：I社の吉田に対する150,000,000円の金銭消費貸借契約書の締結のし直し

I社及び吉田は、2019年2月27日、I社が次の条件で吉田に対して300,000,000円を貸し付ける2019年2月27日付け金銭消費貸借契約書を締結した。

返済期日：2019年5月24日

利息：年3%（年365日日割計算）

遅延損害金：年15%（年365日日割計算）

I社によれば、上記の貸付金のうち、2019年5月24日に50,000,000円、2019年5月27日に100,000,000円が返済されたとのことである。

そして、I社及び吉田は、残額の150,000,000円について2019年5月24日付け金銭消費貸借契約書を締結し直した。

返済期日：2019年7月23日

利息：年6%（年365日日割計算）

遅延損害金：年15%（年365日日割計算）

I社によれば、残額の150,000,000円の貸付金は、2019年7月23日に返済されたとのことである。

ウ 2019年9月11日：I社の吉田に対する350,000,000円の貸付け、PXC株式の担保提供、PXCの連帯保証

I社及び吉田は、I社が次の条件で吉田に対して350,000,000円を貸し付ける2019年9月11日付け金銭消費貸借契約書を締結した。

貸付日：2019年9月13日 100,000,000円

2019年10月7日 250,000,000円

※ ただし、実際の貸付日は2019年10月8日とのことである。

返済期日：2020年1月31日

利息：年10%（年365日日割計算）

遅延損害金：年15%（年365日日割計算）

この際、I社、吉田及びPXCは、吉田がI社に対してPXCの株式1,404,932株を担保として提供し、また、吉田がPXCを代表して吉田の債務について連帯保証させる2019年9月11日付け合意書を締結した。

I社の通帳によれば、I社は、「ヨシダヒロアキ」名義で、次のとおり返済を受けている。

日付	貸付金額	元本返済金額	利息支払金額	返済名義
2019.9.13	100,000,000			
2019.10.8	250,000,000			

2020.1.27			11,808,218	ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.1.28		130,000,000		ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.1.29		20,000,000		ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.1.31		50,000,000		ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.2.17		10,000,000		ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.2.28		20,000,000		ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.3.3		20,000,000		ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.3.5		100,000,000		ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.3.5			1,697,257	ヨシタ [△] ヒロアキ
合計	350,000,000	350,000,000		

※ I社の通帳を見ると、「ヨシタ[△] ヒロアキ」という濁点とヒの間に空欄がない名義と、「ヨシタ[△] ヒロアキ」という濁点とヒの間に空欄がある名義があり、I社側からは分かりにくいですが、別人が、「ヨシダヒロアキ」名義で振り込んだ可能性がある。

エ 2020年3月30日：I社の吉田に対する100,000,000円の貸付け、PXC株式の担保提供、PXCによる連帯保証

I社及び吉田は、I社が次の条件で吉田に対して100,000,000円を貸し付ける2020年3月30日付け金銭消費貸借契約書を締結した。

返済期日：2020年5月29日

利息：年12%（年365日日割計算）

遅延損害金：年15%（年365日日割計算）

この際、I社、吉田及びPXCは、吉田がI社に対してPXCの株式1,447,032株を担保として提供し、また、吉田がPXCを代表して吉田の債務について連帯保証させる2020年3月30日付け合意書を締結した。

I社の通帳によれば、I社は、「ヨシダヒロアキ」名義で、次のとおり2020年5月28日から2020年7月31日までの間に4,000,000円の支払を受けていて、I社は、補助元帳で、2020年9月1日に受取利息として処理した。

また、I社の通帳及びI社の役職員の供述によれば、I社は、「ヨシダヒロアキ」名義及び現金で、次のとおり2020年10月22日から2020年10月28日までの間に30,000,000円の返済を受けている。

日付	貸付金額	返済金額	返済名義
2020.3.30	100,000,000		
2020.5.28		2,000,000	ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.6.30		1,000,000	ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.7.31		1,000,000	ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.9.1	4,000,000 円を受取利息の返済として処理		
2020.10.22		27,000,000	ヨシタ [△] ヒロアキ
2020.10.28		2,000,000	ATM
2020.10.28		1,000,000	ATM

オ 2021年4月上旬：G社による HLB Meisei 有限責任監査法人に対する不正取引の告発

詳細は後述するが、この一連の貸付け等が行われた最中、PXEの取引先であるG社が、2021年4月9日に、PXE及びHLB Meisei 有限責任監査法人に対して次のとおり通知書を発送して不正取引を告発した。

「4. 対象会社ではホームページにおけるIRで宮古島案件を実際に取得し、取組みを始める旨の記載を行っておりますが、当社の見解としましては、そのような事実は存在せず、対象会社の株主及び投資を検討している投資家に事実誤認を招きかねないものと見ております。

……

現状、当社としても上記送金を沖縄県宮古島市の土地売買の売買代金として、会計処理を行うことについては問題があると考えており、極めて困却しております。」

(※「対象会社」はPXCを指している。)

カ 2021年4月23日頃：覚書の締結、吉田のI社に対する350,000,000円の取扱いについての懇願

I社及び吉田は、2021年4月23日、吉田が2021年4月23日にI社に対して20,000,000円を返済し、2021年4月23日時点の残高が50,000,000円である内容の覚書を締結した。

また、I社は、2021年4月23日、2021年3月31日付けで上記350,000,000円の返済について貸付金350,000,000円を復活させて仮受金350,000,000円を発生させる会計処理をしている。

さらに、I社には、次の書類が存在している。

i 2019年9月11日付け金銭消費貸借契約書

I社の吉田に対する450,000,000円の貸付けの契約書である。

ii 2020年1月28日付け合意書

吉田がI社に対して、「宮古島リゾートホテル建設開発計画に関する事業における対象地域の不動産」の取得取纏めに係る手付金等を支払い、手付金等として350,000,000円を上限として支払う内容の合意書である。

iii 2020年1月28日付け覚書

I社が吉田に対して上記iiの手付金等として次のとおり200,000,000円を支払う内容の覚書である。

2020年1月28日 130,000,000円

2020年1月29日 20,000,000円

2020年1月31日 50,000,000円

iv 2020年2月17日付け覚書

I社が吉田に対して上記iiの手付金等として次のとおり30,000,000円を支払う内容の覚書である。

2020年2月17日 10,000,000円

2020年2月18日 20,000,000円

v 2020年3月3日付け覚書

I社が吉田に対して上記iiの手付金等として次のとおり120,000,000円を支払う内容の覚書である。

2020年3月3日 20,000,000円

2020年3月5日 100,000,000円

I社によれば、吉田がI社に來訪して、既に吉田がI社に対して350,000,000円を返済したものの、貸付金の返済を一旦取り消してほしいと頼むとともに、上記5つの契約書に署名押印してほしいと依頼したとのことである。そして、I社によれば、I社は、既に350,000,000円の返済を受けている以上、会計処理の問題に過ぎないことから、特段問題ないと考えてこれに応じたとのことである。

この点、I社の供述について、次の理由から信用性が認められる。

- I社は、350,000,000円の振込について、一旦貸付金の返済として計上した後、仮受金に変更しており、I社の説明が客観的事実と整合すること
- 同一の日付（2019年9月11日）で、350,000,000円の金銭消費貸借契約書と450,000,000円の金銭消費貸借契約書という、内容に齟齬がある契約書が存在すること
- 2021年4月23日付け覚書に記載している、2020年3月30日付け金銭消費貸借契約書（貸付金100,000,000円）の残高が（100,000,000円－30,000,000円－20,000,000円＝）50,000,000円と書かれているところ、この貸付金の残高がI社の認識と整合していること
- 後述のとおり、2021年4月当時、G社がPXE及びHLB Meisei有限責任監査法人に対して、宮古島リゾート開発案件に関して実体がないことを告発している。

そのため、吉田には「宮古島リゾートホテル建設開発計画に関する事業における対象地域の不動産」の取得取纏めの契約を仮装する動機がある上、吉田が、HLB Meisei有限

責任監査法人の後任の会計監査人である監査法人アリアに対して2020年1月28日付け合意書等を提出していること

キ 2021年4月26日：覚書の締結、2022年12月20日：覚書の締結

I社及び吉田は、

- I社が吉田に対して100,000,000円を貸し付ける2020年3月30日付け金銭消費貸借契約書（残高50,000,000円）
- I社が[]に対して140,000,000円を貸し付けて吉田が連帯保証する2018年11月22日付け金銭消費貸借契約書

の2つの契約書に関して、次の内容の2021年4月26日付け覚書を締結した。

i 吉田に対する支払金額

- ・2021年4月23日付け覚書 50,000,000円
- ・2018年11月22日付け連帯保証 70,000,000円（連帯保証）

（I社によれば、好意で、連帯保証債務の範囲を70,000,000円に限定したとのことである。）

ii 支払方法

吉田が2021年4月26日にI社に対して、吉田が保有するPXCの株式1,000,000株を譲渡する方法による支払

iii 1,000,000株の株式譲渡

当面の間は吉田の名義とする。

iv 株式名義

I社が依頼すれば、吉田は名義変更に応じる。

しかしながら、I社によれば、[]も吉田も返済に応じなかったとのことである。

そこで、I社は、2022年12月20日、吉田との間で次の内容を含む覚書を締結した。

i 支払金額

2018年11月22日付け金銭消費貸借契約書の連帯保証債務の残金は120,000,000円である。

（元本140,000,000円のうち、20,000,000円は、2022年3月4日に返済済みである。）

ii 返済期日

既に返済期日を徒過しているため、返済期日について2023年3月31日に50,000,000円、2023年6月30日に70,000,000円とする。

ク 2023年10月10日：J社の吉田に対する100,000,000円の貸付けに係る公正証書、2024年2月1日：吉田のJ社に対するPXCの株式3,000,000株の株式譲渡

I社のグループ企業であるJ社、吉田及びb氏は、2023年10月10日、I社が2023年8月31日に次の条件で吉田に対して100,000,000円を貸し付けてb氏が連帯保証する2023年10月10日付け金銭消費貸借契約公正証書を作成した。

返済期日：320,000円 2023年10月31日
320,000円 2023年12月31日
160,000円 2024年1月31日
元本 2024年1月31日
利息：年2%（年365日日割計算）
遅延損害金：年14.6%（年365日日割計算）

この際、吉田は、2023年8月31日付けでI社に対してPXCの株式3,000,000株を担保として提供したことを確認し、また、b氏は、これについて連帯保証した。

吉田とJ社は、吉田がJ社に対してPXCの株式3,000,000株の株式を、この貸付けに係る返済として108,300,000円（利息、遅延損害金を含む。）で代物弁済して譲渡する内容の2024年2月1日付け株式譲渡契約を締結した。

（3）従業員による吉田の不正行為に係る日記の作成

上記のとおり、吉田の個人的な借入れが遅くとも2019年2月から始まっていて、2021年4月には外部から宮古島リゾート開発案件の取引の実体がない旨の告発や、取引の更なる偽装行為が行われているが、デジタル・フォレンジックの結果、PXCの従業員であるh氏のメールアドレスから、2021年8月26日以降に同一のメールアドレス（h氏のメールアドレス）に対して送信した「日記」と題する送信メールが発見された。発見された「日記」のメールは合計5通である。

その日記には、PXEが太陽光発電事業の取引の手付金を支払う体裁で吉田の知り合いの会社に膨大な資金を送金していること、稟議申請に当たって相談や抗議を行っていること、資金が吉田の借入金や金利の支払に充てられているようであること、吉田に対して通常の太陽光発電事業の案件を行うべきことを相談しているが直近1年で「まじめな案件がない」こと、会社に不穏な噂がある関係者が出入りしていること、（本報告書で後述する）F1社及びF2有限責任事業組合の取引を行うことについて取締役に対して反対していること、社内の者が当該「日記」と題するメールを発見した場合にこれを削除する可能性があるため複数のアカウントに送信していること、などが記載されている。

この点、h氏は、上記「日記」と題するメールに関して、自分自身で送信したメールかどうかすら分からない、社内の第三者がメールした可能性がある、メールについては記憶にない、などと供述した。

しかしながら、社内の第三者が h 氏のメールアドレスを使用すること自体にわかに信じ難い。しかも、メールの送信先は同じく h 氏のメールアドレスである。すなわち、仮に社内の第三者がメールを送信したのだとすると、h 氏が、送信メールか、受信メールをみれば、当該メールは容易に閲覧可能であるから日記の存在が直ちに h 氏に発見されるし、身に覚えのない h 氏は会社に報告する可能性が高い。そのようなリスクを犯して、第三者が、h 氏のメールアドレスを利用して、当該メールアドレスにメールを送信するなどおよそ考え難い。

このように、h 氏の供述は、およそ不自然・不合理な供述であり、到底措信し難い。もっとも、h 氏は、頑なに自らメールを送信した事実を否定しており、メールに関する説明をしなかったため、上記メールの経緯や真相は不明である。

(4) 吉田の監査法人に対する隠蔽行為

吉田と、監査法人アリアは、上記の I 社の貸付けに関して 2022 年 2 月 28 日及び 2022 年 3 月 1 日に、次のやり取りをしている（下線は当委員会が引いた。）。

監査法人アリア	<p>ピクセルカンパニーズ株式会社 吉田様 お世話になっております。 監査法人アリアの [] です。 入出金記録の方、拝見させて頂きました。 法人内で、返済目的、宛先、時期、金額に関して、追加的に確認が必要との意見が出されております。 I 社側に残高確認状を送付させて頂き、 金銭消費貸借契約に基づく、借入、返金の時期・金額について確認させて頂くことは可能でしょうか。 何卒、よろしくお願い申し上げます。</p>
監査法人アリア	<p>ピクセルカンパニーズ株式会社 吉田様 お世話になっております。 監査法人アリアの [] です。 吉田様にご教示いただきました返済履歴を元に、I 社様への残高確認状案を作成させて頂きました。 (利息の支払に関して、記載できておりませんので、利息の返済分等は別途ご加筆頂けますと幸いです) <u>また、前回、2021 年 5 月 14 日に入手いたしました残高確認状ですと、2021 年 3 月 31 日時点で、債権債務がないとの回答となっておりますが、（下記ご参照ください）</u> <u>前回、吉田様の返済明細ですと、2021/3/31 時点で 211 百万円の借入金残高があることとなっております。</u> <u>つきましては、前回確認状の「債権債務がない」との記載に関して訂正</u></p>

	<p>印による訂正も併せてお願いできますでしょうか。</p> <p>ご無理を申し上げ大変恐縮ですが、 監査意見形成のための重要な手続となります。</p> <p>何卒、よろしくお願い申し上げます。</p>
吉田	<p>■さま</p> <p>I 社代表者に連絡をしたところ、ただいまは今週末まで北海道にいますので、下記リクエストに今は対応できないと連絡がございました。</p> <p>来週に大阪に戻るそうなので、その後私が大阪に出向いて説明した後に訂正関係書面を取り寄せようと思います。…… (略) ……</p>
監査法人アリア	<p>吉田様</p> <p>お世話になっております。</p> <p>監査法人アリアの■です。</p> <p>ご連絡ありがとうございます。</p> <p>ご状況、承知いたしました。</p> <p>金銭消費貸借契約の返金受領書が到着次第、PDF でお送りいただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>何卒、よろしくお願い申し上げます。</p>
PXC	<p>■さま</p> <p>金銭消費貸借契約の返金受領書の再発行依頼に基づき、資料が届きましたので</p> <p>取り急ぎお送りいたします。添付書類ご確認ください。</p> <p>原本およびコピーは監査役に提出いたします。</p>

吉田は、この際、監査法人アリアに対し、I 社の印影がある 2019 年 7 月 23 日付け 300,000,000 円の受領書及び 2021 年 4 月 23 日付け 452,000,000 円の受領書を提出した。

【2019 年 7 月 23 日付け 300,000,000 円の受領書】

但し、2019 年 2 月 27 日付金銭消費貸借契約に基づく、返済金として。

受領日	受領金額
2019 年 5 月 24 日	102,000,000 円
2019 年 5 月 29 日	30,000,000 円
2019 年 5 月 29 日	16,500,000 円
2019 年 7 月 23 日	151,500,000 円

【2021 年 4 月 23 日付け 452,000,000 円の受領書】

但し、2019 年 9 月 11 日付金銭消費貸借契約に基づく、返済金及び利息として。

受領日	受領金額
2019 年 12 月 18 日	20,000,000 円
2020 年 3 月 31 日	92,000,000 円
2020 年 10 月 22 日	27,000,000 円

2020年11月13日	50,000,000円
2021年3月31日	52,000,000円
2021年4月7日	41,000,000円
2021年4月23日	20,000,000円
2021年4月23日	150,000,000円

各受領書には受領日及び受領金額が記載されているが、受領日及び受領金額が実態に沿っていない。

そして、I社によれば、I社は各受領書に押印していないとのことである。

この供述を前提にすれば、各受領書は、偽造されたものということになる。

これに対し、吉田は、I社に依頼して押印してもらったものである、と供述しており、双方の供述は相反している。

当委員会が確認した各受領書は写しであり、画像加工などで印影を付すことが可能であるため、受領書の真正な成立を確認するためには、受領書の原本を確認する必要がある。しかしながら、PXCによれば各受領書の原本の所在は不明であるとのことである。

したがって、当委員会としては、吉田が供述するように受領書が真正に成立したと確認することはできなかった。

いずれにしても、吉田が、監査法人に対して、内容虚偽の受領書を証憑として提出した事実が認められる。

(5) 証券取引等監視委員会から吉田に対する本件疑義に関する指摘

吉田及びPXCは、2024年3月21日に証券取引等監視委員会から本件調査事項に関連してヒアリングの実施を含む調査を受け、次のメールを受領した（下線は当委員会が引いた。）。

「下記質問事項

①吉田さんは、現在、2019年9月11日付け金銭消費貸借契約に基づきI社から借り入れた3億5000万円を1円も返済していないと説明されていますが、2022年3月1日には、アリア監査法人の〇〇〇氏宛てに、I社の押印のある、上記金銭消費貸借契約に関する返済金の受領書を送付しています（別添のメール参照）。この受領書の作成経緯をご説明いただくとともに、吉田さんの現在の説明と上記受領書との内容が齟齬する理由についてご説明ください。

②2021年4月23日付けの吉田さんとI社との間の覚書(㉞)では、同日時点で2019年9月11日付け金銭消費貸借契約に基づく借入金の残高が5000万円である旨記載されています。

また、2021年4月26日付けの吉田さんとI社との間の覚書(㉟)では、上記㉞の覚書の内容を改めて確認され、かつ、当事者欄には手書きで吉田さんの署名が記載されています。

上記覚書⑦、⑧の作成経緯をご説明いただくとともに、吉田さんの現在の説明（※3億5000万円の借入金を1円も返済していない旨の説明）と上記覚書⑦、⑧との内容が齟齬する理由についてご説明ください。

③吉田さんはピクセルの宮古島案件の3.5億円の投資について2020年1月28日のI社との合意書が根拠と説明されていますが、こちらの合意書は有効期間が2年とされ既に切れており、I社では帳簿上は吉田さんへの貸付金と相殺されています。現状、両社で主張が異なっています。異なっているのであれば両社で話し合いの上、その結果の内容をご教示ください。

④下記の案件の前渡金の動きをお調べの上、ご説明ください。また、各案件に関する進捗状況につき、先方とやり取りした当時のメールや、先方から提出を受けた進捗報告資料等、各案件が成就しなくとも、作業はされていたことが分かる証憑をご提出ください。

C社 八王子案件

C社 滋賀県 甲賀市案件

F1社 熊本県 あさぎり発電所

F1社 滋賀県 大津市発電所

F1社 群馬県 みどり市発電所

F1社 長野県木曾町案件

F1社 岡山県高屋町案件

F2有限責任事業組合 熊本県菊池市案件

F2有限責任事業組合 熊本県阿蘇市案件

F2有限責任事業組合 熊本県水俣市案件

④ピクセルエステートは、2021年5月20日、C社に対し、前渡金として6000万円を送金していますが、同日、同額がC社からE社に送金されています。また、ピクセルエステートは、2021年5月27日、F1社に対し、前渡金として7000万円を送金していますが、同日、同額がF1社からE社に送金されています。

昨日のご説明では、C社のc氏、E社、F1社のf氏さんにご確認いただけたことでしたので、上記資金の流れについてご確認の上、根拠となる資料とともになぜこのような資金の動きになっているのかご説明ください。

⑤ピクセルエステートは、2020年12月3日、E社に対し、宮古島不動産取得手付金として5200万円を送金していますが、翌日、5000万円がE社からK社に送金されています。ピクセルエステート（又は吉田さん個人）とK社との関係についてご説明いただくとともに、関係者に確認するなどした上で、上記資金の流れについてご説明ください。仮に、E社及びK社が宮古島土地取得のために動いているのであれば、その事実を裏付ける当時の証憑もご提出ください。

※なお、①～⑤に対するご回答は、ご回答内容を裏付ける客観資料（Excelベタ打ち資料等ではなく、外部の第三者が作成した資料又は第三者とのやり取りが分かる外部証憑）を併せてご提出ください。

※また、①～⑤に対するご回答は、揃ったものから順次メールにてご回答及び資料のご提出をお願いします。」

その後、I社は、2024年6月5日、PXCの監査役に対して、I社文書を送付した。内容は以下のとおりである。

「拝啓 新緑の候貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2024年4月25日に貴社の代表取締役 吉田弘明氏が株式会社I社 グループ本部に来社され、I社代表者と面談しました。その時の打ち合せの内容に上場会社として大変あるまじき内容の話がありましたので、役員の皆様にお知らせしたく筆をとりました。その時の内容はほぼテープに録音されておりますので、お知らせいたします。

- ① ピクセルカンパニーズの子会社にピクセルエステートがあり、連結を行っているが、裁判をしたり、宮古島の関係でお金を出して金融庁の調査が入ったりしてごちゃごちゃしているから連結から外して売却したい。データセンターがあるから、このごちゃごちゃはきれいにしないとイケない。
- ② 前回金融庁に行って言われているのは、「吉田さんの主張は宮古島に3億5千万円を支払ってますよね」と言われ、「払っています」と答えている。「I社の会長への返済資金じゃないですか」と言われているが、「ちがいます」と言い続けている。「であれば、会長への返済ではなく宮古島の資金であれば、I社とうちとの合意が必要ではないですか」というところが議論になっている。その合意文書を作る必要がある。
- ③ 3億5千万円をピクセルエステートがI社に宮古島の資金として出していることにして合意文書を作りたい。但し、本当は違うという文章を差し入れるから合意文書を締結してもらいたい。

という申し入れがありました。

私は、宮古島資金で3億5千万円をI社にピクセルエステートが出しているという、事実がないことは契約できないと言って断りました。吉田社長は、契約してもらわないと過去の決算を変えないとイケないので大変やっかいなことになると再度頼んで帰りました。この吉田社長と私との会話はテープに録音しています。

以上が吉田社長との打ち合せ内容です。ありもしない宮古島への資金3億5千万円をI社から出していることにして財務諸表に載せ、金融庁から合意書の提出を求められ、私のところに来て虚偽の合意書を締結してほしいという経営姿勢は、上場会社の社長として大変問題があることは言うまでもありません。正しい財務諸表が出来ていません。

ピクセルカンパニーズの役員の皆様が黙認すれば、会社ぐるみで虚偽をしていることになりま
す。大変な事件になると思います。私が金融庁に話す前に、役員の皆様で調査をしていただき、
正しい処置をしていただきますよう、お願い申し上げます

敬具」

I社によれば、上記の文書のうち①、②の部分は録音しているものの、録音を途中で止めたた
め、③の部分を録音していないとのことである。

また、I社によれば、金融庁に対しても上記の事実を通告したとのことである。

(6) 本件疑義の発覚の端緒

PXC は、2024 年 8 月 13 日に「特別調査委員会設置に関するお知らせ」で適時開示したとお
り、証券取引等監視委員会が、2024 年 6 月 16 日、本件疑義等について第三者委員会による調
査を行うように要請し、2024 年 7 月 5 日、当委員会を設置した。

なお、当委員会が PXC に対して適時開示の委嘱事項の部分の記載を下記のとおりに変更するよ
うに提案したが、PXC は、下記記載のとおりに原案のまま適時開示した。

適時開示の記載（原案）	当委員会の変更案
①ピクセルエステート株式会社（2024年6月1日付で売却済み）の取引先への前渡金（350百万円）が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義の調査	①ピクセルエステート株式会社（2024年6月1日付で売却済み）の取引先への前渡金（350百万円）が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義及び <u>当社代表取締役が当該疑義の隠蔽行為を行おうとしたのではないかという疑義の調査</u>
②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件）が実体のない取引ではないかとの事実関係の調査	②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件総額1,649百万円）について、 <u>取引実態があるかとの疑義の調査</u>
③④⑤ 略	③④⑤ 略

(7) 小括

以上が前提となる調査の経緯の概況である。

次に、調査対象項目について検討する。

調査対象①は、調査対象②の取引が前提となることから、調査対象②、調査対象①、調査対象③の順で検討する。

2. 調査対象② (PXEにおいて2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引(計18件総額1,649百万円)について、取引の実体があるか否か)

(1) 総論

ア 調査対象取引

調査対象となる取引は以下のとおりである。

なお、「取引 No.」は、証券取引等監視委員会が付番したものである。

【調査対象取引一覧】

No.	調査対象取引先	案件名	契約締結日
1	C社	埼玉県本庄市案件	2019年5月24日
2	D1社	奈良県奈良市案件	2019年5月24日
3	H社	KAKUSA 案件	2020年10月16日
4	G社	宮古島リゾート開発案件	2020年1月15日
5	B社	農振除外申請等業務委託案件	2020年5月29日
6	E社	宮古島E地点案件	2020年11月30日
7	D2社	埼玉県飯能市案件	2020年2月6日
8	C社	千葉県低圧5案件	2020年9月1日
9	C社	八王子メガソーラー発電所案件	2021年5月20日
10	C社	滋賀県甲賀市案件	2021年9月16日
11	F1社	熊本県あさぎり市案件	2021年5月27日
12	F1社	滋賀県大津市案件	2021年5月27日
13	F1社	群馬県みどり市案件	2021年5月27日
14	F1社	長野県木曾郡案件	2021年6月3日
15	F1社	岡山県井原市案件	2021年6月3日
16	F2 有限責任事業組合	熊本県菊池市案件	2021年8月31日
17	F2 有限責任事業組合	熊本県阿蘇市案件	2021年10月26日
18	F2 有限責任事業組合	熊本県水俣市案件	2021年11月15日

イ 検討の視点

以下の各【資金の流れチャート図】とおり、当委員会は、調査対象取引に関する前渡金及びこれに関連する資金の流れを認定した。

調査対象取引の大半は、PXEが太陽光発電施設売買契約等の案件の前渡金名目で取引先(以下「調査対象取引先」と総称する。)に送金した金銭が、調査対象取引先の銀行口座に入金された直後又はこれに近接する時期に、全額又は大部分が、吉田個人の借入先であるI社や、吉田又は別法人等に対して送金されたか、現金出金によって費消された。また、資金の流れに関与する当事者には、複数の調査対象取引に関与している者が複数おり、真実は、吉田が、調査対象取引先と通謀して、太陽光発電施設売買契約等の案件の前渡金ではなく、吉田個人の借入

先である I 社に対する返済原資等の別目的のために出金された可能性があるといわざるを得ない。

この点、一部の前渡金等に係る契約については、契約を締結したと評価することができなかった。前渡金等に係る契約が形式的に締結されていたとしても、相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効となる（民法 94 条 1 項、通謀虚偽表示）。

通謀虚偽表示について、裁判例を概観して分析すれば、通謀虚偽表示の判断に当たっては 2 つの過程があると分析されている。

- ① 1 つ目は、意思表示とは異なる真意が何かという点に関する事実認定
- ② 2 つ目は、認定された意図・目的が、意思表示による法律効果を生じさせない趣旨のものとして認められるかという若干評価的要素を含む認定

である。

そして、①については間接事実を総合して判断するが、取引の対価や、当事者間の交渉経緯から当事者が法律行為に従って効果を欲していないと推認されるか否かを検討するとされている（以上について、村田渉編『事実認定体系<民法総則編>1』268 頁、295～296 頁（第一法規、2017 年））。

また、裁判例の中には、上記に沿って経済的側面や、契約上の義務の履行に関する側面の他、契約当事者の人的関係を考慮しているものがある（東京地判平成 18 年 1 月 27 日_L06130987 等）。

この観点で検討すると、調査対象取引の大半は、太陽光発電施設や、建設予定地の土地の所有権や地上権、発電所設置に必要な許認可などの権利等を対象としているが、これらの権利の保有者との直接の取引ではなく、当該案件を紹介した者（調査対象取引先）との売買契約（いわゆる他人物売買）である。そして、権利を保有していない紹介者に対する前渡金は、権利者との交渉のための費用や、権利者に対して交付する前渡金などの目的で交付される。

そうすると、調査対象である、PXE が調査対象取引先に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電施設売買契約等の取引の実現を目的として交付されたかを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田や、調査対象取引先から、太陽光発電施設売買契約等の交渉経緯に関する資料の提出を求めた。また、調査対象の太陽光発電施設売買契約等が締結された時点における当該施設等の権利者に対し、PXE や調査対象取引先との交渉状況を照会した。

また、当委員会は、吉田や調査対象取引先、更はその先の資金移動先に対して、前渡金名目で送金された資金の移動の経緯、理由について照会した。

ウ 調査結果の概要

(ア) 権利者との具体的な交渉経過

いずれの調査対象取引についても、権利者との具体的な交渉が行われたことや、前渡金が権利者に交付されたり交渉の諸費用として費消されたりするなど、前渡金が太陽光発電施設売買契約等の取引実現のために用いられたことの裏付けとなる的確な証憑は発見されなかった。

複数の調査対象取引先は、当委員会に対して、異口同音に、権利者との交渉は、電話や実際に面談して交渉したためメールなどの資料は一切残っていない、などと供述して、客観的資料を提出しなかった。権利者との交渉について、メールやFAX等の文書が一つも残らないこと、しかも、いずれの調査対象取引でも同様の事象が生じていることは不自然極まりないというほかない。

また、当委員会は、太陽光発電施設等の当時の権利者に対して交渉状況等について照会した。

当委員会の照会に対して回答した権利者は少数であったが、得られた回答の中に、PXE や調査対象取引先との間で具体的な交渉を行った、という回答はなかった。

この点について、PXC 及び調査対象取引先は、調査対象取引に係る太陽光発電施設等の事業認定申請書、経済産業省からの認定通知書など、権利者が所持している資料を保有しており、これらを証憑として当委員会に提出している。

しかしながら、これらの資料は、権利者が、太陽光発電施設等の権利の売却を目的として、多数の売却候補者やその仲介者に対して広く交付する、初期的な資料に過ぎない。

吉田や調査対象取引先は、これらの初期資料を端緒として、太陽光発電施設等の取引に仮装して資金流出を実行した可能性がある。実際、太陽光発電施設等の権利者が、当該施設等の売却を検討しておらず、事業認定申請書、認定通知書を外部に交付しない場合、当該施設等の売買契約書等の書類を整えることは困難である。

したがって、PXC や調査対象取引先がこれらの資料を所持しているからといって、PXE が調査対象取引先に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電施設売買契約等の取引の実現を目的として交付されたことを裏付ける証憑とはならない。

(イ) 前渡金名目で送金された資金の移動の経緯、理由

調査対象取引に関連する資金の流れは、各【資金の流れチャート図】のとおりである。

いずれの調査対象取引についても、資金の流れのとおり、PXE が太陽光発電施設売買契約等の案件の前渡金名目で調査対象取引先に送金した資金は、調査対象取引先の銀行口座に入金された直後又はこれに近接する時期に、全額又は大部分が、吉田個人の借入先である I 社や、吉田又は別法人等に対して送金されたか、現金出金によって費消された。また、資金の流れに関与する当事者には、複数の調査対象取引に関与している者が複数おり、真実は、吉田が、調査対象取引先と通謀して、太陽光発電施設売買契約等の案件の前渡金ではなく、吉田個人の借入先である I 社に対する返済原資等の別目的のために出金された可能性があるといわざるを得な

い。特に、吉田や、A 社に送金されたり、「ヨシダヒロアキ」名義で送金されたりしている資金については、その疑いが極めて高い。

吉田や A 社に送金されたり、「ヨシダヒロアキ」名義で送金されたりしている資金について、吉田や、調査対象取引先は、異口同音に、吉田が個人的に貸し付けた金銭の返済や、業務委託費等の支払である、などと供述する。

しかしながら、貸付金の返済であると供述しながら、吉田の貸付けの事実を証する資料（金銭消費貸借契約書、貸付時の送金の取引明細、当時のメールのやり取り）などは一切提出されなかった。

また、吉田や、調査対象取引先は、異口同音に、銀行口座からの送金ではなく、現金で貸し付けたものであり、金銭消費貸借契約書も締結していない、いくら貸し付け、いくら返済を受けたか特に記録を残してもいない、などと供述する。

しかしながら、数千万円単位の貸付けを、現金で行い、金銭消費貸借契約書はおろか、記録も残さないなどおよそ考え難い。しかも、貸付け時は全て現金で受け渡ししながら、返金のみ銀行口座から送金するというのも不合理というほかない。吉田や、調査対象取引先の供述は信用に値しない。

そもそも、吉田らの供述を前提にしても、前渡金は、真実、太陽光発電施設等の取引の実現に向けて交付、使用されるべきものであり、交付先の会社の運転資金や、個人的な借入金の返済資金に回されるべき資金ではない。吉田らの供述を前提にしても、吉田の返済原資の資金ニーズのために、直ちに使う見込みのない前渡金を交付し、これを原資として、吉田個人の借入金に対する返済を行ったものとしか考えられず、太陽光発電施設等の取引の実在性を認めることはできない。

(ウ) 小括

以上から、取引の実在性（PXE が交付した前渡金が、真実、太陽光発電施設売買契約等の取引実現を目的として交付されたこと）を認めることはできなかった。

エ 調査対象取引先

調査対象取引先のうち、以下の法人は、複数の調査対象取引（実体の確認できない取引）や、資金の受け渡しに関与した法人である。

これらの法人の代表者や業務執行者は、吉田と個人的なつながりがあることから、吉田との通謀が疑われる。

① C 社（代表取締役：c 氏）（取引 1、8、9、10）

吉田によれば、c 氏（C 社の代表取締役）と、d 氏（D1 社、D2 社及び D3 社の代表取締役）と、a 氏（PXE の元代表取締役・PXC の元取締役）は、同郷の同級生とのことである。

c氏によれば、c氏は、[redacted]で勤務していたところ、[redacted]が、ハイブリッド・サービス株式会社（PXCの前身であり、PXCは、2015年10月、ハイブリッド・サービス株式会社の会社分割によって設立された。以下、会社分割・商号変更の前後を問わず「PXC」という。）から業務受託する形式でPXCと関わるようになったとのことである。

そして、C社は、2014年11月1日、PXCとの間で、PXCが指定する事業の運営支援やこれに関連、付随する一切の業務について業務委託契約を締結し、c氏は、業務受託者としてPXCグループと関わるようになった。

C社とPXCの業務委託契約は、2019年5月14日に終了している。

また、変更報告書No.7、変更報告書No.8及び[redacted]の登記情報によれば、吉田と[redacted]は、2019年5月28日まで、PXCの株式の共同保有者であった。そして、[redacted]の無限責任組合員である[redacted]の業務執行社員の変遷は次のとおりで、吉田とc氏が代わる代わる代表社員等を務めている。

2015年2月17日～2018年4月2日：吉田が代表社員及び業務執行社員

2018年4月2日～2019年1月7日：c氏が代表社員及び業務執行社員

2019年1月7日～2020年6月17日：吉田が代表社員及び業務執行社員

2020年6月18日：解散

② D1社（代表取締役：d氏）、D3社（代表取締役：d氏）、D2社（代表取締役：d氏）
（取引2、7）

吉田によれば、c氏と、d氏と、a氏は、同郷の同級生とのことである。

PXCによれば、d氏は、太陽光発電施設等の取引に精通しており、PXEが太陽光発電施設等に関する事業を開始するに当たって、d氏の協力を得たいと考えた。そこで、PXCとd氏は、2019年5月14日、業務委託契約を締結し、d氏がPXCグループにおける事業の運営支援やこれに関連、付随する一切の業務について業務受託者としてPXCグループと関わるようになり、d氏は、PXCの太陽光発電事業部長に就任した。

d氏とPXCの業務委託契約は、2022年2月28日に終了している。

③ F1社（取引11～15、愛媛県西予市案件）

F1社と、F2有限責任事業組合は本店所在地が同一である。

f氏によれば、F1社及びF2有限責任事業組合は、f氏が支配する法人とのことであり、F1社の業務執行にも関与しているとのことである。

また、名義人として代表取締役を選任しているだけで、実質的には、f氏が出資者で、f氏が支配する法人とのことである。

④ E社（代表取締役：e氏）（取引6、9、11～15、愛媛県西予市案件）

E社は、令和2年7月8日に設立された、沖縄県那覇市所在の、不動産に関する開発、立案、企画等のコンサルティングを目的とする合同会社である。

当委員会の調査の結果、E社の設立費用（司法書士への支払等）について、吉田の個人会社であるA社が負担していたことが認められ、E社の設立や事業に吉田が関与していたことが窺われる。

当委員会は、E社の代表社員、業務執行社員であるe氏に対し、ヒアリング要請を行い、同人代理人弁護士の要請を受けて、書面で質問事項を送付したが、e氏は、回答期限までに回答しなかった。

他方、吉田は、E社の設立や事業に関して、次のとおり供述した。

- e氏は、c氏と、d氏と、a氏と同郷の同級生とのことであり、d氏、a氏と一緒に上京し、吉田の父親が経営する会社で勤務するようになった。
- d氏と、a氏が太陽光発電事業で成功したため、e氏も太陽光発電事業に関わりたいたいというので、E社を設立した。
- A社がE社の設立費用を負担したことについて、記憶は定かではないが、設立資金を貸した可能性がある。
- e氏は、吉田の父親の会社の業務が忙しくなり、E社の事業にあまり関われなくなり、E社は、i氏、j氏、f氏が実質的に業務に関わっていて、i氏、j氏が主に業務を担っていた。
- e氏にf氏、i氏を紹介したのは吉田である。
j氏は、i氏がパートナーとして連れてきた。

⑤ F2 有限責任事業組合（組合員：f氏）（取引16～18）

F1社と、F2有限責任事業組合は本店所在地が同一である。

この点について、f氏によれば、F1社及びF2有限責任事業組合は、f氏が支配する法人とのことである。

（2）取引1（埼玉県本庄市案件）

ア 取引の概要

PXEは、C社との間で、埼玉県本庄市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の2019年5月24日付け売買契約を締結した（以下「埼玉県本庄市案件」という。）。

上記売買契約では、売買代金、代金支払日について以下のとおり定められていて、他人物売買であり、土地の所有権移転登記を受けていたのはD2社である。

（売買代金）

売買代金総額 608,148,148 円 (消費税別)

設備代金合計 518,148,148 円

土地代金合計 90,000,000 円

(支払時期)

第 1 回 2019 年 5 月 24 日 初回金 55,555,556 円

第 2 回 2020 年 4 月 30 日予定 中間金 367,555,555 円

第 3 回 2021 年 3 月 31 日予定 連系金 185,037,037 円

(白紙解除)

「甲 (C 社) 及び乙 (PXE) は、本件権利が第三者の所有であることを確認する。また甲が本件権利を購入できず乙に譲渡できない場合、本契約は白紙解約とする。」

(稟議申請日)

2019 年 5 月 28 日 (稟議書起案者・h 氏)

PXE は、2019 年 5 月 24 日、埼玉県本庄市案件の前渡金として、C 社に対して 60,000,000 円を送金した。

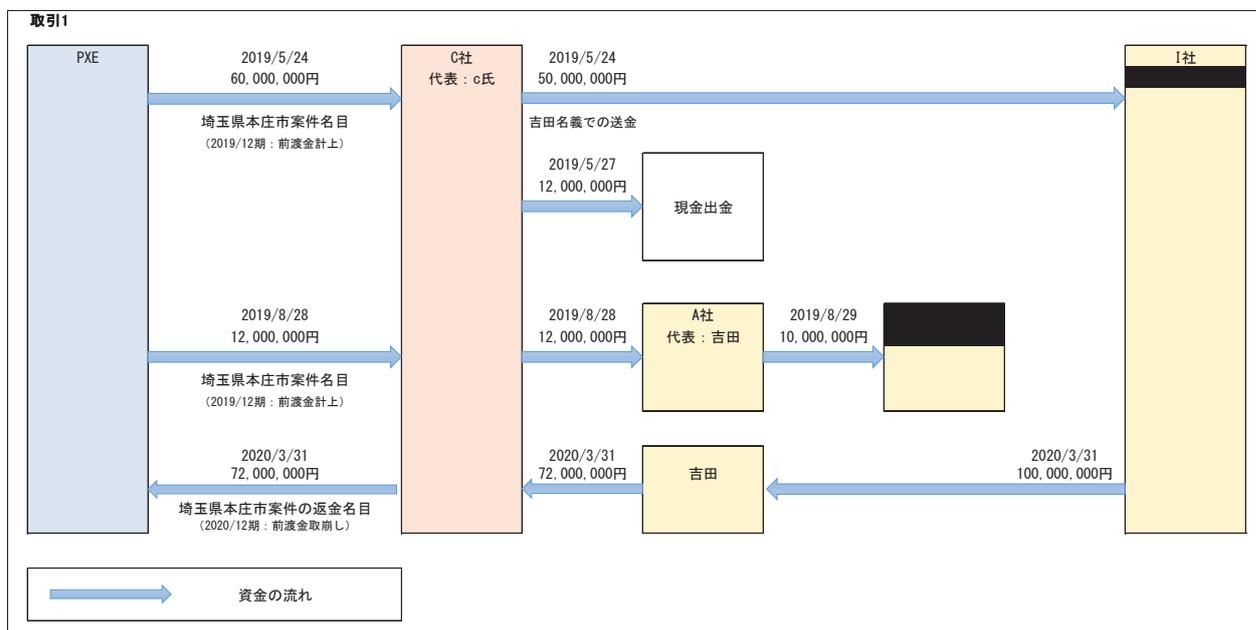
また、PXE は、2019 年 8 月 28 日、同じく埼玉県本庄市案件の前渡金として、C 社に対して 12,000,000 円を送金した。

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、以下の資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図①】



既に説明したとおり、前提として、I社は、2019年2月27日、次の条件で吉田に対して300,000,000円を貸し付けた。

返済期日 : 2019年5月24日

利息 : 年3% (年365日日割計算)

遅延損害金 : 年15% (年365日日割計算)

そして、上記の貸付金のうち、2019年5月24日に50,000,000円、2019年5月27日に100,000,000円が返済され、I社及び吉田は、残額の150,000,000円について2019年5月24日付け金銭消費貸借契約書を締結し直した。

返済期日 : 2019年7月23日

利息 : 年6% (年365日日割計算)

遅延損害金 : 年15% (年365日日割計算)

この点に関して、【資金の流れチャート図①】のとおり、C社は、2019年5月24日、本庄市案件の前渡金60,000,000円を受領し、すぐさまI社に対して「ヨシダヒロアキ」名義で、50,000,000円を送金し、I社が2019年2月27日付け金銭消費貸借契約の返済金として受領している。

なお、C社は、2019年5月27日に引き出した現金12,000,000円の具体的な用途について明らかにしていない。

また、C社は、上記のとおり、2019年8月28日、埼玉県本庄市案件の前渡金12,000,000円を受領し、すぐさまA社に対し、同額を送金している。A社は、2019年8月29日、

■に対して 10,000,000 円を送金している。そして、吉田によれば、当該送金は個人的な借入金の返済である、とのことである。

さらに、PXE は、2020 年 3 月 31 日、C 社から埼玉県本庄市案件の前渡金 72,000,000 円の返金を受けている。

上記【資金の流れチャート図①】のとおり、吉田は、2020 年 3 月 31 日、I 社から個人的に 100,000,000 円を借り入れて、それを原資にして、吉田が 2020 年 3 月 31 日に C 社に送金し、C 社が 2020 年 3 月 31 日に PXE に対し、前渡金 72,000,000 円を返金している。

以上の資金の流れから見れば、PXE が C 社に対して埼玉県本庄市案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、I 社に対する返済原資として出金された可能性がある。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料

PXE が C 社に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電所に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田及び c 氏に対して、埼玉県本庄市案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田及び c 氏は、裏付けとなる証拠を提出していない。

(ウ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を生じさせないようにしていた事情となる。

(エ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、C 社は、取引 1、8、9、10 に関与している。

このように、C 社が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXE からの資金送金及びその目的のために契約書を作成する関係にあったことが推認される。

(オ) 小括

したがって、PXE が埼玉県本庄市案件の前渡金名目で C 社に交付した 72,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、吉田の I 社に対する返金等の使途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及び c 氏の供述

これに対して、吉田及び c 氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり供述した。

(ア) 吉田

- PXE から C 社に対する送金は埼玉県本庄市案件の前渡金である。
- C 社から出金された金銭について、I 社に対する送金は、前提として吉田個人が C 社に対して個人的に貸付けをしていたので、c 氏が、吉田の借入先であった I 社に対して直接「ヨシダヒロアキ」名義で送金し、かわりに返済してもらったものである。
- 現金出金は、経費等の支払いに充当した。
- A 社（代表取締役：吉田）に対する送金は、貸付金の返済である。
- 吉田は、常時、現金で 2、3 億円を保有している。
c 氏との貸し借りは金銭消費貸借契約書を締結せず、また、現金で貸し借りしていて、メールなどの当時の客観的資料は存在しない。

(イ) c 氏

- 埼玉県本庄市案件は C 社が、2019 年 2 月頃、D2 社から案件の紹介をうけ、案件の情報を取得し、PXE に紹介した件である。
D2 社は、d 氏が代表取締役を務める株式会社である。
また、当時、d 氏は、業務受託者として PXE の太陽光発電事業に従事していた。
- C 社は、2019 年 3 月頃、吉田に対し、物件の資料を提供し、販売の提案を行った。
- C 社は、埼玉県本庄市の取引を行うに当たっても、現地確認、経済産業省からの認定 ID の確認並びに許認可の要否及び状況を確認した。
- D2 社の仕入先は、[REDACTED] であり、同社が太陽光発電所の権利を有していた。
(ただし、当委員会が調査したところによれば、発電事業計画の認定を受けた権利者は [REDACTED] であり、[REDACTED] ではなかった。)
- この取引は、[REDACTED] が林地開発の許可を取得する計画であったものの、予定どおりに進捗しなかったことから、D2 社が、2020 年 3 月頃、林地開発の許可を取得することとなった。それにより全体の工程が 1 年以上遅れることとなった。
- C 社が、PXE に対し、D2 社が林地開発の許可を取得することとなったことから、全体の工程が 1 年以上遅れることになる旨を伝えた。
そうしたところ、PXE が C 社に対して契約を解除する意向を示したことから、C 社と PXE は、埼玉県本庄市案件の取引について契約を解除することを合意した。
- C 社が「ヨシダヒロアキ」名義で I 社に送金した理由については、C 社が吉田から現金で資金を借り入れており、現金で返済する予定であったが、c 氏自身の時間的問題から吉田の借入先であった I 社に対して直接送金したものである。
(ただし、当委員会との当初のヒアリングの際には、c 氏は「I 社という会社に金銭を送金した覚えはない、取引もない記憶である」と述べていたが、当委員会が c 氏に対して送金履歴があることを提示して更に質問したところ、上記のとおり供述を変遷させた。)

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りや、吉田の C 社に対する貸付金に関する証憑を一切提出せず、同人らの供述から、埼玉県本庄市案件の实在性を根拠付けることはできなかった。

なお、仮に、吉田らの供述を前提にして、吉田の C 社に対する貸付けが事実であったとしても、前渡金は、太陽光発電施設等の取引に使用されるために交付されるべきものであり、交付先会社の運転資金や吉田の個人的な借入金の返済資金に回されるべき資金ではない。

エ 結論

以上のとおり、PXE が埼玉県本庄市案件の前渡金名目で C 社に交付した 72,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、吉田の I 社に対する返金等の使途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、埼玉県本庄市案件の取引の实在性を認めることはできなかった。

(3) 取引 2 (奈良県奈良市案件)

ア 取引の概要

PXE は、D1 社との間で、奈良県奈良市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2019 年 5 月 24 日付け売買契約を締結した（以下「奈良県奈良市案件」という。）。

上記売買契約では、売買代金、代金支払日について以下のとおり定められていて、他人物売買である。

(売買代金)

売買代金総額 864,814,815 円 (消費税別)

設備代金合計 814,814,815 円

土地代金合計 50,000,000 円

(支払時期)

第 1 回 2019 年 5 月 24 日 初回金 87,962,963 円

第 2 回 2020 年 3 月 31 日予定 中間金 520,370,370 円

第 3 回 2021 年 6 月 30 日予定 連系金 256,481,482 円

(白紙解除)

「甲 (D1 社) 及び乙 (PXE) は、本件権利が第三者の所有であることを確認する。また甲が本件権利を購入できず乙に譲渡できない場合、本契約は白紙解約とする。」

(稟議申請日)

2019 年 5 月 28 日 (稟議書起案者・h 氏)

PXE は、2019 年 5 月 24 日、奈良県奈良市案件の前渡金として、D1 社に対して 90,000,000 円を送金した。

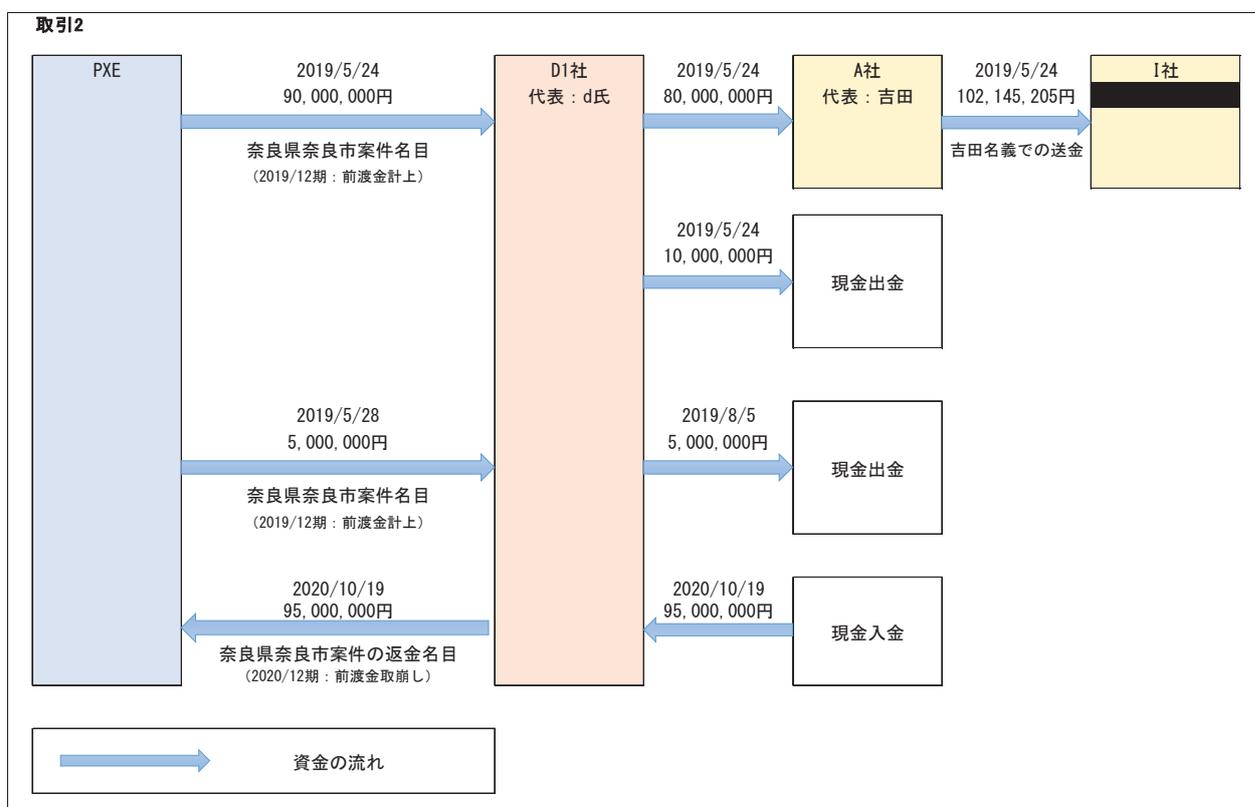
また、PXE は、2019 年 5 月 28 日、同じく奈良県奈良市案件の前渡金として、D1 社に対して 5,000,000 円を送金した。

イ 取引の実体の有無の検討

(7) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、以下の資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図②】



既に説明したとおり、前提として、I 社は、2019 年 2 月 27 日、次の条件で吉田に対して 300,000,000 円を貸し付けた。

返済期日 : 2019 年 5 月 24 日

利息 : 年 3% (年 365 日日割計算)

遅延損害金 : 年 15% (年 365 日日割計算)

そして、上記の貸付金のうち、2019 年 5 月 24 日に 50,000,000 円、2019 年 5 月 27 日に 100,000,000 円が返済され、I 社及び吉田は、残額の 150,000,000 円について 2019 年 5 月 24 日付け金銭消費貸借契約書を締結し直した。

返済期日 : 2019 年 7 月 23 日

利息 : 年 6% (年 365 日日割計算)
遅延損害金 : 年 15% (年 365 日日割計算)

この点に関して、【資金の流れチャート図②】のとおり、D1 社は、2019 年 5 月 24 日、奈良県奈良市案件の前渡金 90,000,000 円を受領し、すぐさま A 社に対して 80,000,000 円を送金するとともに、同日、10,000,000 円を現金出金し、さらに、A 社は、同日、I 社に対し、「ヨシダヒロアキ」名義で、102,145,205 円を送金し、I 社は 2019 年 2 月 27 日付け金銭消費貸借契約の返済金として受領している（なお、元本 100,000,000 円を除く 2,145,205 円は元本 300,000,000 円、年利 3%の 87 日分の利息であると考えられる。）。

なお、D1 社は、2019 年 5 月 24 日に引き出した現金 10,000,000 円の具体的な用途について明らかにしていない。

また、D1 社は、2019 年 5 月 28 日、奈良県奈良市案件の前渡金 5,000,000 円を受領し、2019 年 8 月 5 日に 5,000,000 円を現金出金している。

なお、D1 社は、2019 年 8 月 5 日に引き出した現金 5,000,000 円の具体的な用途について明らかにしていない。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料

PXE が D1 社に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電所に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田及び d 氏に対して、奈良県奈良市案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田及び d 氏は、裏付けとなる証拠を提出していない。

(ウ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(エ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、D1 社の代表取締役を務める d 氏は、取引 2、7 に関与している。

このように、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、D1 社が、吉田に協力して、PXE からの資金送金及びその目的のために契約書を作成する関係にあったことが推認される。

(オ) 小括

したがって、PXE が奈良県奈良市案件の前渡金名目で D1 社に交付した前渡金 95,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、吉田の I 社に対する返金等の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及び d 氏の供述

これに対して、吉田及び d 氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり供述した。

(ア) 吉田

- PXE から D1 社に対する送金は奈良県奈良市案件の前渡金である。
- (D1 社が 2020 年 10 月 19 日に現金で 95,000,000 円の入金を受けているところ、その原資の出所が KAKUSA 案件で H 社から引き出した 2020 年 10 月 16 日の 120,000,000 円であるかという質問に対して) 原資の出所について分からない。
- PXE が受けた返金は、契約解消に伴う返金という認識である。
- D1 社が 2019 年 5 月 24 日に出金した現金 10,000,000 円と、2019 年 8 月 5 日に現金した 5,000,000 円は、d 氏によれば、経費の支払い等に充当したとのことである。
- D1 社から出金された金銭について、I 社に対する送金は、前提として吉田個人が D1 社に対して個人的に貸付けをしていたので、d 氏に、吉田の借入先であった I 社に対して直接「ヨシダヒロアキ」名義で送金させ、かわりに返済してもらったものである。
- A 社（代表取締役：吉田）に対する送金は、貸付金の返済である。
- 吉田は、現金で 2、3 億を保有している。
d 氏との貸し借りは金銭消費貸借契約書を締結せず、また、現金で貸し借りしていて、メールなどの当時の客観的資料は存在しない。

(イ) d 氏

- D1 社に案件を紹介してくれた会社は覚えていないが、調べる。
(ただし、当委員会に対してその後回答しなかった。)
D1 社が、PXE に案件を持ちかけに行った。
- 最終的に契約を解除することになった。
その理由は、元の売主が林地開発をするということが条件であったところ、その売主が林地開発の許可を取得することができなかったからである。
- D1 社が、I 社に対して 95,000,000 円を送金した事実はない。
95,000,000 円の送金先がどこであるかは、証券取引等監視委員会からも質問され、調べると回答したものの、いまだ調べていない。

しかしながら、一部については客観的証拠に反しているし、裏付けとなる当時のメールのやり取りなどの証拠を一切提出せず、同人らの供述から、奈良県奈良市案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

なお、仮に、吉田らの供述を前提にして、吉田の D1 社に対する貸付けが事実であるとしても、前渡金は、太陽光発電施設等の取引に使用されるために交付されるべきものであり、交付先会社の運転資金や吉田の個人的な借入金の返済資金に回されるべき資金ではない。

エ 結論

以上のとおり、PXE が奈良県奈良市案件の前渡金名目で D1 社に交付した 95,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、吉田の I 社に対する返金等の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、奈良県奈良市案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(4) 取引 3 (KAKUSA 案件)

ア 取引の概要

PXE は、H 社との間で、大分県大分市で行う太陽光造成工事の請負に係る 2020 年 10 月 16 日付け工事請負契約を締結した（以下「KAKUSA 案件」という。）。

上記請負契約では、請負代金、代金支払日について以下のとおり定められている。

(請負代金)

請負代金 300,000,000 円 (消費税込)

(支払時期)

第 1 回 本契約締結時 120,000,000 円 (消費税込)

第 2 回 着手時 130,000,000 円 (消費税込)

第 3 回 完工金 50,000,000 円 (消費税込)

備考：第 2 回以降は、甲 (PXE) 乙 (H 社) 協議により支払日を決定する

(白紙解除)

「甲 (PXE) 及び乙 (H 社) は、甲による林地開発許可申請、ならびに農地申請許可申請等の許可ができないと判断した場合、または乙における本件工事が 2021 年 10 月 31 日までに完了できないと判明した場合は、甲および乙は相手方に対する書面通知または口頭回答により本契約を白紙解約できるものとし、乙は甲から受領した金全部を直ちに乙[ママ]に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

2020 年 10 月 15 日 (稟議書起案者・h 氏)

PXE は、2021 年 3 月 26 日、大分県大分市等を設備所在として事業者の変更認定を申請して、経済産業省から変更認定の通知を受けている。

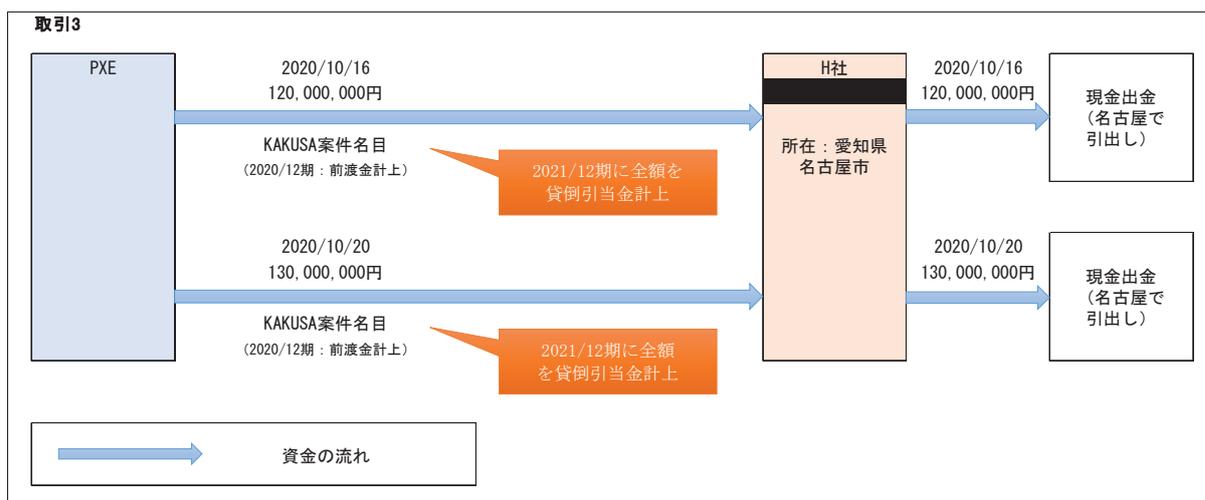
なお、H社は、2021年9月27日、名古屋地方裁判所で破産手続が開始した。

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、以下の資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図③】



(イ) H社代表者の供述

H社(2020年10月時点の本店所在地：名古屋市内)の当時の代表取締役であるH社代表者は、要旨、次のとおり供述した。

- PXEと工事請負契約を締結した経緯は、a氏の紹介である。
- H社は、当時、資金繰りが悪化しており、資金を必要としていた。

H社代表者は、a氏にH社の経営状態を相談していた。

そのため、a氏は、H社の経営状態を熟知していて、扱いやすい会社と思われていたのではないかと思う。

もっとも、H社が工事代金を受領できれば工事をすることができたし、自分は、工事するつもりであった。

PXEの役職員と面談した際に、吉田と担当者がもう一人くらいいたが、彼らに、H社の経営状態を話していない。a氏が彼らに話したかも分からない。

- a氏、吉田、担当者(氏名は覚えていないとのこと。)と工事の打合せをし、H社が工事を請け負うことになった。

その後、a氏から、工事代金は契約書どおりに2回に分けて振り込むが、事情があり、一度金銭を現金で戻してほしい、許認可の関係でまだ工事を始められないので、工事開始のときまでには金銭を再度支払う、と依頼された。

H 社側からすれば、工事に着工する前であれば返金しても損がないし、工事を受注しなかったもので、a 氏の要請に応じることにした。

- 2020 年 10 月 16 日、PXE の担当者、a 氏、a 氏の会社の従業員と自分で名古屋市の銀行に行き、その場で、工事請負契約書に押印した。

a 氏から、今から工事代金を銀行口座に振り込むと言われ、振り込まれた直後に H 社の銀行口座から現金を引き出して、PXE の担当者に交付した。

多額の現金を引き出すので、あらかじめ銀行に連絡していた。

- 2020 年 10 月 20 日、再度、PXE の担当者、a 氏の会社の従業員、私で名古屋市の銀行に行った。

PXE の担当者から、今から工事代金を銀行口座に振り込むと言われ、振り込まれた直後に H 社の銀行口座から現金を引き出して、PXE の担当者に引き渡した。

- H 社は、工事に着工しておらず、a 氏から何らかの許認可の関係で工事を始められない、工事を始めるときには連絡すると言われていた。

しかしながら、音沙汰なく、工事請負契約を解除することもなく今日に至っている。

- その後、H 社の資金繰りが更に悪化し、債権者から破産申立てがなされ、H 社は破産した。

H 社においては、上記工事代金について返金しているため債務として認識しておらず、PXE を債権者として取り扱っていない。

上記工事代金の入出金について破産管財人から質問を受けたが、破産管財人に対して経緯を話すと納得してもらった。

【資金の流れチャート図③】のとおり、(i)PXE が 2020 年 10 月 16 日に H 社に 120,000,000 円を送金し、H 社が同日に 120,000,000 円を現金出金した。

また、(ii)PXE が 2020 年 10 月 20 日に H 社に 130,000,000 円を送金し、H 社が同日に 130,000,000 円を現金出金している。

H 社代表者の供述は、これらの資金の流れと整合する。

また、PXE において、PXE の従業員である g 氏が次のとおり出張申請しているところ、これも、H 社代表者の供述と整合する。

申請日	期間	出張場所	訪問顧客
2020/10/14	2020/10/15～ 2020/10/16	名古屋	太陽光案件打合せ 社長代理
2020/10/19	2020/10/20	名古屋	H 社 PXE 太陽案件打合せ（吉田社長代理） （なお、g 氏は、同出張時にレンタカーを借りている。）

そして、PXE は、H 社が破産した事実を認識していたが、工事請負契約を解除した事実もなく、また、債権届出書を提出しておらず、この点も、H 社代表者の供述と整合する。

もっとも、H 社は、PXC の会計監査人（当時は HLB Meisei 有限責任監査法人）の残高照会書に対して「代金の支払いについて 2020 年 12 月末日までにおいて、250,000,000 円を支払った状況にある。」「履行状況 本契約に基づき、県の林地開発許可申請及び市のガイドライン申請手続き準備を進めており、許可取得次第着工を予定している。」「2. 関連事項 ピクセルカンパニーズ株式会社、これらの関係する会社又は関係者が、当該代金について返還される状況にはなく、他の合意等に基づく資金回収の事実や権利がないこと」との事実と相違がない旨を回答している。

H 社代表者は、上記残高照会書について、見覚えはなく、また残高照会書に押印された社判も、H 社で使用していたものではない可能性がある、と供述する。

しかしながら、監査法人による残高照会書は被監査会社の財務諸表に記載されている預金や債権・債務などの内容が正しいかどうかを検証する会計監査上の重要な手続きであり、会計監査の際に被監査会社の取引先などに直接問い合わせ、文書による回答を得るために発行されるものである。HLB Meisei 有限責任監査法人は、当委員会に対し、H 社に対しても通常の手続と同様に、直接、残高照会書を送付し、返送を受けた旨回答しているので、上記残高照会書は、会計監査人が H 社に直接送付したものである。H 社が、PXC に送付した KAKUSA 案件の請求書の社判が押印されていることからしても、H 社の関与なく回答書が作成され、会計監査人に返送された可能性は低く、H 社代表者の上記供述はにわかに措信し難い。

以上によれば、H 社代表者が供述するとおり、H 社が 2020 年 10 月 16 日及び 2020 年 10 月 20 日に PXE に対して合計 250,000,000 円を現金で手渡しして返金した可能性もあるが、これを認めるに足りる的確な証拠はなく、確定的な認定には至らない。

(ウ) 取引の交渉経緯、工事の進捗等に関する客観的資料

PXE が H 社に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電所に関する造成工事の取引の成立を目的として交付されたかを検討する上で、H 社との具体的な交渉経過及び工事の進捗に係る報告状況が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田及び g 氏に対して関連する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田及び g 氏は、裏付けとなる証拠を提出していない。

かえって、H 社は、工事に着手しておらず、その具体的な予定も決まっていなかったことを供述している。また、KAKUSA 案件について、PXC の説明によっても、開発申請等に時間を要していたとのことであり、H 社に前渡金を交付した時点で、工事着手時期や工期の具体的なスケジュールさえ策定されていない。しかも、H 社は、当時、経営難に陥っていた状況であった。PXE が、このことを認識していたかどうかはともかく、さしたる与信調査も行わずに、H 社に前渡金 250,000,000 円を支払わなければならなかった必要性が窺われない。

なお、吉田は、H社の経営状態を知らなかったと供述するが、H社に前渡金250,000,000円を支払った段階で、前渡金を交付する必要性について、「a氏から『そろそろ工事に着手する予定なので支払って欲しい』と言われたから支払った」と供述する。しかしながら、そもそも工事に着手させるか否かを決定するのは発注者であるPXEであり、PXEの代表取締役は吉田なのであるから、a氏から工事に着手する予定と聞いたから前渡金を支払ったという供述自体、不合理極まりない。

(エ) 契約書に沿わない送金がされていること

H社によれば、H社は、工事に着手していないとのことである。

しかしながら、PXEは、H社に対して契約締結時の120,000,000円（消費税込）のみならず、契約上、工事の着手時に支払うべき金130,000,000円（消費税込）を支払っている。

また、この点について、吉田及びg氏は、H社が工事に着手したことの裏付けとなる証拠を提出していない。

(オ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。工事請負契約において、請負業者は、契約終了時までに行った工事に係る工事代金を請求することができるように定めるのが自然である。しかしながら、白紙解除条項が定められ、請負業者に受領した金銭の全額を返還させることができるようにするのは不自然であり、この白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を生じさせないようにしていた事情となる。

(カ) 小括

したがって、PXEがKAKUSA案件の前渡金名目でH社に交付した250,000,000円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及びg氏の供述

吉田及びg氏は、それぞれ、要旨、次のとおり回答した。

(ア) 吉田

- PXEは、造成費用等としてH社に対して支払を行っており、その先で資金がどこに行ったのかは分からない。また、指摘する現金出金にPXCの従業員が関わったとの認識はない。
- H社は、PXCの取締役であったa氏に紹介を受けた会社である。
過去に取引した経験はないが、帝国データバンク及び日経テレコンで調査した結果や、過去の工事実績から、与信や、工事遂行能力に問題がないと判断した。

- 工事の着手前に 130,000,000 円を支払ったのは、着手予定ということで支払った。
- 破産債権届出書を提出しなかったのは、破産手続開始通知書に、破産債権届出書の提出は必要ないと記載があった記憶で、また、破産管財人の報告の要旨から、財団債権及び優先債権に弁済される結果、配当を受ける見込みがなかったからである。

(イ) g 氏

- KAKUSA 案件は、PXE が、太陽光発電事業に係る権利を 5 つ程度バルクで仕入れたもので、H 社に対しては発電所の造成工事を委託したものである。
- PXE が、H 社と取引するのは KAKUSA 案件が初めてであり、PXC の元取締役である a 氏の紹介である。
- 2020 年 10 月に 2 度、KAKUSA 案件に関連して名古屋に出張したことがある。
- 1 度目の出張は、H 社と契約を締結するためであり、名古屋市内の銀行で、面談し、契約書を取り交わした。
- 2 度目の出張は、何しに行ったか覚えていない。レンタカーを借りた理由も覚えていない。
- (H 社代表者が引き出した現金を直ぐに受け取っていないか、との問いに対して) そのような事実はない。
- (契約書上、2 回目の 130,000,000 円の支払条件が工事着手時であるが、130,000,000 円の金銭を支払うに当たって工事着手を確認したかとの問いに対して) 2 回目の前渡金支払の指示は、吉田がしたものである。H 社が工事を行っていたかどうかは確認していない。

しかしながら、一部については H 社代表者の供述に反しているし、工事請負契約書の締結の経緯、契約書の文言に反して着手金を支払っている経緯や、工事の催促をしたことの裏付けとなるやり取りが存在せず、同人らの供述から、KAKUSA 案件の取引は実体がない可能性がある。

なお、g 氏は、H 社代表者からの金銭の授受の事実を否定しているが、2 度目の名古屋出張の目的やレンタカーを借りた理由について「覚えていない」などと供述しており、にわかに措信し難いものの、他方で、g 氏が真実現金を受け取ったことを認めるに足りる証拠はない。

エ 結論

以上のとおり、PXE が KAKUSA 案件の前渡金名目で H 社に交付した 250,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、KAKUSA 案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

もっとも、H社代表者が供述する、H社から前渡金250,000,000円を引き出してPXEの従業員にこれを交付した事実や、当該現金が吉田の手に渡った事実については、H社の入出金の動きや、g氏の出張記録と整合する上に、KAKUSA案件に関連してH社が2020年10月18日及び2020年10月20日に原資の出所が不明な250,000,000円の現金入金を受けた事実が認められるものの、吉田・g氏が、共に現金を受け取った事実を否定しており、H社代表者の供述を認めるに足りる的確な証拠はないため、当該事実を認めることはできない。

(5) 取引4 (宮古島リゾート開発案件)

ア 取引の概要

■■■■とG社は、■■■■がG社に対して宮古島に所在する下記の土地13筆(合計面積39,983㎡)(後述するA地点)を譲渡する等を内容とする2020年1月15日付け地位譲渡売買契約を締結した。

(対象土地) ※いずれも所在地住所は原文ママ。

1	宮古島市	■■■■	
2	宮古島市	■■■■	
3	宮古島市	■■■■	
4	宮古島市	■■■■	
5	宮古島市	■■■■	
6	宮古島市	■■■■	
7	宮古島市	■■■■	
8	宮古島市	■■■■	
9	宮古島市	■■■■	
10	宮古島市	■■■■	
11	宮古島市	■■■■	
12	宮古島市	■■■■	
13	宮古島市	■■■■	

(売買金額)

不明(白塗りとなっていた。)

(支払時期)

契約締結時 手付金 不明(白塗りとなっていた。)

2020年1月24日 中間金 不明(白塗りとなっていた。)

2020年9月30日 残金 不明(白塗りとなっていた。)

また、G社とPXEは、G社がPXEに対して宮古島に所在する下記の土地を譲渡する2020年1月15日付けの基本合意書のデータのやり取りをした(契約の締結について争いがある。)

(対象土地)

【A 地点】

A1	宮古島市		
A2	宮古島市		
A3	宮古島市		
A4	宮古島市		
A5	宮古島市		
A6	宮古島市		
A7	宮古島市		
A8	宮古島市		
A9	宮古島市		
A10	宮古島市		
A11	宮古島市		
A12	宮古島市		
A13	宮古島市		

【B 地点】

B1	宮古島市		
B2	宮古島市		

【C 地点】

C1	宮古島市		
C2	宮古島市		
C3	宮古島市		
C4	宮古島市		
C5	宮古島市		
C6	宮古島市		

【D 地点】

D1	宮古島市		
D2	宮古島市		
D3	宮古島市		

【E 地点】

E1	宮古島市		
E2	宮古島市		
E3	宮古島市		
E4	宮古島市		
E5	宮古島市		
E6	宮古島市		
E7	宮古島市		

E8	宮古島市	
E9	宮古島市	
E10	宮古島市	
E11	宮古島市	
E12	宮古島市	
E13	宮古島市	
E14	宮古島市	
E15	宮古島市	
E16	宮古島市	
E17	宮古島市	
E18	宮古島市	

(売買代金)

A 地点の土地 330,000,000 円

それ以外 協議の上、別途覚書にて定める。

(支払時期)

A 地点の土地 2020 年 1 月 31 日

それ以外 協議の上、別途覚書にて定める。

(白紙解除)

「乙 (PXE) は、甲 (G 社) に対し、2020 年 5 月 31 日までに農振地除外及び農地法第 5 条に規定する農地転用及び所有権移転に関する許可申請が行われない場合に限り、本合意書を白紙解除することができる。なお、乙による解除の場合、甲は乙に対し第 5 条の定めに従い受領した金員全額を返還するものとする。」

(違約金)

「甲 (G 社) が本合意書に基づく義務の履行をしないときは、乙 (PXE) は、甲に対して催告のうえ本合意書を解除することができる。なお、甲は乙に対し、違約金として第 5 条の定めに従い受領した金員を返還し、かつそれと同額の金員を支払うものとする。」

(稟議申請日)

2020 年 1 月 23 日 (稟議書起案者・XXXXXXXXXX)

(ただし、後述の LINE の証拠からして稟議申請日をバックデートしている。)

また、PXE と G 社は、以下の 3 つの覚書のデータのやり取りをした (契約の締結について争いがある。)

① 2020 年 2 月 14 日付け覚書

PXE が、G 社に対して B 地点の土地の手付金として 30,000,000 円を支払う覚書。なお、土地の所有権の移転については定めがない。

② 2020 年 3 月 5 日付け覚書

PXE が、G 社に対して C 地点の土地の手付金として、120,000,000 円を支払う覚書。なお、土地の所有権の移転については定めがない。

③ 2020 年 4 月 30 日付け覚書

PXE が、G 社に対して C 地点の土地の手付金として支払った 120,000,000 円に関し、G 社が、PXE に対して 30,000,000 円を返金する覚書。

その後、PXE は、2021 年 6 月、G 社、代表取締役であった G 社元代表者及び代表取締役である G 社代表者に対して 125,000,000 円及び G 社に対して違約金の一部である 25,000,000 円を請求する訴訟を提起した。

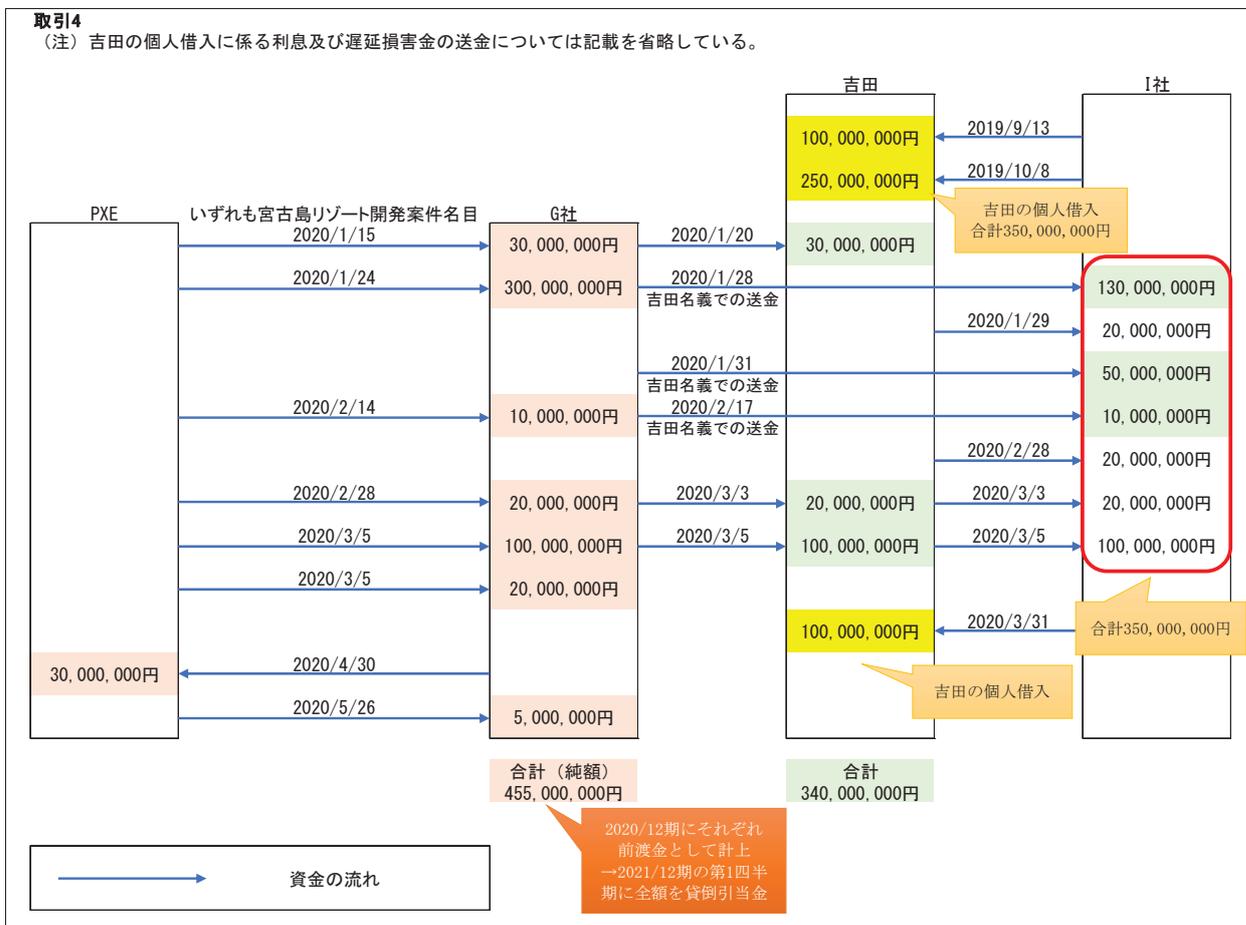
訴訟当事者は、2024 年 7 月 8 日、要旨、G 社及び G 社代表者が連帯して 125,000,000 円の PXE に対する支払義務を負い、2024 年 12 月 31 日までに PXE に対して 60,000,000 円を支払えば PXE が残額を免除する旨の内容で和解した。

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、以下の資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図④】



既に説明したとおり、前提として、I社及び吉田は、I社が次の条件で吉田に対して350,000,000円を貸し付ける2019年9月11日付け金銭消費貸借契約書を締結した。

貸付日 : 2019年9月13日 100,000,000円

2019年10月7日 250,000,000円

※ ただし、実際の貸付日は2019年10月8日である。

返済期日 : 2020年1月31日

利息 : 年10% (年365日日割計算)

遅延損害金 : 年15% (年365日日割計算)

この点に関して、【資金の流れチャート図④】のとおり、G社が「ヨシダヒロアキ」名義でI社に送金した金額、G社が吉田に送金して吉田がI社に対して送金した金額の合計金額が350,000,000円であり、I社が2019年9月11日付け金銭消費貸借契約の返済金として受領している。

I社は、上記350,000,000円を返済金として受領して決算処理を行ったが、2021年4月23日、決算を修正し、「仮受金」名目に変更している。この点について、I社は、吉田から、上記350,000,000円の決算上の処理を、返済金から変更するように依頼されて対応したものであり、I社側にはそのような処理を行うことについて特にデメリットがなかったため、応じたものであると供述しているが、既に説明したとおり、I社の供述には信用性がある。

以上の資金の流れから見れば、PXEがG社に対して宮古島リゾート開発案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、I社に対する返済原資等として出金された可能性がある。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料及びG社が取引を偽装したことを認めていること等

PXEがG社に対して交付した前渡金が、真実、宮古島リゾート開発に係る土地の取得に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田に対して、宮古島リゾート開発案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田は、LINEがある旨を供述して当委員会に対してLINEを示したが、裏付けとなる部分のやり取りを示さなかった。

かえって、先のとおり、PXEとG社は訴訟で争っている（東京地方裁判所 令和3年（ワ）第■■■■号 損害賠償等請求事件）。そして、G社は、被告準備書面(1)、被告準備書面(2)で、吉田が、PXCの資金繰りについて急場を凌ぐ必要があるため資金が必要であることや、吉田がPXEのG社に対する送金を宮古島リゾートホテル開発計画に関する契約に基づくものと偽装するために、吉田がG社に対してその目的に沿った書面を作成、締結するように要請したことを主張している。

その上、その訴訟において、次の証拠が提出されている。

すなわち、PXCの取締役であった■■■■とG社の代表取締役であったG社元代表者が2020年5月9日及び2020年5月11日に次のやり取りをしたLINEが証拠として提出されている。また、PXCが、2020年5月10日付けの変更履歴で、2020年1月15日付け基本合意書、2020年2月14日付け覚書、2020年3月5日付け覚書、2020年4月30日付け覚書をバックデータで作成していることを示すワードデータの写しが証拠として提出されている。

「G社元代表者：お疲れ様です。

只今整理しております。

ピクセル様的にはどの方法が良いか、細かくん教えて頂けると幸いです。

よろしくお願い致します

■■■■：もうすぐ吉田が来ますので、引き継ぎますね！

G社元代表者：了解致しました。

G社元代表者：ファイル送付（覚書①.pdf）

ファイル送付 (覚書②.pdf)

ファイル送付 (覚書③.pdf)

ファイル送付 (基本合意書.pdf) 」

また、吉田と G 社の代表取締役であった G 社元代表者は 2020 年 5 月 12 日に LINE で次のやり取りをしている。

「G 社元代表者：お疲れ様です

昨日のお電話の件での連絡ですが、内容が内容なので、個人 LINE に LINE で失礼致します

最終的な作り込みは、以下で宜しいでしょうか？

ピクセルエステート様からの振込合計が 4 億 6000 万円

3 月 5 日の中州四丁目の取引で受け取った仲介手数料の 2000 万円

合計 4 億 8000 万円

その内、

G 社から

吉田社長に 1 億 2000 万円

髙 I 社に 1 億 9000 万円

ピクセルエステートに 3000 万円

合計 3 億 4000 万円

G 社から振込しております。

残高は 1 億 4000 万円から中州四丁目の仲介手数料の 2000 万円を引いた

1 億 2000 万円が相殺残高になります。

今回、ピクセルエステートからの入金 4 億 6000 万円と仲介手数料の 2000 万円を

■さんの指示にて以下のように作成しました。

1.14 日の 3000 万

1.20 日の 3 億円

を宮古島の A 地点の手付金とし、

2.14 日 1000 万円

2.28 日の 2000 万円を宮古島の B 地点の手付金とし、

3.5 日の中州四丁目の 2000 万円の仲介手数料、

3.5 日の振込まれた 1 億円を宮古島の C 地点の手付金を

宮古島の契約書で処理する形で大丈夫でしょうか？

髙 I 社に 1 億 9000 万円振込している、代理弁済分は吉田社長個人と G 社で金銭消費貸借を巻く形で大丈夫でしょうか？

ご確認宜しくお願ひします

吉田：不在着信

吉田：大丈夫です

G社元代表者：不在着信

G社元代表者：了解致しました」

また、G社は、2020年9月4日に、PXE及び吉田に対して次の書面を送付している（以下、PXE宛ての書面を抜粋しているが、吉田宛ての書面もおおむね同内容である。）。

「1. 令和2年1月24日から貴社より振込がありました金3億円は、令和2年1月28日から吉田弘明氏の指示のもと、当社がI社、吉田弘明（個人）に振込を行う為の金員であり、宮古島の手付金として受け取った金銭ではありません。

ですので、現状貴社から当社に対して要望してきております、契約書に捺印をする事は、事実とは異なる為出来ません。

2. 仮に、宮古島の手付金として充当するならば、当社がI社、吉田弘明（個人）に振込をした金員のお振込をお願い致します。」

さらに、G社は、2021年1月20日にも、PXEに対して上記と同内容の書面を送付している。

G社は、2021年4月9日に、HLB Meisei 有限責任監査法人に対して次のとおり通知書を送付している。

「2. 吉田氏は当社に対して、貴社からの質問があった際には、宮古島案件の取引が実際に行われていた旨の説明を行い、宮古島案件での土地取引の売買代金である旨の説明を行うことを求めてきました。

当社としては、その説明を貴社に行い、契約書を取り交わせば、その契約書に基づく土地引渡しの履行請求がなされる可能性があることから、契約書の取り交わしについては拒み、現在に至ります。

……

4. 対象会社ではホームページにおけるIRで宮古島案件を実際に取得し、取組みを始める旨の記載を行っておりますが、当社の見解としましては、そのような事実は存在せず、対象会社の株主及び投資を検討している投資家に事実誤認を招きかねないものと見ております。

……

現状、当社としても上記送金を沖縄県宮古島市の土地売買の売買代金として、会計処理を行うことについては問題があると考えており、極めて困却しております。」

（※「対象会社」はPXCを指している。）

これに対してPXEは代理人弁護士から2021年4月26日に反論書面を送付したが、G社は、2021年5月6日に、PXEの代理人弁護士に対して次のとおり通知書を送付して再反論している。

「……4月26日付通知書において、被通知会社代理人は、令和2年1月15日付基本合意書（以下、「基本合意書」といいます）に基づく送金であるといいますが、そもそも当社と被通知会社とは、基本合意書を取り交わしておりません。当社は、被通知会社代表取

締役吉田弘明氏（以下、「吉田氏」といいます）から、監査会社の承認を得る目的で、当社と被通知会社との間での受送金に対応する証憑を創作することを事後的に求められ、当社としては、やむを得ず部分的に協力することとしました。

当社としては、実体のない契約を取り交わせば、それに基づく引渡義務の履行、引渡を拒絶した場合の違約金支払いを求められる可能性がある為、原本は渡さないこととし、令和2年5月11日に当社の会社印鑑を押印した合意書のスキャンデータ(PDFファイル)をメッセージアプリ LINE にて被通知会社取締役[]氏（以下、「[]」といいます）に送付しました。

被通知会社は当社が押印したスキャンデータを印刷し、被通知会社署名欄に会社印鑑の押印をし、被通知会社代理人や監査会社に証憑として提示しているものと思料します。

当社が証憑創作の協力をするにあたって、当社と[]及び吉田氏との具体的なやりとりについては、別途被通知会社代理人宛にメッセージアプリのキャプチャ画像を送付しますが、移動した金銭を事後的に適当な理由をつけた、というものであったことをご確認頂きたく存じます。

2. I社への送金の処理をどうするか、ということについても事後的に吉田氏の都合に合わせて理由をつけたものであります。証憑創作のやり取りはメッセージアプリのキャプチャ画像でご確認下さい。

令和2年4月30日に被通知会社に振込した金3,000万円は被通知会社に貸しつけた金員であり、基本合意書（宮古島市案件）に基づく送金とは何ら関係がありません。

当社からI社に令和2年1月28日金1億3,000万円、令和2年1月31日金5,000万円、令和2年2月17日金1,000万円の合計金1億9,000万円は吉田氏の依頼に応じて、被通知会社のI社に対する返済を、当社を経由して行ったものであり宮古島プロジェクトのための支払いではありません。

また、当社から吉田氏に令和2年1月20日に、金3,000万円、令和2年3月3日金2,000万円、令和2年3月5日金1億円の合計金1億5,000万円の支払いも当社を経由しただけであり宮古島プロジェクトのための支払いではありません。……」

以上のとおり、G社は、一貫して宮古島リゾート開発案件については仮装取引であると主張している上、それに沿うような証拠もある。また、G社が主張するとおり、PXCに確認したところ、PXCは、基本合意書及び3通の覚書について契約当事者双方が押印した契約書の原本を所持していないとのことである。

(ウ) G社、PXEに対してA地点の所有権移転登記がされていないこと

[]がG社に対して宮古島に所在する下記の土地13筆（合計面積39,983㎡）（前記のA地点）を譲渡する等を内容とする2020年1月15日付け地位譲渡売買契約が存在し、かつ、[]が、「農地法第5条の許可及び売買代金完済」又は「売買代金完済」を条件とした、A地点の土地13筆の条件付所有権移転仮登記を受けている。

したがって、PXE が G 社に対して 330,000,000 円を支払っているのであれば、その対価として、G 社や PXE が、XXXXXXXXXX から同様の「農地法第 5 条の許可及び売買代金完済」又は「売買代金完済」を条件とした、A 地点の土地 13 筆の条件付所有権移転仮登記を受けるはずであるが、G 社、PXE については、A 地点の土地 13 筆の条件付所有権移転仮登記を受けていない。

(エ) G 社に対する B 地点、C 地点の所有権移転登記がされていない上に、覚書で所有権の移転の定めさえないこと

さらに、PXE と G 社との間の B 地点及び C 地点に係る覚書を見ても、G 社が、対象となる不動産の所有権を取得した形跡がなく、覚書の体裁を見ても、所有権の移転の定めすらない、要するに権利の移転もなく手付金のみ支払う契約になっている。

(オ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(カ) 小括

したがって、PXE が宮古島リゾート開発案件の前渡金名目で G 社に交付した前渡金 485,000,000 円（うち 30,000,000 円返金）及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、吉田の I 社に対する返金等の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

かつ、少なくともうち 350,000,000 円は、I 社に対する返済原資として出金されたものであるといわざるを得ない。

ウ 吉田の供述

これに対し、吉田は、要旨、次のとおり供述する。

- PXE が宮古島リゾート開発案件の前渡金名目で G 社に支払った前渡金のうち、I 社に送金された合計 350,000,000 円は、I 社に、宮古島リゾート開発案件の業務を委託するために支払ったものである。
そして、I 社に委託した業務は、リゾート開発予定地の取り纏め（土地の買収という意味であると思われる。）や資金供給である。
- 吉田は、実際に、I 社の代表者や役員を同行して、宮古島を訪問しているし、I 社は、開発予定地の抵当権を取得する等している。
- （資金提供が役割である I 社に、350,000,000 円を送金する理由は何か？また、350,000,000 円という金額の根拠は何か？との質問に対し）吉田が I 社に 350,000,000 円

を借り入れていたため、I社は、前渡金として同額を受け取っておけば、最終的には同額を返済に回せば良いと考え、安心して宮古島リゾート開発案件に資金提供することができる。

- G社との和解記録からも確認できるとおり、G社が非を認めて勝訴的和解した。

しかしながら、吉田の供述するI社の業務は、そもそも、PXEが委託者として、I社に委託するような内容になっているとはいえない。なぜならば、I社が宮古島リゾート開発案件に関する土地の買収資金を提供したり、自ら土地を買収したりしたとしても、それらの権利がPXEに帰属する関係にならないからである。I社が、宮古島リゾート開発案件について資金提供を行った場合、自ら土地所有者となるか、所有者に対して資金提供を行った見返りとしてリターンを受けられる関係になると考えられるが（I社によれば、G社に対する資金提供を行った理由は後者とのことである。）、いずれにしても、PXEがI社に対して金銭的負担をすることによってリターンを得られる関係にない。

また、I社が貸付金と同額の前渡金を受け取れば安心して宮古島リゾート開発案件に資金提供することができる旨の吉田の供述は、PXEがI社に対して、350,000,000円の報酬を支払って、業務を委託する必要性・合理性がないことを自認するものである。

さらに、吉田は、I社に送金した350,000,000円の趣旨について、監査法人や、証券取引等監視委員会、東京証券取引所自主規制法人等に対する説明・供述を、場当たりに変遷させている。このことについて、吉田は、I社側の主張が頻繁に変わるためである（そのため、吉田の説明もそれに合わせる必要があり説明・供述が変遷した）と主張するが、I社の主張が事実と反するのであれば、そのように説明すれば良く、監査法人や、証券取引等監視委員会、東京証券取引所自主規制法人等に対する説明・供述を、I社側の主張に合わせて変遷させなければならない理由もない。

吉田の供述は、およそ信用に値するものではない。

さらに、吉田は、G社との間で125,000,000円の支払義務を負わせる勝訴的和解をしている旨を供述する。しかしながら、PXEがG社との訴訟で求めた125,000,000円は、（基本合意書を解除したとの主張を前提として）G社がPXEから受領したままになっていることを理由とするものであるから、契約の実体があるか否かは重要ではない。かえって、仮にG社が主張するような事実を基に、契約書は契約を仮装するためのもので実際には契約を締結していない又は通謀虚偽表示が認められたとしても、PXEがG社に対して送金したのは差引き455,000,000円である。そして、【資金の流れチャート図④】のとおりG社がPXE（代表取締役：吉田）の指示に従って、吉田に150,000,000円、I社に160,000,000円で、G社が主張する中州四丁目の取引の手数料20,000,000円の合計が330,000,000円であり、差額が125,000,000円であるため、契約が締結されていない場合又は通謀虚偽表示の場合と矛盾せず、むしろ和解で定めた支払義務に係る金額と整合するし、基本合意書に定められ、かつ、PXEがG社に請求した違約金が和解の内容になっていないことも通謀虚偽表示であったことと整合する。補足すれば、PXEは、

流出した金銭のうち G 社が PXE に対して 60,000,000 円を支払えば、残額 65,000,000 円を免除する和解をして損失まで計上しているの、勝訴的和解と評価すべきといえるか疑問である。

エ 結論

以上のとおり、PXE が宮古島リゾート開発案件の前渡金名目で G 社に交付した 485,000,000 円（うち 30,000,000 円返金）及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、吉田の I 社の借入金の返済等のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、宮古島リゾート開発案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(6) 取引 5 (農振除外申請等業務委託案件)

ア 取引の概要等

(ア) 取引の概要

PXE は、B 社との間で、宮古島リゾート開発案件に関し、「宮古島リゾートホテル建設計画開発農振除外申請サポート、および助言業務」に関する 2020 年 5 月 29 日付け業務委託契約（以下「B 社業務委託契約」という。）を締結した（以下「農振除外申請等業務委託案件」という。）。

(委任代金)

委任代金 10,000,000 円（消費税込）

(代金支払)

第 1 回 2020 年 5 月 29 日 5,000,000 円（消費税込）

第 2 回 2020 年 6 月 30 日 5,000,000 円（消費税込）

(白紙解除)

なし

(稟議申請日)

2020 年 5 月 26 日（稟議書起案者・g 氏）

また、PXE は、B 社業務委託契約に基づく業務委託料として、B 社に対し、2020 年 5 月 29 日及び 2020 年 6 月 30 日、5,000,000 円ずつ合計 10,000,000 円を送金している。

また、B 社は、PXE に対し、B 社業務委託契約の業務の成果物として、2020 年 6 月 18 日付け報告書を提出している。

この報告書には、B 社が 2020 年 6 月 12 日に宮古島リゾート開発案件に従事していた [] の担当者及び G 社の担当者とともに、宮古島市農林水産部農政課に同行し、農業振興地域除外申請の資料一式の提出等をして協議を行ったとの報告のほか、農地振興地域除外申請、開発許可申請のスケジュール、今後の業務（各地点所有者との売買契約、提案業務、借地契約業務、宮古島市農林水産部農政課対応）に関する記載がある。

(イ) B社の事業概要

B社の2020年3月期の有価証券報告書によれば、同社グループは、金融サービス事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業）、サイバーセキュリティ事業及び空間プロデュース事業を主な事業として取り扱っており、不動産投資事業には、不動産仲介、不動産開発、不動産販売、不動産賃貸、建物管理の5つの事業がある。

B社の2020年3月期の有価証券報告書によれば、B社の2020年3月期の不動産投資事業の売上高は、1棟マンションの運用による賃貸収入、ホテルや区分マンションの売却等の活動を実施したことにより、売上高2,060,247千円（前年同期比143.5%増）となった。

(ウ) 取引に至った経緯

g氏が起案した稟議書には、宮古島リゾート用地の「開発に係る農振除外申請が必要であるため、申請に必要な調査や資料作成における専門的な知識などサポート、助言をいただく」との記載がある。

吉田は、当委員会に対し、B社業務委託契約について、要旨、次のとおり供述した。

- 宮古島リゾート開発案件は、G社や[REDACTED]が主体となって、土地買収交渉や、農地振興地域除外申請、開発許可申請を行っていたが、開発が滞りなく進むか分からなかったため、セカンドオピニオンとして、B社に業務委託した。
- B社は、測量士などの開発業務の専門家を手配し、その専門家を業務に従事させていた。
- 当時、リゾート開発事業の仕入金額を320億円と想定しており、その0.5%を委託料の金額として定めた。

B社の代表取締役であるb氏（2022年3月31日にPXCの社外取締役に就任）は、当委員会に対し、B社業務委託契約について、「先ず不動産にあたりましては元の担当者（退職済みとのことである。）に連絡をとっております。当時、不動産の買収、仲介、地上げ等で不動産チームを作っており、最大で7名ほどのチームで様々な案件にあたっており、また仲介と言う性質上様々な代理店を開拓しており、おそらく担当者と代理店のようなコンビネーションで案件を纏めていたり等しており、その中の案件であることから詳細が現段階では掴みきれていない状況ではあります。」と供述するのみで、その後、回答期限までに追加の回答をしなかった。

(エ) 問題点

上記のとおり、B社は、PXEに対し、B社業務委託契約の業務の成果物として、2020年6月18日付け報告書を提出している。

ところで、G社は、宮古島リゾート開発案件について、2020年6月17日付け報告書を作成している（ただし、PXEに保管されていたものではなく、同報告書が作成された経緯や、報告書の宛先も不明である。）。

そして、この報告書と、B社の2020年6月18日付け報告書は、内容が極めて酷似しており、報告項目、報告内容はほぼ同一である（下記の「最長：令和4年7月1日～令和3年12月31日」の箇所は、誤記であると考えられるが、誤記の箇所及び内容も同一である。）。

【G社】

報告書 2020/6/17
宮古島プロジェクト、進捗状況について

① 農業振興地域除外申請について

・令和2年6月12日(金)に[]、[]会長と共に、宮古島農政課へ農業振興地域除外申請の資料一式を提出致しました。
※提出資料:要望書、宣約書、資産証明書、地主同意書、隣接地同意書、自治会同意書、事業計画書、図面等一式

・提出時、特に問題点等はありませんでしたが、今後、宮古島農政課より追加資料等求められた場合はその都度、即対応致します。

② 農業振興地域除外申請、開発許可申請の許認可迄の期日について(想定)

・農業振興地域
最短:令和2年7月1日～令和3年6月30日
最長:令和2年7月1日～令和4年6月30日
※約1年間～2年間かけて審査が行われます。※前回(5年前)の期間は約1年半です。

・開発許可
最短:令和3年7月1日～令和3年12月31日
最長:令和4年7月1日～令和3年12月31日

③ 今後私、[]が行う業務

- 1、E地点所有者、[]氏、[]氏との売買契約。7月末を目安。
- 2、B地点所有者、[]氏との売買契約巻直し。
※既に売買契約済ですが契約期間の変更が必要な為、新たに売買契約を締結します。
- 3、当該地、別荘地の所有者、[]氏へ代替地の提案業務。借地契約業務。
- 4、宮古島農政課より、追加資料の請求があった際の対応。

以上、宮古島プロジェクトの現状としてご報告致します。

G社

担当者: []

【B社】

報告書

2020/6/18

宮古島プロジェクト、進捗状況について

(1) 農業振興地域除外申請について

①令和2年6月12日(金)に[]([]会長)とG社([]氏)と共に、宮古島農政課へ農業振興地域除外申請の資料一式の提出に同行致しました。

※提出資料:要望書、宣約書、資産証明書、地主同意書、隣接地同意書、自治会同意書、事業計画書、図面等一式

②提出時、特に問題点等はありませんでしたが、今後、宮古島農政課より追加資料等求められた場合は、都度、対応していくこととなります。

(2) 農業振興地域除外申請、開発許可申請の許認可迄の期日について(想定)

①農業振興地域に関して

最短:令和2年7月1日～令和3年6月30日

最長:令和2年7月1日～令和4年6月30日

※約1年間～2年間かけての審査(5年前(前回)の期間は約1年半)

②開発許可に関して

最短:令和3年7月1日～令和3年12月31日

最長:令和4年7月1日～令和3年12月31日

(3) 今後の業務(G社の業務ならびに当社支援業務)

①E 地点所有者、■■■■氏、■■■■氏との売買契約(7月末を目安)

・事前準備支援、同行(予定)

②B 地点所有者、■■■■氏との売買契約巻直し。

※既に売買契約済ですが契約期間の変更が必要な為、新たに売買契約を締結します。

・事前準備支援、同行(予定)

③当該地、別荘地の所有者、■■■■氏へ代替地の提案業務。借地契約業務。

・提案サポート(代替地同行等)、準備調整支援

④宮古島農政課より、追加資料の請求があった際の対応。

・都度、資料準備等のサポート

以上、宮古島プロジェクトの現捗をご報告致します。

なお、(1)-①に記載される提出資料は、提出(事業)主体であるG社の保管となることから、別途にて同社より送付されることとなっております。

B社

代表取締役 b氏

両報告書の差異は、日付、若干の表現及び形式の他、B社の報告書に「今後の業務」として「G社の業務」を記載した上で(当該記載部分は、G社の報告書と同一内容である。)、B社が行う業務として「事前準備支援、同行(予定)」、「提案サポート(代替地同行等)、準備調整支援」など、G社の業務をサポートする、という趣旨の記載がある程度である。

両報告書の記載ぶりから、B社の報告書は、G社の報告書に依拠して作成されたものであると考えられるところ、B社は、PXEに対し、B社業務委託契約の業務の成果物として、2020年6月18日付け報告書を提出しているものの、この他に成果物は存在しない。

そのため、B社が、真実、B社業務委託契約に基づく業務を行ったのか、さらに、そもそもB社業務委託契約は実体があるのか(業務委託契約を仮装して、金銭を出金したに過ぎないのではないか)という点に疑義が生じた。

イ 吉田及び[]の供述並びに取引の実体の有無の検討

(ア) 吉田

- B社は、B社業務委託契約の遂行のために、[]に業務を依頼した。
([]は、不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、代理、保有及び運用等の事業を行う株式会社である。)
- 代表取締役である[]は不動産鑑定士である。
- B社の業務委託報酬を10,000,000円と定めた、算定根拠について、当時当該事業の仕入金額を20億円と想定しており、その0.5%を委託料の金額と定めたものであったと思う。なお、売却金額は30億円から35億円を想定していた。

(イ) []

- B社から業務委託を受けて、宮古島リゾート開発案件に関与し、開発コンサルタントの業者とともに宮古島に赴き、宮古島農政課にも同行した。
- B社に依頼されて宮古島に訪れた証跡(航空券や領収明細等)や、作成した成果物、B社とのやりとり等の客観的資料は、既に残っていない。
- B社に対し、業務委託料について、最低でも1000万円は必要であると説明し、B社からも了承を得ていた。
ただし、開発事業自体がストップしたため、同案件で報酬を得ていない。

[]の供述は、b氏及び吉田の供述、B社が作成した報告書と整合するものであり、外部専門家の供述である。

もっとも、吉田及び[]は、裏付けとなる証拠を提出していない。

また、[]が真実、B社から依頼を受けて宮古島を訪れたことや、リゾート開発案件に関与したことについて、事実を確定するには至らなかった。

しかしながら、吉田及び[]の供述を覆すに足る客観的証拠、具体的な事情が存在せず、B社業務委託契約の実体が否定されるとまでは認定できない。

ウ 備考

もっとも、B社が行う業務の内容や、業務量、達成すべき目標が具体的に定まっていない中、リゾート開発事業の想定仕入金額20億円の0.5%を委託料と定めた経緯についても、想定仕入金額の算定根拠や委託料の料率を何故0.5%とした理由についても明らかでなく、業務委託料の算定過程の妥当性は明らかでない。

また、B社の関与([]の関与)は、開発事業自体がストップしたことで中止になったとのことであり、実際に、[]はリゾート開発案件では報酬を受け取っていないとのことである。

さらに、唯一の成果物は、別の報告書をコピーアンドペーストして作成したように窺われる。

そうでありながら、PXE が、B 社に対して業務委託料の（一部）返還を求めた様子はない。さらにいえば、宮古島リゾート開発案件は長期的なプロジェクトであるところ、セカンドオピニオンとはいえ、長期の関与が想定される B 社に対する業務委託料の支払条件を、前払いで支払ったことの合理性も定かでない。

そのため、B 社業務委託契約に基づく業務委託料の支払や、業務委託が中止となった後の業務委託料の取扱いについては、別途、経営判断の是非が問われるべきものである。

（7）取引 6（宮古島 E 地点案件）

ア PXE における処理等

宮古島リゾート開発案件で述べたとおり、G 社と PXE は、G 社が PXE に対して宮古島に所在する A 地点から E 地点までの土地を譲渡する 2020 年 1 月 15 日付けで基本合意書のデータのやり取りをした（契約の締結について争いがある。）。

そして、これとは別に、PXE と E 社は、E 社が PXE に対して下記の土地の取得及び取得の取りまとめを受託し、取得した土地を PXE に譲渡し、PXE が E 社に対して手付金として 150,000,000 円を上限として支払う内容の 2020 年 11 月 30 日付け基本合意書の草案を作成した（以下「宮古島 E 地点案件」という。）。

【E 地点】

E1	宮古島市	
E2	宮古島市	
E3	宮古島市	
E4	宮古島市	
E5	宮古島市	
E6	宮古島市	
E7	宮古島市	
E8	宮古島市	
E9	宮古島市	
E10	宮古島市	
E11	宮古島市	
E12	宮古島市	
E13	宮古島市	
E14	宮古島市	
E15	宮古島市	
E16	宮古島市	
E17	宮古島市	
E18	宮古島市	

（売買代金）

総額 未定

(支払時期)

手付金等 150,000,000 円

その他 未定

(白紙解除)

「甲 (PXE) 乙 (E 社) は、別途甲が取得を進める土地の取得において、農地法第 5 条による許可ならびに都市計画法第 29 条に基づく開発行為の許可 (以下、併せて「農地転用許可」という) がなされることを条件に、本合意書に基づく対象不動産の取得、取得に係る契約を行なうこととする。なお、農地転用許可を受けることができなかつたときは、本合意を解除することができる。その場合、乙は既に受領した第 5 条に定める手付金等を無利息にて甲へ返還する。」

(稟議申請日)

2020 年 11 月 26 日 (稟議書起案者・g 氏)

PXE は、2020 年 11 月 30 日から 2021 年 2 月 25 日にかけて、宮古島 E 地点案件の手付金として、E 社に対して合計 222,000,000 円を送金した。

もつとも、基本合意書は、E 社が PXE に対して、上記の不動産を譲渡する内容の契約書であり、PXE が E 社に対して手付金として 150,000,000 円を上限として支払うものとされている。そして、上記稟議書も 150,000,000 円を上限とする支払の決裁がされているに留まる。

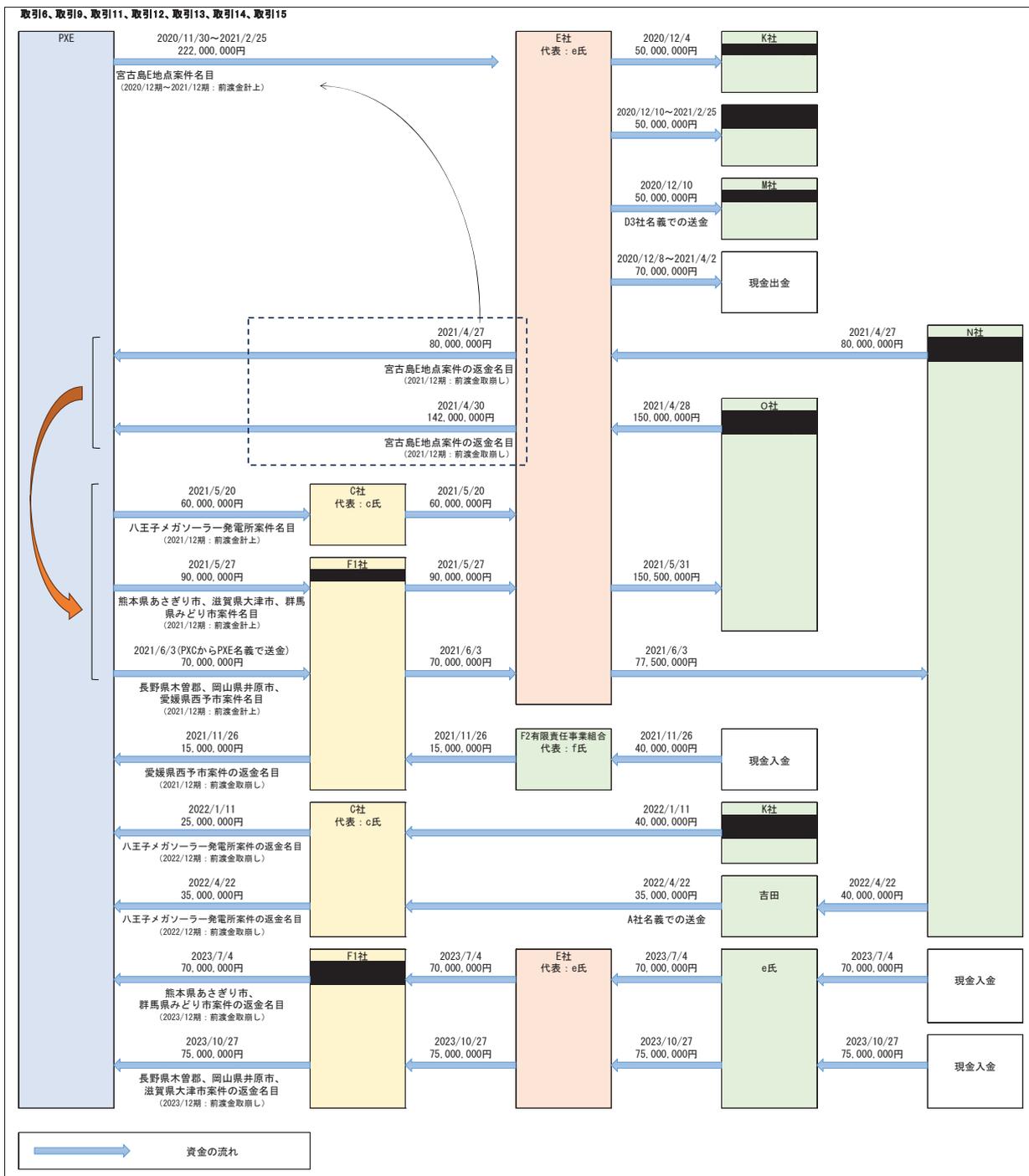
しかしながら、上限額を超える 222,000,000 円の支払について決裁はされていない。

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、以下の資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑤】



なお、宮古島 E 地点案件の手付金送金後、これに関連して、複数の調査対象取引に係る入出金が繰り返されていることから、【資金の流れチャート図⑤】は、宮古島 E 地点案件の手付金だけでなく、その後の調査対象取引（取引 9、11~15）に関わる入出金も記載している。

そして、E社は、2020年11月30日から2021年2月25日まで、PXEから222,000,000円の金銭を受け取ったが、同時期に、ほぼ同額の金銭をK社、XXXXXXXXXX、M社に送金し、また、現金で出金した。

K社、XXXXXXXXXX、M社は、いずれも宮古島E地点案件に関与しておらず、宮古島E地点の土地所有者ではなく、PXEがE社に対して交付した宮古島E地点案件の手付金は、送金直後に別の用途に費消されている。

また、調査の結果、E社による2020年12月10日の「D3社」名義のM社に対する送金に関連して、貸主M社、借主D3社、連帯保証人PXCの3社の代表印が押された、2019年1月22日付け金銭消費貸借契約書が存在することが判明した（当委員会が閲覧したのは写しであり、d氏が保有していたものである。原本の所在は不明である。）。

【契約条件】

貸付金額　：150,000,000円
返済期日　：2019年10月31日
利息　　　：年15%
遅延損害金：年18%

M社の代表取締役であるM社代表者、d氏及び吉田は、当委員会に対し、M社とD3社との間の金銭消費貸借契約を締結した事実（D3社によるM社からの借入れ）はあるものの、PXCによる連帯保証の事実はないと供述する。具体的には、D3社によるM社からの借入れは、吉田が、両者を紹介して行われたものであり、M社は、PXCに連帯保証を求めたものの、最終的にはPXCは連帯保証には応じなかったため、M社とD3社との間で金銭消費貸借契約のみが成立したと供述する。

上記金銭消費貸借契約書（PXCの代表印が押印されたもの）が存在する点について、吉田は、3社での協議の過程で準備のために契約書にPXCの代表印を押印したものであるが、最終的にはPXCが連帯保証することを断っており、契約書はM社に交付していない、と供述する。

しかしながら、M社とD3社のみで成立したとされる金銭消費貸借契約書は見当たらない（M社代表者、d氏いずれも現在保有していないとのことである。）。他方、上記金銭消費貸借契約書（PXCの代表者印が押印されたもの）は存在する上、そもそも、最終的に、PXCが連帯保証を拒んだ理由、経緯も明らかではない（吉田は、るる供述したが供述の趣旨は不明であった。）。

M社代表者、d氏及び吉田の供述を信用するに足りる証拠はないものの、M社代表者、d氏及び吉田が、いずれもPXCによる連帯保証の事実を否定する中、これを確定的に事実として認定するに足りる証拠もないため、当委員会としては、M社とD3社との金銭消費貸借契約が締結され、吉田が、PXCの代表者として、この金銭消費貸借契約を連帯保証した可能性は否定できないという指摘のみを行うに留める（なお、この点の評価は調査対象③の項において述べる。）。

いずれにしても、E社が、M社に対して「D3社」名義で送金した金銭は、D3社のM社に対する上記借入金の返済である可能性が高い。

以上の資金の流れから見れば、PXEがE社に対して宮古島E地点案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、M社に対する返済原資等として出金された可能性がある。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料

PXEがE社に対して交付した前渡金が、真実、宮古島E地点案件に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田及びe氏に対して、宮古島E地点案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田は、裏付けとなる証拠を提出せず、また、e氏は当委員会の要請に応答しない。

(ウ) 同種の宮古島リゾート開発案件に係る取引が仮装取引であること

(売主)G社と(買主)PXEとの間の2020年1月15日付け基本合意書は、A地点からE地点の土地の取りまとめを対象にした取引である。

しかしながら、既に指摘したとおり、前提となる、(売主)G社と(買主)PXEとの間の2020年1月15日付け基本合意書は、G社が、PXEが取引を仮装するために行ったものと主張していて、宮古島リゾート開発案件の取引は実体がない可能性が高い。

そして、宮古島E地点案件の2020年11月30日付けE社との間の基本合意書は、E地点を対象とする取引であるところ、同種の取引が仮装されたものである以上、本件についても仮装であることを推認する。

(エ) PXEがE地点の土地を所有する契約が存在せず、また、E地点の所有権移転登記がなく、E社が宮古島E地点案件に関与していた証跡がないこと

E地点の土地の所有権の推移は次のとおりである。

	G社の所有権移転登記	の所有権移転登記
E1	2020.5.22	2020.11.2
E2	2020.5.21(仮登記)、2020.9.30	2020.11.2
E3	2020.6.4(仮登記)	2020.11.2
E4	2020.5.22(仮登記)	2020.11.2
E5	2020.5.22(仮登記)	2020.11.2
E6	2020.8.27(仮登記)	2020.11.2
E7	2020.6.4(仮登記)	2020.11.2
E8	2020.5.22(仮登記)	2020.11.2
E9	2020.5.21(仮登記)、2020.9.30	2020.11.2

E10	2020.5.21 (仮登記)	2020.11.2
E11	2020.4.10 (仮登記)	2020.11.10
E12	なし	なし
E13	2020.6.5 (仮登記)	2020.11.2
E14	2020.2.5	2020.11.2
E15	2020.2.5	2020.11.2
E16	2020.4.10 (仮登記)	2020.11.10
E17	2020.4.10 (仮登記)	2020.11.10
E18	2020.5.8 (仮登記)	2020.11.10

上記のように、宮古島 E 地点案件について、[REDACTED] 又は G 社が所有権の取得を進めていた様子は窺われる。

しかしながら、PXE 及び E 社と、[REDACTED] との間には E 地点に係る所有権移転の基本合意書は存在せず、G 社については PXE との取引は偽装であると主張している。

そして、E 社が宮古島 E 地点案件の所有権の取得を進めていた様子は窺われず、同社が宮古島 E 地点案件に関与していた証跡すらない。

また、PXE と E 社との間の基本合意書は 2020 年 11 月 30 日付けであるが、この頃、[REDACTED] が、G 社から E 地点の土地の大半を取得している。このような経緯からして、2020 年 11 月時点で、PXE や E 社が宮古島 E 地点の土地の所有権を取得しようとしていたのか疑わしいというほかない。

(オ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、契約終了時まで費用を支出して土地を取得することがあり得るにもかかわらず代金全額を返還させる内容にしているのは不合理であるし、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(カ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、E 社は、取引 6、9、11～15、愛媛県西予市案件に関与している。

このように、E 社が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、E 社が、吉田に協力して、PXE からの資金送金及びその目的のために契約を作成する関係にあったことが推認される。

(キ) 小括

したがって、PXE が宮古島 E 地点案件の前渡金名目で E 社に交付した 222,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、D3 社の M 社に対する返金等の使途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及び e 氏の供述

これに対し、吉田は、要旨、以下のとおり供述し、また、e 氏は当委員会の要請に回答しない。

(ア) 吉田

- 宮古島 E 地点案件は実体のあるプロジェクトであり、当該事業推進のために E 社と契約を締結し、前渡金を支払ったものである。プロジェクト進行に必要な資金であり経済的合理性があったことから、E 社に対し前渡金を支払っている。
- E 社のプロジェクトメンバーは、不動産事業に強い i 氏、j 氏であり、事業の遂行能力があるものと判断していた。
- PXE による E 社に対する手付金送金は、i 氏、j 氏との間で協議決定した。
- (E 社が、M 社に対して「D3 社」名義で送金した理由について、) i 氏によれば、D3 社が資金調達を行いたいということで紹介され、実行したものだと思ったということだった。
- プロジェクトチーム (i 氏) から業務状況について報告を受けていたものの、業務遂行があったことを客観的に証する資料は所持していない。資料は、j 氏が管理していた。
- i 氏によれば、E 社の K 社に対する送金は借入金の返済であり、E 社の [REDACTED] に対する送金はゲーム開発業務委託料である。

(イ) e 氏

回答なし

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りや、証憑を一切提出せず、吉田の供述から、宮古島 E 地点案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXE が宮古島 E 地点案件の前渡金名目で E 社に交付した前渡金 220,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、D3 社の M 社に対する返金等の使途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書であると考えられ、宮古島 E 地点案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(8) 取引7(埼玉県飯能市案件)

ア 取引の概要

PXE は、D2 社との間で、埼玉県飯能市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の2020年2月6日付け売買契約を締結した(以下「埼玉県飯能市案件」という。)

上記売買契約では、売買代金、代金支払日について以下のとおり定められている。

(売買代金)

権利金 93,000,000 円(内税 8,454,545 円)

土地代金 50,000,000 円

(支払時期)

手付金 50,000,000 円(2020年2月6日)

最終金 93,000,000 円(2020年9月30日)

本事業に関わる林地開発申請の許可取得後

(白紙解除)

「本事業に関わる林地開発許可申請は売主(D2社)の責任において行うものとし、令和2年9月末日までに許可が取得できないと判断したときは、売主は買主(PXE)に報告し、買主は本契約を白紙解約することができる。」

(稟議申請日)

2020年2月6日(稟議書起案者・h氏)

上記の土地については、XXXXXXXXXXが2019年5月10日に所有権を取得し、D2社が2020年1月10日に譲渡担保を受けている。

また、D2社は、2019年8月6日、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受けている。

PXEは、2020年2月7日、埼玉県飯能市案件の前渡金として、D2社に対して50,000,000円を送金した。

その後、D2社は、2020年4月22日、前渡金のうち18,000,000円を返金した。

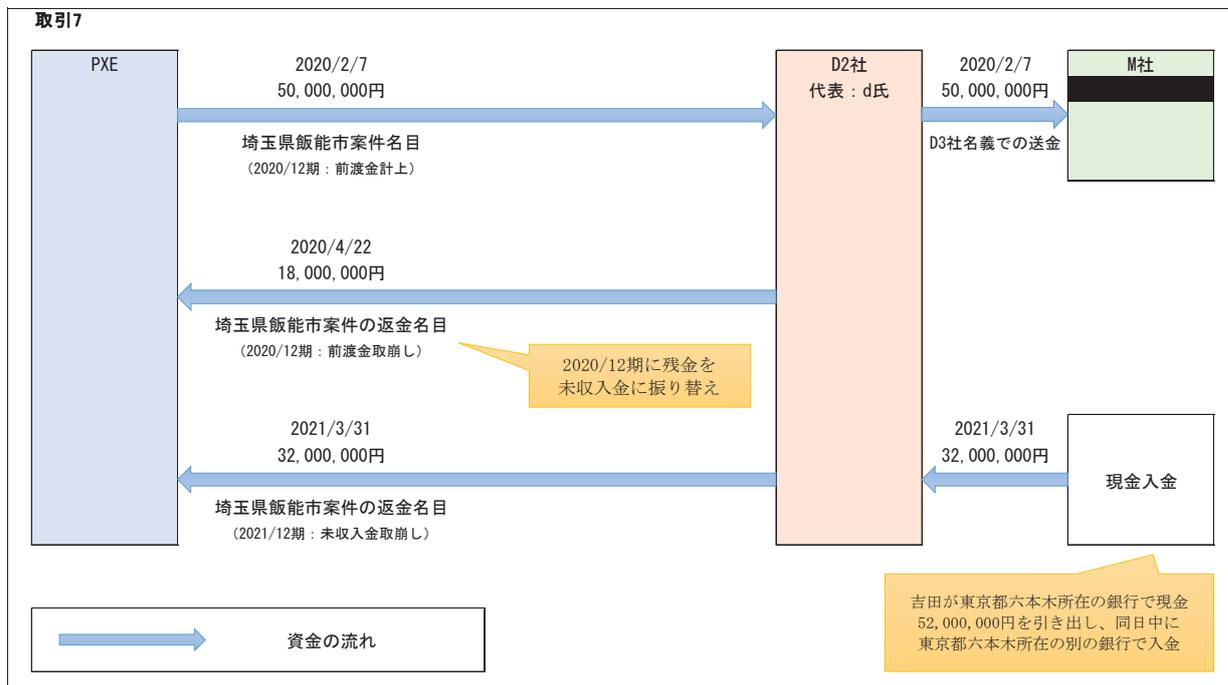
また、PXEとD2社は、前渡金残額32,000,000円の返金を合意する2021年2月26日付け解約合意書を締結し、D2社は、2021年3月31日、PXEに対して同金額を返金している。

イ 取引の実体の有無の検討

(7) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、以下の資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑥】



D2社は、2020年2月7日、PXEから50,000,000円の入金を受け、同日、同額をM社に送金している。

既に説明したとおり、調査の結果、E社による2020年12月10日の「D3社」名義のM社に対する送金に関連して、貸主M社、借主D3社、連帯保証人PXCの3社の代表印が押された、2019年1月22日付け金銭消費貸借契約書が存在することが判明した（当委員会が閲覧したのは写しであり、d氏が保有していたものである。原本の所在は不明である。）。

【契約条件】

- 貸付金額 : 150,000,000円
- 返済期日 : 2019年10月31日
- 利息 : 年15%
- 遅延損害金 : 年18%

そして、M社とD3社とPXCとの間の2019年1月22日付け金銭消費貸借契約書が存在し、M社がD3社に対して150,000,000円を貸し付けた事実が認められ、吉田が、PXCの代表者として、同金銭消費貸借契約を連帯保証した可能性がある。

d氏によれば、上記D3社名義での送金はM社に対する借入金の返済とのことであるから、D2社のM社に対する送金は、2019年1月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入金の返済であるものと考えられる。

次に、D2社は、2020年4月22日、PXEに対して契約締結日（2020年2月7日）からわずか2か月超経過した後に、解約合意書を締結することなく、18,000,000円を返金している。

吉田・d氏は、上記送金は、PXEの資金繰りのための一部返金であったと供述するが、そうすると、そもそも、PXEが前渡金送金時点で、同前渡金を送金しなければならない必要性はなかったものと考えざるを得ない。実際に、d氏は、埼玉県飯能市案件は林地開発許可が必要な案件であったが、林地開発許可を取得することができなかったと供述している。

加えて、上記18,000,000円に加えて、D2社は、2021年3月31日、32,000,000円の現金入金を受けているところ、これらの金銭の原資が吉田の可能性がある。

すなわち、32,000,000円の入金は、東京都港区六本木所在の銀行支店から現金入金されたことが確認されている。当該入金について、d氏は、自ら調達した現金を入金した旨供述するが、原資について明らかにしていない。

また、千葉県低圧5案件に関して、後述する【資金の流れチャート図⑦】のとおり、C社は、2021年3月31日、16,000,000円の現金入金を受けているが、当該入金も、上記東京都港区六本木所在の銀行支店から振り込まれたことが確認されている。当該入金について、c氏は、自ら調達した現金を入金した旨供述するが、d氏と同様に、原資について明らかにしていない。

ところで、吉田は、2021年3月31日、上記東京都港区六本木所在の銀行支店（上記とは別の銀行である。）にある吉田個人名義の預金口座から、52,000,000円を引き出している事実が判明している。

つまり、吉田は、2021年3月31日、東京都港区六本木所在の銀行支店から52,000,000円を引き出しているところ、同日、同じ東京都港区六本木所在の別の銀行支店（吉田が現金を引き出した銀行支店から130m、徒歩2分の距離に所在する。）から、D2社、C社に合計48,000,000円が現金入金されている。このようなことが偶然に起こり得るとはにはわかには考えがたく、D2社、C社に対する現金入金は吉田が行った可能性がある。

もっとも、吉田によれば、上記52,000,000円の現金引出しは、手元の現金資金の確保目的であると供述し、上記D2社、C社に対する現金入金の実事を否定しており、当該事実を認めるに足りる的確な証拠もない。当委員会としては、吉田がD2社、C社に対する現金入金を行ったこと、つまり、埼玉県飯能市案件・千葉県低圧5案件の前渡金返還の原資を、吉田が用立てた可能性があることを指摘するに留める。

いずれにしても、D2社が、M社に対して「D3社」名義で送金した金銭は、D3社のM社に対する上記借入金の返済である可能性が高い。

以上の資金の流れから見れば、PXEがD2社に対して埼玉県飯能市案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、M社に対する返済原資として出金された可能性がある。

(イ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(ウ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、D2社の代表取締役を務めるd氏は、取引2、7に関与している。

このように、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、D2社が、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

(エ) 小括

確かに、D2社は、埼玉県飯能市案件に係る土地について譲渡担保を受け、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受けており、埼玉県飯能市案件については、他の太陽光発電所取引とは異なり、PXEは、権利者であるD2社との直接取引である。

しかしながら、PXEにおいて、当初の前渡金の送金時点で、同前渡金を送金しなければならない必要性があったことを窺わせる事情はない。

また、D2社は、PXEからの入金後、直ぐに同額をM社に送金し、借入金の返済をしている。

したがって、PXEが埼玉県飯能市案件の前渡金名目でD2社に交付した50,000,000円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、D3社のM社に対する返金の使途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及びd氏の供述

これに対して、吉田及びd氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり回答した。

(ア) 吉田

- PXEからD2社に対する送金は埼玉県飯能市案件の前渡金である。
- D2社から2020年4月22日に18,000,000円の返金を受けたのは、資金繰りが理由である。
D2社から2022年3月31日に32,000,000円の返金を受けたのは契約解除に伴う返金である。

(イ) d氏

- 埼玉県飯能市案件は、ブローカーからの紹介案件である。

- D2 社が、M 社に対して 50,000,000 円を送金した記憶はあるが、2020 年 2 月 7 日であったか覚えておらず、M 社との間では、2、3 回金銭消費貸借契約を締結して金融を借り入れていたからである。
- PXE との間で契約が解約になった経緯は、D2 社が権利を取得する際に、元の売主が林地開発することが条件であったが、林地開発の許可を取得することができなかったからである。

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りなどの証拠を一切提出せず、同人らの供述から、埼玉県飯能市案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXE が埼玉県飯能市案件の前渡金名目で D2 社に交付した前渡金 50,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、D3 社の M 社に対する返金の使途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書であると考えられ、埼玉県飯能市案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(9) 取引 8 (千葉県低圧 5 案件)

ア 取引の概要

PXE は、C 社との間で、千葉県所在の 5 つの低圧太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2020 年 9 月 1 日付け売買契約を締結した (以下「千葉県低圧 5 案件」という。)

上記売買契約では、売買代金、代金支払日について以下のとおり定められている。

(売買代金)

総額 72,100,000 円 (内消費税 6,554,545 円)

(支払時期)

第 1 回 2020 年 9 月 1 日 手付金 15,000,000 円

第 2 回 2020 年 11 月 30 日 中間金 43,260,000 円 (設備工事着工時)

第 3 回 2020 年 12 月 28 日 連系金 13,840,000 円 (系統連系時)

(白紙解除)

「本件発電設備系統連系が 2020 年 12 月 28 日までにできないと判明した場合は、乙 (PXE) は甲 (C 社) に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

2020 年 9 月 1 日 (稟議書起案者・h 氏)

PXE は、2020年9月1日、千葉県低圧5案件の前渡金として、C社に対して15,000,000円を送金した。

また、PXE は、2020年11月4日、千葉県低圧5案件の前渡金として、C社に対して3,000,000円を送金した。

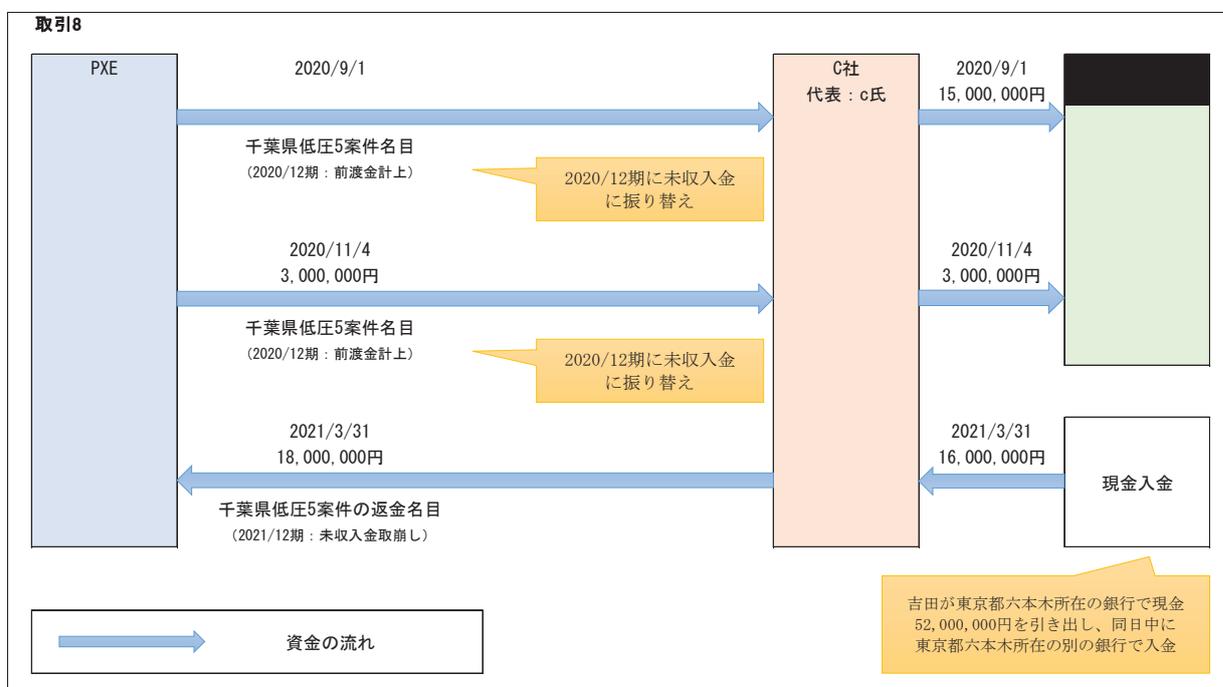
そして、PXE は、C社との間で、千葉県低圧5案件の2021年2月26日付け解約合意書を締結し、C社は、2021年3月31日、18,000,000円を返金している。

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、以下の資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑦】



上記のとおり、C社は、PXEから受領した前渡金を、同日に同額の金銭を [] に送金している。

[] は、PXCの前代表取締役である [] が代表取締役を務める株式会社である。

吉田によれば、c氏は、 [] がPXCの代表取締役であったときから、PXCに関与していたとのことである。また、c氏によれば、 [] への送金は、C社の借入金の返済であるとのことである。

なお、当委員会は、 [] に対してヒアリング要請書を送付したが、同人から回答はなかった。

また、C社は、2021年3月31日、16,000,000円の現金入金を受けているところ、上記のとおり、当該入金は、東京都港区六本木所在の銀行支店から現金入金されたことが確認されている。

既に説明したとおり、この金銭の原資が吉田の可能性がある。

すなわち、16,000,000円の入金は、東京都港区六本木所在の銀行支店から現金入金されたことが確認されている。当該入金について、c氏は、自ら調達した現金を入金した旨供述するが、原資について明らかにしていない。

また、埼玉県飯能市案件に関して、【資金の流れチャート図⑥】のとおり、D2社は、2021年3月31日、32,000,000円の現金入金を受けているが、当該入金も、上記東京都港区六本木所在の銀行支店から振り込まれたことが確認されている。当該入金について、d氏は、自ら調達した現金を入金した旨供述するが、c氏と同様に、原資について明らかにしていない。

ところで、吉田は、2021年3月31日、上記東京都港区六本木所在の銀行支店（上記とは別の銀行である。）にある吉田個人名義の預金口座から、52,000,000円を引き出している事実が判明している。

つまり、吉田は、2021年3月31日、東京都港区六本木所在の銀行支店から52,000,000円を引き出しているところ、同日、同じ東京都港区六本木所在の別の銀行支店（吉田が現金を引き出した銀行支店から130m、徒歩2分の距離に所在する。）から、D2社、C社に合計48,000,000円が現金入金されている。このようなことが偶然に起こり得るとはにはわかには考えがたく、D2社、C社に対する現金入金は吉田が行った可能性がある。

もっとも、吉田によれば、上記52,000,000円の現金引出しは、手元の現金資金の確保目的であると供述し、上記D2社、C社に対する現金入金の実事を否定しており、当該事実を認めるに足りる的確な証拠もない。当委員会としては、吉田がD2社、C社に対する現金入金を行ったこと、つまり、埼玉県飯能市案件・千葉県低圧5案件の前渡金返還の原資を、吉田が用立てた可能性があることを指摘するに留める。

いずれにしても、以上の資金の流れから見れば、PXEがC社に対して千葉県低圧5案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、別の用途として出金された可能性がある。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料

PXEがC社に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電所に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田及びc氏に対して、千葉県低圧5案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田及びc氏は、裏付けとなる証拠を提出していない。

なお、千葉県低圧5案件の当時の事業計画認定者は[]である。

■によれば、■は、千葉県低圧 5 案件について別の会社と最終取引をしており、C社と取引していないとのことである。

(ウ) 契約書に沿わない送金がされていること

さらに、契約書上は、2020年9月1日に手付金15,000,000円、2020年11月30日に中間金43,260,000円が設備工事着工時に支払われることになっているが、このような内容に沿わずに、C社がPXEに対して、15,000,000円の請求書とは別に、3,000,000円の請求書を発行している。

また、PXEの立場からすれば、送金の理由はないにもかかわらず、PXEは、C社に対して3,000,000円を送金している。

(エ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(オ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、C社は、取引1、8、9、10に関与している。

このように、C社が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

(カ) 小括

以上のとおり、PXEが千葉県低圧5案件の前渡金名目でC社に交付した18,000,000円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及びc氏の供述

これに対して、吉田及びc氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり回答した。

(ア) 吉田

- PXEからC社に対する送金は千葉県低圧5案件の前渡金である。
- (契約上、手付金15,000,000円、中間金43,260,000円(設備工事着工時)となっているにもかかわらず、PXEがC社に対して15,000,000円、3,000,000円を送金していることについて) 具体的な内容は覚えていないがc氏と話し合った結果の送金だと記憶している。

(イ) c氏

- 吉田とのやり取りは、電話でしているため、メールは残っていない。
- (契約上、手付金 15,000,000 円、中間金 43,260,000 円 (設備工事着工時) となっているにもかかわらず、C社が PXE に対して 15,000,000 円、3,000,000 円の請求書を発行した経緯について) 覚えていない。
- PXE との契約の解約の経緯について、半導体不足により設備の仕入れに時間がかかることとなり、工期が遅れ、引き渡しの時期が伸びることとなった。
そして、吉田に対してその旨を連絡したところ、PXE から解約の意向を伝えられて契約を解約することとなった。

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りや証憑を一切提出せず、同人らの供述から、千葉県低圧 5 案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXE が千葉県低圧 5 案件の前渡金名目で C 社に交付した 18,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、千葉県低圧 5 案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(10) 取引 9 (八王子メガソーラー発電所案件)

ア 取引の概要

PXE は、C 社との間で、東京都八王子市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 5 月 20 日付け売買契約を締結した (以下「八王子メガソーラー発電所案件」という。)

上記売買契約では、売買代金、代金支払日について以下のとおり定められている。

(売買代金)

380,000,000 円 (内消費税 34,545,455 円)

(支払時期)

第 1 回 2021 年 5 月 20 日 手付金 60,000,000 円

第 2 回 2021 年 9 月 30 日 中間金 228,000,000 円 (造成工事着工時)

第 3 回 2022 年 3 月 31 日 連系金 92,000,000 円 (系統連系時)

(白紙解除)

「本件発電設備系統連系が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙 (PXE) は甲 (C 社) に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

2021年5月11日(稟議書起案者・h氏)

PXEは、2021年5月20日、八王子メガソーラー発電所案件の前渡金として、C社に対して60,000,000円を送金した。

その後、PXEは、C社との間で、2022年1月11日付で、八王子メガソーラー発電所案件の解約合意書を締結し、前渡金の返還を以下のとおり合意し、C社は、2022年1月11日、PXEに対して25,000,000円を返金した。なお、h氏は、当該合意解約について、2022年1月11日、稟議書を起案し、同月21日、決裁が完了している。

(返金日)

第1回 2022年1月11日 25,000,000円

第2回 2022年3月31日 35,000,000円

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

① 八王子メガソーラー発電所案件の前渡金が、O社に対する返済資金に使われている可能性があること

当委員会の調査の結果、上記の手付金送金後、上記の【資金の流れチャート図⑤】のとおり、資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑤】のとおり、八王子メガソーラー発電所案件の前渡金は、O社に対する返済資金に使われている可能性がある。

すなわち、PXEは、2020年11月30日から2021年2月25日にかけて、宮古島E地点案件に関してE社に対して手付金220,000,000円を送金した。

E社がPXEにこの手付金220,000,000円を返還することに関連して、N社が2021年4月27日にE社に80,000,000円を、O社が2021年4月28日にE社に150,000,000円をそれぞれ送金している。そして、E社は、PXEに対し、宮古島E地点案件の手付金220,000,000円について、2021年4月27日に80,000,000円、2021年4月30日に142,000,000円を返金している。

N社及びO社のE社に対する送金の経緯、理由は明らかではないが、借入金であるとすれば、E社は、N社及びO社に対して、受け取った金銭を返金しなければならないと考えられる。

そして、C社は、2021年5月20日にPXEから八王子メガソーラー発電所案件の前渡金60,000,000円を受領し、同日、同額をE社に送金し、また、F1社は、2021年5月27日にPXEから長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件及び愛媛県西予市案件の前渡金90,000,000円を受領し、同日、同額をE社に対して送金し(合計150,000,000円)、E社は2021年5月31日、150,500,000円をO社に対して送金している。

つまり、八王子メガソーラー発電所案件の前渡金60,000,000円は、O社に対する返済資金に使われている可能性がある。

■によれば、当時、売却先を探して、色々な業者と相談していて、PXE や C 社の c 氏と商談したことがあるが、太陽光発電施設等は転売目的で買う者がほとんどであり転売先が決まっていなければ買うことはないところ、C 社は、転売先がいなかったために具体的な話にはならなかった記憶であるとのことである。

(ウ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(エ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、C 社は、取引 1、8、9、10 に関与している。

このように、C 社が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXE からの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

(オ) 小括

したがって、PXE が八王子メガソーラー発電所案件の前渡金名目で C 社に交付した 60,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、O 社に対する返金の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及び c 氏の供述

これに対して、吉田及び c 氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり回答した。

(ア) 吉田

- PXE から C 社に対する送金は八王子メガソーラー発電所案件の前渡金である。
- O 社に対して送金するために行った取引ではない。
- (K 社と吉田との間の 2022 年 1 月 11 日付け金銭消費貸借契約書及び 40,000,000 円の借入金の送金先が C 社となっていることについて) K 社と金銭消費貸借契約書を締結したかは覚えていない。
- N 社から 80,000,000 円入金している一方で、N 社に対して 77,500,000 円しか返金していないところ、差額がどうなったのかは知らない。

(イ) c 氏

- ■が物件の権利を有していたため、交渉を行っていた。

契約条件及び金額が概ね決まっていたことから、PXE に対して他人物売買の契約を締結した。

- E 社は、e 氏の法人であると認識している。
E 社と取引しようという話をした記憶はあるものの、実際に取引したか否かについては覚えていないし、E 社に対して送金したことがあるかについても覚えていない。

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りなどの証拠を一切提出せず、同人らの供述から、八王子メガソーラー発電所案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXE が八王子メガソーラー発電所案件の前渡金名目で C 社に支払った前渡金 18,000,000 円及びその契約は、実際には、前渡金ではなく、O 社に対する送金の使途のために交付された可能性及びその目的のために契約を作成しただけであり、八王子メガソーラー発電所案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(11) 取引 11～13 (熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件)

ア 取引の概要

PXE は、F1 社との間で以下の 3 つの太陽光発電施設等に関する契約を締結し、PXE は、2021 年 5 月 27 日、F1 社に対し、同契約の手付金名目として、合計 90,000,000 円を送金した。

いずれも他人物売買である。

(ア) 熊本県あさぎり市案件

(契約内容)

熊本県あさぎり市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 5 月 27 日付け売買契約 (以下「熊本県あさぎり市案件」という。)

(売買代金)

1,100,000,000 円 (内消費税 100,000,000 円)

(支払時期)

第 1 回	2021 年 5 月 27 日	手付金	50,000,000 円
第 2 回	2021 年 10 月 31 日	中間金	550,000,000 円 (造成工事着工時)
第 3 回	2022 年 1 月 31 日	中間金	415,000,000 円 (パネル設置完了時)
第 4 回	2022 年 3 月 31 日	連系金	85,000,000 円 (系統連系時)

(白紙解除)

「本件発電設備系統連携が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（F1 社）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

（稟議申請日）

2021 年 5 月 20 日（稟議書起案者・h 氏）

（覚書）

白紙解除の期間を延長等する 2022 年 6 月 27 日付け覚書

（イ） 滋賀県大津市案件

（契約内容）

滋賀県大津市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 5 月 27 日付け売買契約（以下「熊本県あさぎり市案件」という。）

（売買代金）

300,000,000 円（内消費税 27,272,728 円）

（支払時期）

第 1 回 2021 年 5 月 27 日 手付金 20,000,000 円

第 2 回 2021 年 11 月 30 日 中間金 150,000,000 円（造成工事着工時）

第 3 回 2022 年 2 月 28 日 中間金 90,000,000 円（パネル設置完了時）

第 4 回 2022 年 3 月 30 日 連系金 40,000,000 円（系統連系時）

（白紙解除）

「本件発電設備系統連携が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（F1 社）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

（稟議申請日）

2021 年 5 月 20 日（稟議書起案者・h 氏）

（覚書）

白紙解除の期間を延長等する 2022 年 6 月 27 日付け覚書

（ウ） 群馬県みどり市案件

（契約内容）

群馬県みどり市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 5 月 27 日付け売買契約（以下「群馬県みどり市」という。）

(売買代金)

300,000,000 円 (内消費税 27,272,728 円)

(支払時期)

第 1 回 2021 年 5 月 27 日 手付金 20,000,000 円

第 2 回 2021 年 9 月 30 日 中間金 150,000,000 円 (造成工事着工時)

第 3 回 2021 年 12 月 28 日 中間金 90,000,000 円 (パネル設置完了時)

第 4 回 2022 年 3 月 31 日 連系金 40,000,000 円 (系統連系時)

(白紙解除)

「本件発電設備系統連携が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙 (PXE) は甲 (F1 社) に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

2021 年 5 月 20 日 (稟議書起案者・h 氏)

(覚書)

白紙解除の期間を延長等する 2022 年 6 月 27 日付け覚書

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

① 熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件の前渡金が、O 社に対する返済資金に使われている可能性があること

当委員会の調査の結果、上記の手付金送金後、上記の【資金の流れチャート図⑤】のとおり、資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑤】のとおり、熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件の前渡金は、O 社に対する返済資金に使われている可能性がある。

すなわち、PXE は、2020 年 11 月 30 日から 2021 年 2 月 25 日にかけて、宮古島 E 地点案件に関して E 社に対して手付金 220,000,000 円を送金した。

E 社が PXE にこの手付金 220,000,000 円を返還することに関連して、N 社が 2021 年 4 月 27 日に E 社に 80,000,000 円を、O 社が 2021 年 4 月 28 日に E 社に 150,000,000 円をそれぞれ送金している。そして、E 社は、PXE に対し、宮古島 E 地点案件の手付金 220,000,000 円について、2021 年 4 月 27 日に 80,000,000 円、2021 年 4 月 30 日に 142,000,000 円を返金している。

N 社及び O 社の E 社に対する送金の経緯、理由は明らかではないが、借入金であるとするれば、E 社は、N 社及び O 社に対して、受け取った金銭を返金しなければならないと考えられる。

そして、C 社は、2021 年 5 月 20 日に PXE から八王子メガソーラー発電所案件の前渡金 60,000,000 円を受領し、同日、同額を E 社に送金し、また、F1 社は、2021 年 5 月 27 日に PXE から長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件及び愛媛県西予市案件の前渡金 90,000,000 円を受領

(ウ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(エ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

E社は、取引6、9、11～15、愛媛県西予市案件に関与している。

このように、E社が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

また、F1社は、取引11～15、愛媛県西予市案件に関与している。

さらに、F1社の実質的な業務遂行者であるf氏は、取引11～18、愛媛県西予市案件に関与している。

このように、F1社及びf氏が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

(オ) 小括

したがって、PXEが熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件の手付金名目でF1社に交付した90,000,000円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、O社に対する返金の用途のために交付された可能性及び目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田、f氏及びe氏の供述

これに対して、吉田及びf氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり供述し、また、e氏は当委員会の要請に応答しない。

(ア) 吉田

- PXEからF1社に対する送金は熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件及び群馬県みどり市案件の前渡金である。
- F1社及びE社に確認したところ、F1社は、E社からそれぞれの案件の紹介を受け、仕入れる計画であったとのことである。

(イ) f氏

- 他人物売買であるが、権利保有者との交渉は、E社のe氏が行っていた案件で、e氏から案件の持ち込みがあった。
交渉の時期は2021年初旬から解約までの期間であったと思うが、交渉はE社が行っていたので詳細は覚えていない。
- 合意に至らなかったのは、E社が仕入れることができなかったからであると思う。
- 解約したのは、PXEが契約解除したからであり、PXEが返金を求めたので返金した。

(ウ) e氏

回答なし。

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りなどの証拠を一切提出していない。

また、f氏は、E社の担当者がe氏であり、e氏が交渉していた旨を供述するが、吉田によれば、e氏はE社の業務に関わっていないとのことであるから、両者の供述が矛盾している。

したがって、同人らの供述から、熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件及び群馬県みどり市案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXEが熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件及び群馬県みどり市案件の前渡金名目でF1社に交付した90,000,000円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、O社に対する送金の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、熊本県あさぎり市案件、滋賀県大津市案件及び群馬県みどり市案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(12) 取引14~15及び件外調査（長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件）

ア 取引の概要

PXEは、F1社との間で以下の3つの太陽光発電施設等に関する契約を締結し、2021年6月3日、F1社に対し、同契約の手付金名目として、合計70,000,000円を送金した。

いずれも他人物売買である。

(ア) 長野県木曾郡案件

（契約内容）

長野県木曾郡に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発

電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 6 月 3 日付け売買契約（以下「長野県木曾郡案件」という。）

(売買代金)

900,000,000 円

(支払時期)

第 1 回 2021 年 6 月 3 日 手付金 45,000,000 円

第 2 回 2021 年 12 月 28 日 中間金 300,000,000 円（パネル設置開始時）

第 3 回 2022 年 2 月 28 日 中間金 300,000,000 円（完工時）

第 4 回 2022 年 3 月 31 日 連系金 255,000,000 円（系統連系時）

(白紙解除)

「本件発電設備系統連携が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（F1 社）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

2021 年 6 月 2 日（稟議書起案者・h 氏）

(覚書)

白紙解除の期間を延長等する 2022 年 6 月 27 日付け覚書

(イ) 岡山県井原市案件

(契約内容)

岡山県井原市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 6 月 3 日付け売買契約（以下「岡山県井原市案件」という。）

(売買代金)

410,000,000 円（税込）

(支払時期)

第 1 回 2021 年 6 月 3 日 手付金 15,000,000 円

第 2 回 2021 年 10 月 31 日 中間金 246,000,000 円（造成工事着工時）

第 3 回 2022 年 1 月 31 日 中間金 82,000,000 円（パネル設置完了時）

第 4 回 2022 年 3 月 31 日 連系金 67,000,000 円（系統連系時）

(白紙解除)

「本件発電設備系統連携が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（F1 社）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

2021年6月2日（稟議書起案者・h氏）

（覚書）

白紙解除の期間を延長等する2022年6月27日付け覚書

（ウ） 愛媛県西予市案件

（契約内容）

愛媛県西予市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電稼働させるに当たって必要な許認可等の2021年6月3日付け売買契約（以下「愛媛県西予市案件」という。）

（売買代金）

130,000,000円（税込）

（支払時期）

第1回 2021年6月3日 手付金 15,000,000円

第2回 2021年10月31日 中間金 91,000,000円（基礎工事完了時）

第3回 2021年12月28日 中間金 24,000,000円（系統連系時）

（白紙解除）

「本件発電設備系統連携が2021年12月28日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（F1社）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

（稟議申請日）

2021年6月2日（稟議書起案者・h氏）

イ 取引の実体の有無の検討

（ア） 資金の流れ

① 長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金が、N社に対する返済資金に使われている可能性があること

当委員会の調査の結果、上記の手付金送金後、上記の【資金の流れチャート図⑤】のとおり、資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑤】のとおり、長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金は、N社に対する返済資金に使われている可能性がある。

すなわち、PXEは、2020年11月30日から2021年2月25日にかけて、宮古島E地点案件に関してE社に対して手付金220,000,000円を送金した。

E社がPXEにこの手付金220,000,000円を返還することに関連して、N社が2021年4月27日にE社に80,000,000円を、O社が2021年4月28日にE社に150,000,000円をそれぞれ送

金している。そして、E社は、PXEに対し、宮古島E地点案件の手付金220,000,000円について、2021年4月27日に80,000,000円、2021年4月30日に142,000,000円を返金している。

N社及びO社のE社に対する送金の経緯、理由は明らかではないが、借入金であるとするれば、E社は、N社及びO社に対して、受け取った金銭を返金しなければならないと考えられる。

そして、F1社は、2021年6月3日にPXEから長野県木曽郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金70,000,000円を受領し、同日、同額をE社に送金し、E社は、同日、77,500,000円をN社に対して送金している。

つまり、長野県木曽郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金70,000,000円は、N社に対する返済資金に使われている可能性がある。

② 長野県木曽郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金の返金原資が出所不明であること

そうすると、今度は、長野県木曽郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金70,000,000円の返金の原資を調達する必要があると考えられる。

そして、【資金の流れチャート図⑤】のとおり、e氏が、2023年7月4日、出所不明の70,000,000円の現金を入金し、2023年10月27日、出所不明の75,000,000円の現金を入金し、それぞれについて同日、同額をE社に送金している。また、E社は、それぞれについて、同日、同額をF1社に送金している。さらに、F1社は、それぞれについて、同日、同額をPXEに送金して、長野県木曽郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金70,000,000円を返金している。

なお、e氏は当委員会の要請に応答しない。

以上の資金の流れから見れば、PXEがF1社に対して長野県木曽郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、N社に対する返済原資として出金された可能性がある。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料

PXEがF1社に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電所に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田及びf氏に対して、長野県木曽郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田及びf氏は、裏付けとなる証拠を提出していない。

なお、岡山県井原市案件については、2022年6月に他の事業者によって太陽光発電施設の運転の開始が報告されているにもかかわらず、PXEとF1社は、白紙解除の期間を延長等する2022年6月27日付け覚書を締結しており、不自然極まりない。

(ウ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(エ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

E社は、取引6、9、11～15、愛媛県西予市案件に関与している。

このように、E社が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

また、F1社は、取引11～15、愛媛県西予市案件に関与している。

さらに、F1社の実質的な業務遂行者であるf氏は、取引11～18、愛媛県西予市案件に関与している。

このように、F1社及びf氏が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

(オ) 小括

したがって、PXEが長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金名目でF1社に交付した70,000,000円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、N社に対する返金の使途のために交付された可能性及び目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田、f氏及びe氏の供述

これに対して、吉田及びf氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり供述し、また、e氏は当委員会の要請に回答しない。

(ア) 吉田

- PXEからF1社に対する送金は長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件の前渡金である。
- F1社及びE社に確認したところ、F1社は、E社からそれぞれの案件の紹介を受け、仕入れる計画であったとのことである。

(イ) f氏

- 他人物売買であるが、権利保有者との交渉は、E社のe氏が行っていた案件で、e氏から案件の持ち込みがあった。

交渉の時期は 2021 年初旬から解約までの期間であったと思うが、交渉は E 社が行っていたので詳細は覚えていない。

- 合意に至らなかったのは、E 社が仕入れることができなかったからであると思う。
- 解約したのは、PXE が契約解除したからであり、PXE が返金を求めたので返金した。

(ウ) e 氏

回答なし。

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りなどの証拠を一切提出していない。

また、f 氏は、E 社の担当者が e 氏であり、e 氏が交渉していた旨を供述するが、吉田によれば、e 氏は E 社の業務に関わっていないとのことであるから、両者の供述が矛盾している。

したがって、同人らの供述から、長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件及び愛媛県西予市案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXE が長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件及び愛媛県西予市案件の前渡金名目で F1 社に交付した前渡金 70,000,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、N 社に対する送金の使途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であり、長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件及び愛媛県西予市案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(13) 取引 10 (滋賀県甲賀市案件)

ア 取引の概要

(イ) 2021 年 9 月 16 日付け太陽光発電設備等売買契約書

PXE は、C 社との間で、滋賀県甲賀市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 9 月 16 日付け売買契約を締結した（以下「滋賀県甲賀市案件」という。）。

上記売買契約では、売買代金、代金支払日について以下のとおり定められている。

(売買代金)

670,000,000 円 (税込)

(支払時期)

第 1 回 2021 年 9 月 16 日 手付金 45,200,000 円

第 2 回 以降は協議にて決定するものとする

(白紙解除)

「本件発電設備系統連系が2023年3月31日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（C社）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

（稟議申請日）

2021年9月15日（稟議書起案者・h氏）

PXEは、2021年9月16日、滋賀県甲賀市案件の手付金として、C社に対して45,200,000円を送金した。

（イ）2021年12月28日付け覚書

PXEは、C社との間で、滋賀県甲賀市案件の代金支払を以下のとおり変更する2021年12月28日付け覚書を締結した。

（代金支払）

第1回 2021年9月16日 手付金 45,200,000円（支払済み）

第2回 2021年12月28日 中間金 40,000,000円

第3回 以降は協議にて決定するものとする

PXEは、2021年12月28日、滋賀県甲賀市案件の中間金として、C社に対して40,000,000円を送金した。

（ウ）2022年12月21日付け覚書

PXEは、C社との間で、滋賀県甲賀市案件の白紙解除の期間を延長等する2022年6月27日付け覚書を締結した。

（エ）2023年6月30日付け覚書

PXEは、C社との間で、滋賀県甲賀市案件の代金支払を以下のとおり変更する2023年6月30日付け覚書を締結した。

（代金支払）

第1回 2021年9月16日 手付金 45,200,000円（支払済み）

第2回 2021年12月28日 中間金 40,000,000円（支払済み）

第3回 2023年6月30日 中間金 59,000,000円

第4回 以降は協議にて決定するものとする

PXEは、2023年6月30日、滋賀県甲賀市案件の中間金として、C社に対して59,000,000円を送金した。

(オ) 2023年10月23日付け覚書

PXE は、C 社との間で、滋賀県甲賀市案件の代金支払を以下のとおり変更する 2023 年 10 月 23 日付け覚書を締結した。

(代金支払)

第 1 回 2021 年 9 月 16 日 手付金 45,200,000 円 (支払済み)

第 2 回 2021 年 12 月 28 日 中間金 40,000,000 円 (支払済み)

第 3 回 2023 年 6 月 30 日 中間金 59,000,000 円 (支払済み)

第 4 回 2023 年 10 月 23 日 中間金 20,000,000 円

第 5 回 以降は協議にて決定するものとする

PXE は、2023 年 10 月 23 日、滋賀県甲賀市案件の中間金として、C 社に対して 20,000,000 円を送金した。

(カ) C 社による PXE に対する返金

PXE が滋賀県甲賀市案件の手付金・中間金として C 社に送金した金銭は 164,200,000 円に及ぶ。

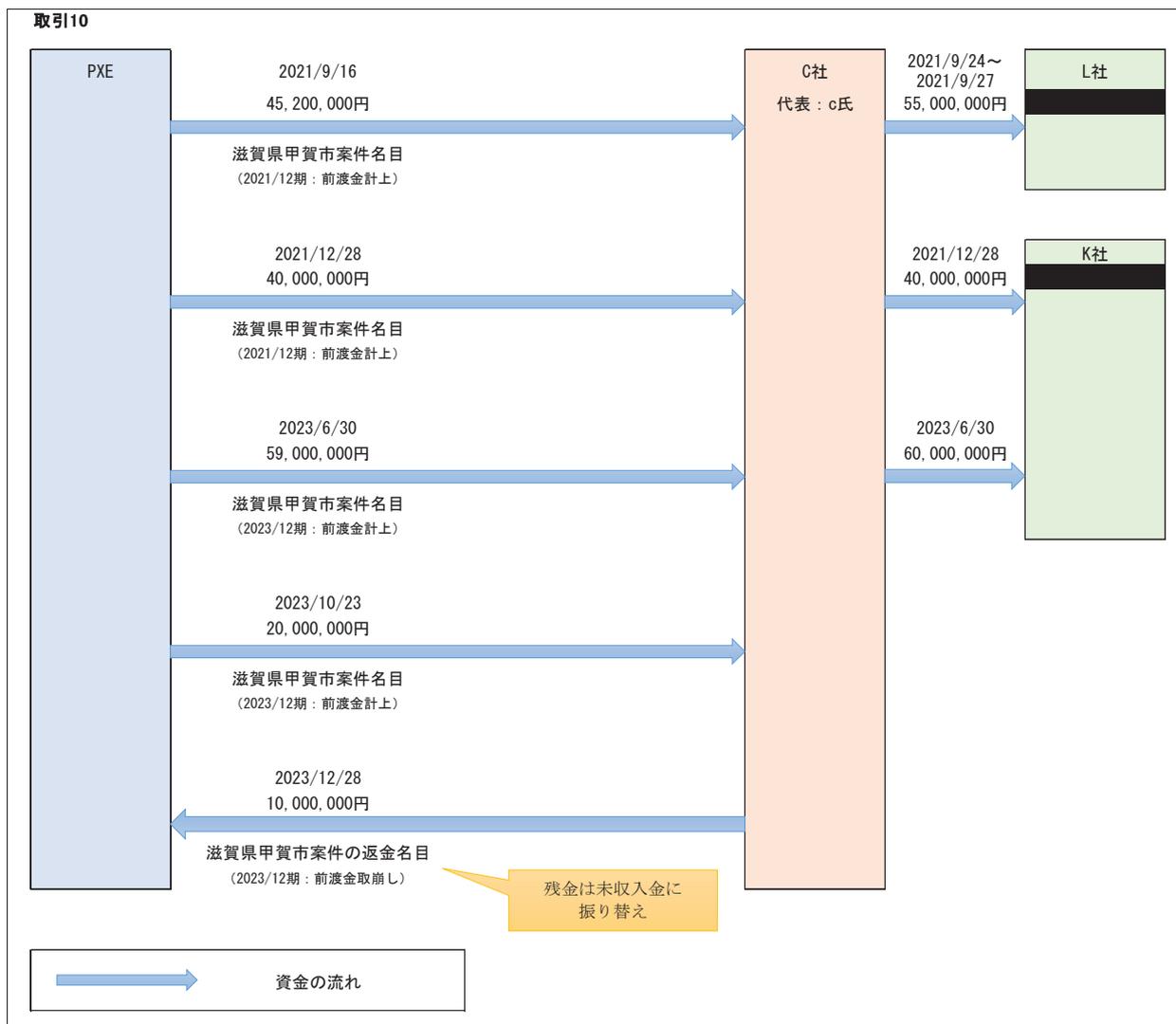
その後、C 社は、2023 年 12 月 28 日、PXE に対して 10,000,000 円を返金したが、PXE が滋賀県甲賀市案件の手付金・中間金として交付した金銭のうち、154,200,000 円はいまだに返金されていない。

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、【資金の流れチャート図⑧】のとおり、資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑧】



上記のとおり、C社は、2021年9月16日から2023年10月23日まで、4回に分けて、PXEから164,200,000円の送金を受けたが、3回の送金については同時期に、ほぼ同額の金銭がL社、K社に送金された。

L社、K社は、いずれも滋賀県甲賀市案件に関与しておらず、PXEがC社に対して交付した滋賀県甲賀市案件の手付金・中間金は、送金直後に別の用途に費消されている。なお、資金の送金先の1つであるL社の代表者であるL社代表者によれば、c氏は、L社の経理担当者である。また、L社代表者によれば、L社の業務の意思決定をしているのは、株主及びc氏であるとのことである。

以上の資金の流れから見れば、PXEがC社に対して滋賀県甲賀市案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、別の用途のために出金された可能性がある。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料

PXE が C 社に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電所に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、吉田及び c 氏に対して、滋賀県甲賀市案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田及び c 氏は、裏付けとなる証拠を提出していない。

なお、滋賀県甲賀市案件の当時の事業計画認定者は、XXXXXXXXXXである。

XXXXXXXXXXによれば、元々売却予定であったため、複数の第三者に対して提案書を送っていたが、既に担当者が退職済みのため提案時期の詳細は不明とのことである。また、XXXXXXXXXXによれば、売却することはせず、自社の発電所として保有しているとのことであった。

さらに、滋賀県甲賀市案件については、2022 年 10 月には XXXXXXXXXXによって太陽光発電施設の運転の開始が報告されているにもかかわらず、PXE と C 社は、これ以降も、白紙解除の期間を延長等する 2022 年 12 月 21 日付け覚書を締結したり、中間金の支払に係る 2023 年 6 月 30 日付け覚書、2023 年 10 月 23 日付け覚書を締結して PXE から C 社に対して中間金名目で金銭を送金しており、不自然極まりない。

(ウ) 当初の契約書に具体的な支払時期が定められておらず、資金ニーズに合わせて中間金の支払義務が事後的に追加されて資金を送金していることが窺われること

上記のとおり、C 社は、滋賀県甲賀市案件について、2021 年 9 月 16 日から 2023 年 10 月 23 日まで、4 回に分けて、PXE から 164,200,000 円の送金を受けた。

しかしながら、2021 年 9 月 16 日付け太陽光発電設備等売買契約書には、手付金 45,200,000 円を支払う義務しか定められておらず、それ以降は、追って協議するとして記載されておらず、中間金の支払義務が覚書によって事後的に追加されている。

c 氏は、中間金の支払義務が事後的に追加された理由について、PXE・C 社の資金繰り状況に基づき協議の結果 4 回に分かれたものであると説明し、吉田も c 氏との協議の結果であると説明するにとどまり、滋賀県甲賀市案件の取引実現のために中間金の追加支払が必要であった様子は窺われない。

なお、当委員会は、C 社に対して滋賀県甲賀市案件に関する権利者との交渉経過や、その客観的資料の提出を求めたが、C 社からは資料の提出はなされておらず、権利者との間で具体的に交渉が進み、交渉を更に進めるために、中間金の追加支払が必要になった様子も窺われない。

そして、c 氏は、L 社に対する送金について陽光案件やコンサル案件などの取引の支払である、K 社に対する送金については、資金の融通のために送金したものである、と供述する。これらの供述について、具体的な事実説明も、客観的資料の提出もなく、詳細は不明であるが、いずれにしても、C 社の資金ニーズに合わせて、滋賀県甲賀市案件の中間金支払が合意され、送金されていたものと考えざるを得ない。

(エ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を発生させないようにしていた事情となる。

(オ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、C社は、取引1、8、9、10に関与している。

このように、C社が、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

(カ) 小括

したがって、PXEが滋賀県甲賀市案件の前渡金名目でC社に交付した164,200,000円（うち10,000,000円は返金された。）は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性があり、他方、滋賀県甲賀市案件の実在性を裏付ける客観的資料はなく、滋賀県甲賀市案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

ウ 吉田及びc氏の供述

これに対して、吉田及びc氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり回答した。

(ア) 吉田

- PXEからC社に対する送金は滋賀県甲賀市案件の前渡金である。
- （4回資金を送金している理由について）PXEとC社の資金繰りの状況に基づくものである。
- （C社がL社に対して資金を送金している理由について）c氏によれば、C社が別の取引で支払したとのことであり、PXEとは関係がない。
- （C社がK社に対して資金を送金している理由について）2021年12月28日の40,000,000円は不明、2023年6月28日の60,000,000円は、c氏に貸していた資金の返済を振り込ませたものかもしれない。
（供述の趣旨が不明である。）

(イ) c氏

- [REDACTED]が太陽光発電所を製造し、C社が太陽光発電設備を購入して、PXEに転売する案件である。取引の対象となる太陽光発電所は、新たに製造される太陽光発電所であり、発電事業を開始していない。

- (4回資金を送金している理由について) PXE と C 社の資金繰りの状況に基づくものである。
- (C 社が L 社に対して資金を送金している理由について) (対面でのヒアリング時) L 社から金銭を借り入れたことがあったかもしれない。(追加質問の際のメールでの回答時) C 社が L 社との間で太陽光案件、コンサル案件で複数の取引があったからであり、滋賀県甲賀市案件とは関係がない。
- (C 社が K 社に対して資金を送金している理由について) 2021 年 12 月 28 日の 40,000,000 円は資金の融通のために送金した、2023 年 6 月 28 日の 60,000,000 円は、吉田の K 社に対する借入金の返金かどうかは分からないが、c 氏が吉田から個人的に借りていた返済として振り込んだものだと思う。
(供述の趣旨が不明である。)

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りなどの証拠を一切提出せず、同人らの供述から、滋賀県甲賀市案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXE が滋賀県甲賀市案件の前渡金名目で C 社に交付した 164,200,000 円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、滋賀県甲賀市案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

(14) 取引 16~18 (熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件)

ア 取引の概要

PXE は、F2 有限責任事業組合との間で以下の 3 つの太陽光発電施設等に関する契約を締結し、PXE は、F2 有限責任事業組合に対し、同契約の前渡金名目として、合計 330,000,000 円を送金した。

いずれも他人物売買である。

いずれの案件も、PXE・F2 有限責任事業組合で、複数回に渡って資金の移動が行われている。

(ア) 熊本県菊池市案件

(契約内容)

熊本県菊池市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 8 月 31 日付け売買契約 (以下「熊本県菊池市」という。)

(売買代金)

1,050,000,000 円（税込）

（支払時期）

第 1 回 2021 年 8 月 31 日 手付金 70,000,000 円

第 2 回 以降は協議にて決定するものとする。

（白紙解除）

「本件発電設備系統連系が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（F2 有限責任事業組合）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

（稟議申請日）

- ・ 2021 年 8 月 31 日（稟議書起案者・h 氏）
- ・ 2021 年 10 月 19 日（稟議書起案者・h 氏）
（手付金を 80,000,000 円から 105,000,000 円に変更するもの。）

（覚書）

- ・ F2 有限責任事業組合が PXE に対して、支払済みの手付金 70,000,000 円のうち 30,000,000 円を一時返済する内容の 2021 年 9 月 29 日付け覚書
- ・ PXE が F2 有限責任事業組合に対して、手付金一部の一時返済金 30,000,000 円を再度手付金として支払う内容の 2021 年 10 月 1 日付け覚書
- ・ F2 有限責任事業組合が PXE に対して支払うはずの手付金 70,000,000 円を 80,000,000 円に変更して差額の 10,000,000 円を 2021 年 10 月 11 日に支払う内容の 2021 年 10 月 11 日付け覚書
- ・ F2 有限責任事業組合が PXE に対して支払うはずの手付金 70,000,000 円を 105,000,000 円に変更して差額の 35,000,000 円に関して、2021 年 10 月 11 日に 10,000,000 円、2021 年 10 月 20 日に 25,000,000 円を支払う内容の覚書

（注：2021 年 10 月 11 日付け覚書が 2 つあるが、内容からして片方はバックデートして作成されたものである。）

（イ） 熊本県阿蘇市案件

（契約内容）

熊本県阿蘇市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 10 月 26 日付け売買契約（以下「熊本県菊池市案件」という。）

（売買代金）

576,800,000 円（税込）

（支払時期）

第 1 回 2021 年 10 月 26 日 手付金 45,000,000 円

- 第 2 回 電力会社の連係日確定確認後 中間金 30,000,000 円
- 第 3 回 造成工事の出来高にて協議
- 第 4 回 建設工事の出来高にて協議
- 第 5 回 完工連係時 最終金 115,360,000 円

(白紙解除)

「本件発電設備系統連系が 2022 年 6 月 30 日までにできないと判明した場合は、乙 (PXE) は甲 (F2 有限責任事業組合) に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

- ・ 2021 年 10 月 26 日 (稟議書起案者・h 氏)
 - ・ 2021 年 11 月 12 日 (稟議書起案者・h 氏)
- (第 2 回の中間金を 30,000,000 円から 40,000,000 円に変更するもの。)

(覚書)

- ・ 2021 年 11 月 12 日付け覚書
(2021 年 11 月 12 日付け稟議書及び 2022 年 3 月 16 日付け覚書 2 によって、2021 年 11 月 12 日付け覚書の存在が推認される。しかしながら、当委員会が PXC に対して開示を求めたものの PXC は開示しなかった。第 2 回の中間金を 30,000,000 円から 40,000,000 円に変更する内容の覚書と推測される。)
- ・ 第 2 回の中間金を 40,000,000 円から 60,000,000 円に変更し、PXE が 2022 年 3 月 16 日に F2 有限責任事業組合に対して差額の 20,000,000 円を支払う内容の 2022 年 3 月 16 日付け覚書 2
- ・ 白紙解除期間を延長する内容の 2022 年 12 月 21 日付け覚書

(ウ) 熊本県水俣市案件

(契約内容)

熊本県水俣市に建設する太陽光発電設備及び同設備で売電するために必要な一切の契約に係る契約上の地位並びにこれに基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定及び太陽光発電を稼働させるに当たって必要な許認可等の 2021 年 11 月 15 日付け売買契約 (以下「熊本県水俣市案件」という。)

(売買代金)

400,000,000 円

(支払時期)

- 第 1 回 2021 年 11 月 15 日 手付金 40,000,000 円
- 第 2 回 電力会社の連係日確定確認後 中間金 30,000,000 円
- 第 3 回 造成工事の出来高にて協議
- 第 4 回 建設工事の出来高にて協議

第5回 完工関係時

最終金 40,000,000 円

(白紙解除)

「本件発電設備系統連系が2023年3月31日までにできないと判明した場合は、乙(PXE)は甲(F2有限責任事業組合)に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」

(稟議申請日)

- ・2021年11月12日(稟議書起案者・h氏)
- ・2022年2月8日(稟議書起案者・h氏)

(第2回の中間金を30,000,000円から80,000,000円に変更し、地元協議及び開発協議着手後に追加で50,000,000円を支払うよう変更するもの。)

(覚書)

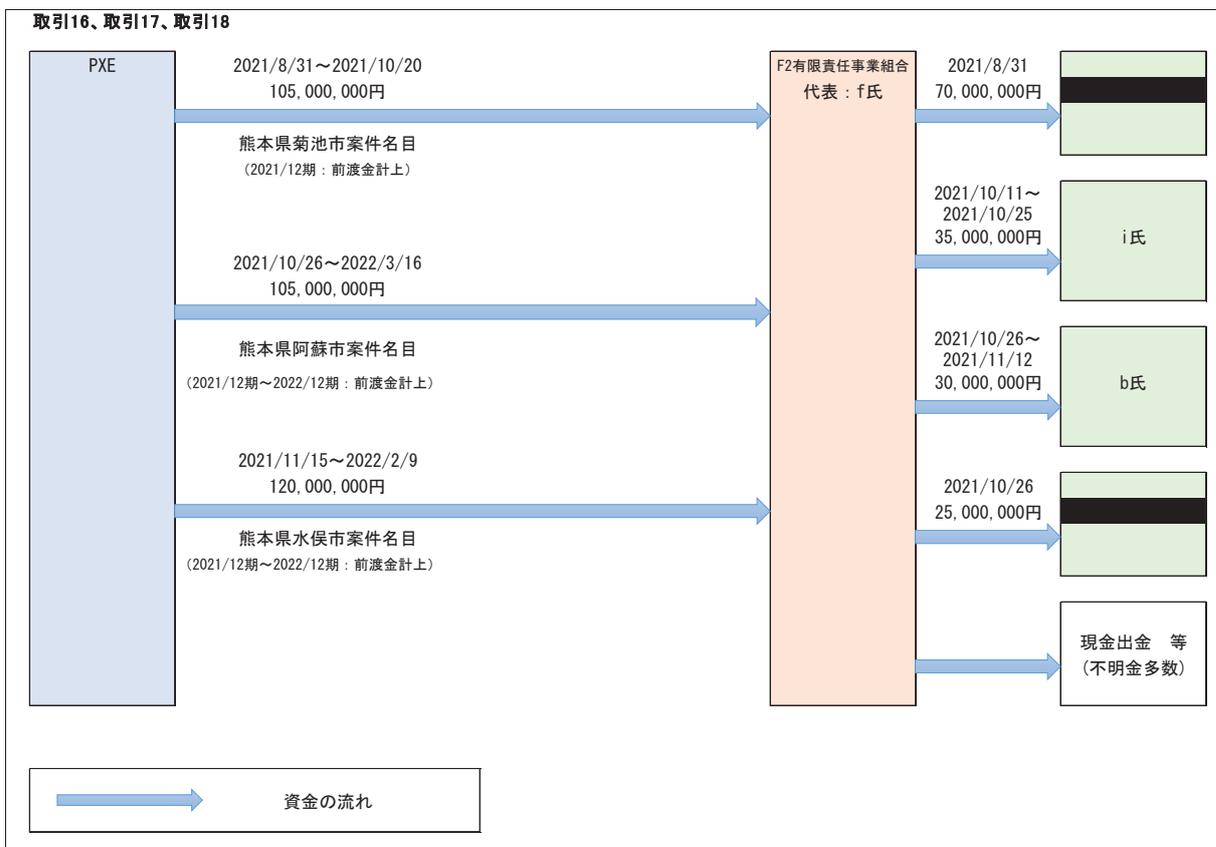
- ・第2回の中間金を30,000,000円から80,000,000円に変更し、地元協議及び開発協議着手後追加で50,000,000円を支払うよう変更し、PXEが2022年2月9日にF2有限責任事業組合に対して追加の50,000,000円を支払う内容の2022年2月8日付け合意書
- ・白紙解除期間を延長する内容の2022年12月21日付け覚書

イ 取引の実体の有無の検討

(ア) 資金の流れ

当委員会の調査の結果、上記の資金送金後、【資金の流れチャート図⑧】のとおり、資金の流れが認められた。

【資金の流れチャート図⑧】



上記のとおり、F2 有限責任事業組合は、2021 年 8 月 31 日から 2022 年 2 月 9 日まで、複数回に分けて、PXE から 330,000,000 円の送金を受けたが、同時期に、██████████、i 氏、b 氏、██████████ に対して送金しているほか、現金出金等をしている。

また、██████████、b 氏、██████████ は、いずれも熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件に関与しておらず、PXE が F2 有限責任事業組合に対して交付した前渡金は、送金後に別の用途に費消されている。

なお、b 氏は、当委員会に対して、F2 有限責任事業組合からの入金について、個人的に吉田とは長い間がらでお金を融資することがあり、おそらくその返金で振込されていたのかと思う旨を供述しており、個人的な貸付の返済であると説明するが、貸付の事実を証する金銭消費貸借契約書、貸付時の振込の事実を証する取引明細など一切提出していない。

このように、b 氏の供述の信用性を判断する資料がないため、F2 有限責任事業組合の b 氏に対する送金が、吉田の借入金の返済であるとの確定的認定には至らない。

もっとも、b 氏と吉田との間でも資金の融通が行われ、太陽光発電所取引における資金の一部が流出・流入している可能性があることは指摘せざるを得ない。

いずれにしても、F2 有限責任事業組合が、[REDACTED]、b 氏、[REDACTED] に対してした送金や、現金出金した金銭は、熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件とは別の用途である可能性が高い。

以上の資金の流れから見れば、PXE が F2 有限責任事業組合に対して熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件の前渡金名目で交付した資金は、実際には前渡金ではなく、別の用途で出金された可能性がある。

(イ) 取引の交渉経緯に関する客観的資料及び契約内容の不自然さ

PXE が F2 有限責任事業組合に対して交付した前渡金が、真実、太陽光発電所に関する取引の成立を目的として交付されたか否かを検討する上で、権利者との具体的な交渉経過が重要な事実となる。

そこで、当委員会は、真実、吉田及び f 氏に対して、熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件の取引に関する資料の提出を求めた。

しかしながら、吉田及び f 氏は、裏付けとなる証拠を提出していない。

また、熊本県菊池市案件については、2021 年 5 月には他の事業者が実際に太陽光発電施設の運転開始が報告されているにもかかわらず、その後締結された 2021 年 8 月 31 日付け売買契約について、売買対象物に土地の所有権や地上権などの利用権や、建設された太陽光発電設備が含まれていないことや、「本件発電設備系統連系が 2022 年 3 月 31 日までにできないと判明した場合は、乙（PXE）は甲（F2 有限責任事業組合）に対する書面通知により本契約を白紙解約できるものとし、甲は乙から受領した金全部を直ちに乙に無利息にて返還しなければならない。」といういまだ太陽光発電施設が建設されていないことを前提とする条項が含まれていることは、極めて不自然である。

そして、熊本県阿蘇市案件の当時の事業計画認定者は、[REDACTED]（屋号で運営者は個人）である。

同人によれば、PXC、PXE、F2 有限責任事業組合、F1 社のことはいずれも知らず、熊本県阿蘇市案件は他社との間で売買契約を締結したとのことである。

さらに、熊本県水俣市案件の当時の事業計画認定者は、[REDACTED] のことである。

[REDACTED] によれば、「F1 社と交渉をしていた事実は一切無い。」とのことである。

(ウ) 当初の契約書に具体的な支払時期が定められておらず、資金ニーズに合わせて中間金の支払義務が事後的に追加されて資金を送金していることが窺われること

上記のとおり、F2 有限責任事業組合は、2021 年 8 月 31 日から 2022 年 2 月 9 日まで、複数回に分けて、PXE から 330,000,000 円の送金を受けたが、同時期に、[REDACTED]、i 氏、b 氏、[REDACTED] に対して送金しているほか、現金出金等をしている。

しかしながら、各売買契約書には、第 1 回の手付金（熊本県菊池市案件）、又は、第 1 回の手付金及び第 2 回の中間金（熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件）を支払う義務しか定めら

れておらず、それ以降は、追って協議するとして記載されていて、中間金の金額の変更を含む支払義務が覚書によって事後的に追加又は変更されている。

f氏は、中間金の金額の変更を含む支払義務に関する覚書が事後的に締結され、中間金が支払われた理由について、F2有限責任事業組合の資金繰りから、PXEに相談して締結したものであると供述し、吉田もf氏との協議の結果であると説明するにとどまり、各案件の取引実現のために中間金の追加支払が必要であった様子は窺われない。

なお、当委員会は、f氏に対して熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件に関する権利者との交渉経過や、その客観的資料の提出を求めたが、f氏からは資料の提出はなされておらず、F2有限責任事業組合において、権利者との間で具体的に交渉が進み、交渉を更に進めるために、中間金の追加支払が必要になった様子が窺われない。

(エ) 白紙解除条項

さらに、白紙解除条項が存在する。他人物売買において、白紙解除条項を定めることは必ずしも不自然ではないが、白紙解除条項は、契約上の義務の履行を解放し、法律行為に従った効果を生じさせないようにしていた事情となる。

(オ) 同種の疑義がある取引の存在及び人的関係

また、F2有限責任事業組合は、取引16～18に関与している。

さらに、F2有限責任事業組合の実質的な業務遂行者であるf氏は、取引11～18、愛媛県西予市案件に関与している。

このように、実体を確認することができない複数の取引に関与している事情に鑑みれば、f氏が、吉田に協力して、PXEからの資金送金及びその目的のために契約を仮装する関係にあったことが推認される。

(カ) 小括

したがって、PXEが熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件の前渡金名目でF2有限責任事業組合に交付した330,000,000円は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成された契約書の可能性がある。

ウ 吉田及びf氏の供述

これに対して、吉田及びf氏は、当委員会に対し、要旨、次のとおり回答した。

(ア) 吉田

- PXEからF2有限責任事業組合に対する送金は熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件の前渡金である。

- f氏によれば、f氏が、 、b氏及び に対して借入れをしていてその返済を行った、また、i氏に対しては太陽光発電所の仕入れとして送金したとのことである。

(イ) f氏

- F2 有限責任事業組合は、f氏が支配している。
- i氏から案件の持ち込みがあった。
他人物売買であり、権利保有者との交渉は、i氏が交渉していた。
交渉の時期は2021年初旬から解約までの期間であったと思うが、交渉はi氏が行っていたので詳細は覚えていない。
- 合意に至らなかったのは、i氏が仕入れることができなかったからであると思う。
- 解約したのは、PXEが契約解除したからであり、PXEが返金を求めたので返金した。

しかしながら、裏付けとなる当時のメールのやり取りなどの証拠を一切提出せず、同人らの供述から、熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件の実在性を根拠付けることはできなかった。

エ 結論

以上のとおり、PXEが熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件の前渡金名目でF2有限責任事業組合に交付した330,000,000円及びその契約書は、実際には、前渡金ではなく、別の用途のために交付された可能性及びその目的のために作成した契約書であると考えられ、熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件、熊本県水俣市案件の取引の実在性を認めることはできなかった。

3. 調査対象① (PXEの取引先への前渡金が吉田個人の借入金に対する返済のための送金であるか否か及び吉田が当該疑義の隠蔽を行おうとしたか否か)

(1) 調査対象①前段

調査対象②のとおり、PXEの取引先(G社)に対する前渡金とは認められず、吉田のI社に対する借入金の返済のために取引を偽装して行われたG社に対する単なる送金行為であり、PXEの取引先(G社)への前渡金のうち350,000,000円は、吉田個人の借入金に対する返済のための送金であると認められる。

(2) 調査対象①後段

吉田の隠蔽行為の有無について検討すると、次の事情から、監査法人に対しては隠蔽を行った事実が認められる。

- PXEの取引先であるG社が、2021年4月9日に、HLB Meisei有限責任監査法人に対して、宮古島リゾート開発案件について実体がないことを告発し、吉田が、これを契機と

して、I社に依頼して既に返済した350,000,000円の金銭消費貸借契約に関して「宮古島リゾートホテル建設開発計画に関する事業における対象地域の不動産」の取得取まとめ等を記載した別の取引名目の合意書及び覚書を作成し、作成した合意書等を監査法人アリアに対して提出していること

- 吉田が、2022年2月28日から2022年3月1日までの監査法人とのやり取りの際に、I社名義で、実態と異なる受領証を交付していること（実際に、I社が押印したかは不明であるが、いずれにしても吉田の指示なく、I社が事実と異なる受領証を作成するはずがなく、吉田の積極的関与があることに疑いはない）。

また、次の事情から、証券取引等監視委員会に対しては、隠蔽を行おうとした可能性が高い。

- 吉田が、証券取引等監視委員会との面談の際に「2019年9月11日付け金銭消費貸借契約に基づきI社から借り入れた3億5000万円を1円も返済していないと説明」するなど事実と反した説明をしたことがうかがわれること
- 吉田が、証券取引等監視委員会の調査を受けたことを契機として、I社に訪問し、I社に対して、吉田が証券取引等監視委員会にPXEからG社を介してI社に送金した350,000,000円が借入金の返済でないと否認していることを説明するとともに、これを証する書面を作成する必要があることを説明したこと
- I社が、PXCの監査役及び証券取引等監視委員会に対して、吉田が虚偽の契約書の作成を求めたことについて告発したこと

ただし、I社文書のうち、「③ 3億5千万円をピクセルエステートがI社に宮古島の資金として出していることにして合意文書を作りたい。但し、本当は違うという文章を差し入れるから合意文書を締結してもらいたい。」の部分については、I社から開示された録音が途切れ、上記部分については、吉田とI社代表者の会話内容を確認することはできなかった。

もっとも、I社代表者が当委員会に提出した、吉田・I社代表者のLINEのやりとりによれば、I社代表者が、吉田に対して、吉田から上記合意文書の作成の要請があったが、I社代表者はこれを拒否したことを指摘するメッセージを送り、これに対して吉田が反論していない。

そうとはいえ、上記のとおり、吉田とI社代表者の会話内容を確認することはできず、吉田が内容虚偽の合意文書の作成を要請したことを確定的に認定するまでには至らず、その可能性が高いことを指摘するに留める。

4. 調査対象②（PXCが取締役会の承認を得ずに、PXCの代表取締役の個人借入について連帯保証を行ったか否か）

PXCが、取締役会の承認を経ずに、連帯保証した契約をしたか否かに関して次の4つの連帯保証契約に関する合意文書が発見された。

- ① I社と吉田とPXCの間の2019年9月11日付け合意書

I社と吉田との間の350,000,000円の2019年9月11日付け金銭消費貸借契約について、PXCが、I社に連帯保証する等の内容の契約である。

② I社と吉田とPXCの間の2020年3月30日付け合意書

I社と吉田との間の100,000,000円の2020年3月30日付け金銭消費貸借契約について、PXCが、I社に連帯保証する等の内容の契約である。

③ M社とD3社とPXCの間の2019年1月22日付け金銭消費貸借契約書

M社が、2019年1月22日にD3社に対して150,000,000円を貸し付け、PXCが連帯保証する等の内容の契約である。

既に説明したとおり、M社の代表取締役であるM社代表者、d氏及び吉田は、当委員会に対し、M社とD3社との間の金銭消費貸借契約を締結した事実（D3社によるM社からの借入れ）はあるものの、PXCによる連帯保証の事実はないと供述する。具体的には、D3社によるM社からの借入れは、吉田が、両者を紹介して行われたものであり、M社は、PXCに連帯保証を求めたものの、最終的にはPXCは連帯保証には応じなかったため、M社とD3社との間で金銭消費貸借契約のみが成立したと供述する。

上記金銭消費貸借契約書（PXCの代表印が押印されたもの）が存在する点について、吉田は、3社での協議の過程で準備のために契約書にPXCの代表印を押印したものであるが、最終的にはPXCが連帯保証することを断っており、契約書はM社に交付していない、と供述する。

しかしながら、M社とD3社のみで成立したとされる金銭消費貸借契約書は見当たらない（M社代表者、d氏いずれも現在保有していないとのことである。）。他方、上記金銭消費貸借契約書（PXCの代表者印が押印されたもの）は存在する上、そもそも、最終的に、PXCが連帯保証を拒んだ理由、経緯も明らかではない（吉田は、るる供述したが供述の趣旨は不明であった。）。

M社代表者、d氏及び吉田の供述を信用するに足りる証拠はないものの、M社代表者、d氏及び吉田が、いずれもPXCによる連帯保証の事実を否定する中、これを確定的に事実として認定するに足りる証拠もないため、当委員会としては、M社とD3社との金銭消費貸借契約が締結され、吉田が、PXCの代表者として、この金銭消費貸借契約を連帯保証した可能性は否定できない指摘するに留める。

④ K社と吉田とPXCの間の2022年1月11日付け金銭消費貸借契約書

K社が2022年1月11日に吉田に対して40,000,000円を貸し付け、また、その貸付金の送金先をC社とし、PXCが返還債務を連帯保証する内容の契約である。

この点について、吉田は、契約を締結したか定かではないと供述する。

他方、c氏は、2021年12月28日にK社に送金していた資金の返金であったと思うが、指摘される契約については分からないなどと供述する。しかしながら、上記契約書のとおり、金銭消費貸借契約、連帯保証契約が成立したことは優に認められる。

ところで、①から④までの契約について、吉田は、過去の調査の際に、社外調査委員会に対して契約の存在を申告していない（なお、③については、連帯保証の事実を否定している。）。

吉田は、要旨、正直記憶にないことから、前回の社外調査委員会の際に申告が漏れていたものだと思うなどと供述するが、I社に関する金銭消費貸借契約はいずれも2019年から2022年まで（①～③の契約に限っても、2019年、2020年）のものである。

他方、過去の社外調査委員会による調査は、2022年4月から6月までに実施されたものである。当時、わずか2年前に締結した、いずれも1億円を超える金銭消費貸借契約・連帯保証契約について記憶にないなどというのはおよそ考え難いが、吉田が意図的に申告しなかったと認めるに足る証拠もなく、当委員会としては、吉田が社外調査委員会に対して意図的に申告しなかった可能性があることを指摘するに留める。

第5. 会計処理に与える影響

1. PXE が運営するディベロップメント事業に係る会計処理

PXE が運営するディベロップメント事業は、主に太陽光発電施設を法人及び個人投資家向けに企画・販売・取次ぎを行うものである。

当該事業における PXE の代表的な会計処理は次のとおりである。

No	項目	借方	借方金額	貸方	貸方金額
1	太陽光施設開発資金支払	前渡金	×××	現預金	×××
2	太陽光施設販売代金前受(*)	現預金	×××	前受金	×××
3	太陽光施設完成・引き渡し	商品仕入高	×××	前渡金	×××
		前受金	×××	売上高	×××
4	太陽光施設の開発が頓挫	未収入金	×××	前渡金	×××
5	未収入金の回収が困難	貸倒引当金繰入額	×××	貸倒引当金	×××

(*)太陽光施設の販売先が決まらないまま、太陽光施設の開発を進めることがある。

2. 本調査における会計処理に係る主な論点及び適正な会計処理

(1) 前渡金の会計処理に係る論点

PXE において 2019 年 12 月期から 2023 年 12 月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計 18 件総額 1,649 百万円）について、PXE では上記のとおり前渡金として会計処理を行っているが、取引 5 を除き、前述のとおり取引の実在性（PXE が交付した前渡金が、真実、太陽光発電施設売買契約等の取引実現を目的として交付されたこと）は認められず、主として吉田が I 社と K 社から借り入れていた資金の返済や、調査対象取引によっては別の資金用途の目的で出金されている。

前渡金の会計処理について、会計基準等において定義付けはされていないが、一般的には「商品購入や役務提供に係る対価の前払い」を行った場合、前渡金に計上される。つまり、前渡金は将来において、商品や仕入高・その他の費用に振り替えられることを前提とするものである。

ここで、本調査が対象とした調査対象取引について、PXE が前渡金として支出したものは、将来において、商品や仕入高・その他の費用に振り替えられることを前提としておらず、「商品購入や役務提供に係る対価の前払い」と認定されていない。

したがって、PXE が前渡金として会計処理したものについて、前渡金から他の勘定科目への振り替える必要があるか否かが論点となる。

(2) 前渡金に係る適正な会計処理

本調査が対象とした調査対象取引について、PXE が支出した前渡金は、太陽光発電施設等の取引の目的で支出されたとは認められない。

したがって、PXE が支出した前渡金が、最終的に I 社及び K 社に着金している取引については、吉田が当該 2 社から借り入れた資金の返済原資を、PXE が吉田に貸し付けたものとして長期貸付金として会計処理することが適正である。

また、PXE が支出した前渡金が、最終的に吉田に着金している場合も、PXE が吉田に貸し付けたものとして、長期貸付金として会計処理することが適正である。

そして、前渡金の回収について、I 社及び K 社並びに吉田の資金を原資として回収した場合、PXE が吉田に貸し付けた資金の返済として、長期貸付金を減少させる会計処理が適正である。

また、「その他の目的」について、各取引において、それぞれの目的は推測されるものの、当該推測を裏付ける客観的資料はない。また、本調査が対象とした調査対象取引について、太陽光発電施設の取引等に実体がある事実は認められていない。つまり、PXE が支出した前渡金は、太陽光発電施設等の売買契約その他の契約に基づかずに支出したものである。よって、これらについては、PXE が「その他の目的」として支出した前渡金については仮払金として会計処理することが適正である。

ここで、PXE は、太陽光発電施設の取引等が頓挫した場合、当該取引に際して支出した前渡金を未収入金に振り替える処理を行っている。未収入金の会計処理について、会計基準等において定義付けはされていないものの、一般的には「本業以外の取引を行ったことにより生じる債権」であり、例えば、固定資産の売却により生じた債権などである。本調査における「その他の目的」に係る前渡金については、取引の実体がないため、PXE が、特段の契約に基づかずに支払ったもので、資産の売却や役務提供がない状態で支出している。したがって、債権としての性質が希薄であることから、未収入金ではなく仮払金として会計処理することが適正である。

(3) 貸付金及び仮払金の回収可能性に係る論点及び適正な会計処理

上記「(2) 前渡金に係る適正な会計処理」により計上される長期貸付金及び仮払金について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額については貸倒引当金を計上する等の手当てが必要となる。

ただし、長期貸付金及び仮払金の回収可能性の評価は、本調査の対象としていない。

(4) 吉田の個人借入に係る PXC の連帯保証

PXC は、取締役会の承認を得ずに、吉田の I 社からの借入れ等について連帯保証している。

連帯保証については、主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることができる場合には、保証人は、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する必要がある。

しかし、債務者の財政状態等に基づく会計上の見積りの検討は本調査の対象としていない。

なお、上記の要件を満たさないことにより、債務保証損失引当金を計上しない場合においては、財務諸表等に偶発債務に関する注記を行う必要がある。

3. 取引1（埼玉県本庄市案件）に係る適正な会計処理

取引1（埼玉県本庄市案件）に係る PXE が行った、会計処理は次のとおりである。

（単位：円）

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2019/5/24	前渡金	普通預金	60,000,000	60,000,000
2019/8/28	前渡金	普通預金	12,000,000	12,000,000
2020/03/31	普通預金	前渡金	72,000,000	72,000,000

上記のとおり、取引1（埼玉県本庄市案件）は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は吉田が資金を借り入れている I 社に着金している。

よって、PXE が支出した前渡金は、長期貸付金の計上として会計処理し、回収額は、長期貸付金の回収として会計処理することが適正である。

以上のとおり、取引1（埼玉県本庄市案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

（単位：円）

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2019/5/24	長期貸付金	普通預金	60,000,000	60,000,000
2019/8/28	長期貸付金	普通預金	12,000,000	12,000,000
2020/03/31	普通預金	長期貸付金	72,000,000	72,000,000

4. 取引2（奈良県奈良市案件）に係る適正な会計処理

取引2（奈良県奈良市案件）に係る PXE が行った、会計処理は次のとおりである。

（単位：円）

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2019/5/24	前渡金	普通預金	90,000,000	90,000,000
2019/5/28	前渡金	普通預金	5,000,000	5,000,000
2020/10/19	普通預金	前渡金	95,000,000	95,000,000

上記のとおり、取引2（奈良県奈良市案件）は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は吉田が資金を借り入れている I 社に着金している。

よって、PXE が支出した前渡金は、長期貸付金の計上として会計処理し、回収額は、長期貸付金の回収として会計処理することが適正である。

以上のとおり、取引 2（奈良県奈良市案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2019/5/24	長期貸付金	普通預金	90,000,000	90,000,000
2019/5/28	長期貸付金	普通預金	5,000,000	5,000,000
2020/10/19	普通預金	長期貸付金	95,000,000	95,000,000

5. 取引 3（KAKUSA 案件）に係る適正な会計処理

取引 3（KAKUSA 案件）に係る PXE が行った、会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/10/16	立替金	普通預金	120,000,000	120,000,000
2020/10/20	立替金	普通預金	130,000,000	130,000,000
2020/12/31	前渡金	立替金	250,000,000	250,000,000
2021/09/30	長期未収入金	前渡金	250,000,000	250,000,000
2021/09/30	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金(固定)	250,000,000	250,000,000
2023/01/31	貸倒引当金(固定)	長期未収入金	250,000,000	250,000,000

上記のとおり、取引 3（KAKUSA 案件）は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は I 社及び K 社以外の会社である、H 社に着金している。

よって、PXE が支出した前渡金は仮払金として会計処理することが適正である。

なお、H 社が破産していることをもって、破産時点で仮払金と貸倒引当金を相殺処理することも考えられるが、取引 3（KAKUSA 案件）についても契約を締結したとは評価できなかったことから、仮払金と貸倒引当金(流動)の相殺処理は行っていない。

以上のとおり、取引 3（KAKUSA 案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/10/16	仮払金	普通預金	120,000,000	120,000,000
2020/10/20	仮払金	普通預金	130,000,000	130,000,000

6. 取引 4（宮古島リゾート開発案件）に係る適正な会計処理

取引 4（宮古島リゾート開発案件）に係る PXE が行った、会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/01/15	前渡金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2020/01/24	前渡金	普通預金	300,000,000	300,000,000

2020/01/24	前渡金	普通預金	10,000,000	10,000,000
2020/02/28	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2020/03/05	前渡金	普通預金	100,000,000	100,000,000
2020/03/05	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2020/04/30	普通預金	前渡金	30,000,000	30,000,000
2020/05/26	前渡金	普通預金	5,000,000	5,000,000
2021/04/30	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金(固定)	455,000,000	455,000,000
2021/04/30	長期未収入金	前渡金	455,000,000	455,000,000

上記のとおり、取引 4（宮古島リゾート開発案件）は、宮古島リゾート開発に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金について、吉田及び吉田が資金を借り入れている I 社に着金している部分は、長期貸付金として会計処理することが適正である。そして G 社に着金している部分は、仮払金として会計処理することが適正である。

以上のとおり、取引 4（宮古島リゾート開発案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/01/15	長期貸付金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2020/01/24	長期貸付金	普通預金	180,000,000	180,000,000
	仮払金	普通預金	120,000,000	100,000,000
2020/01/24	長期貸付金	普通預金	10,000,000	10,000,000
2020/2/28	長期貸付金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2020/03/05	長期貸付金	普通預金	100,000,000	100,000,000
2020/03/05	仮払金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2020/04/30	普通預金	仮払金	30,000,000	30,000,000
2020/05/26	仮払金	普通預金	5,000,000	5,000,000

7. 取引 5（農振除外申請等業務委託案件）に係る適正な会計処理

取引 5（農振除外申請等業務委託）に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/05/29	その他前払費用	普通預金	5,000,000	5,000,000
2020/06/30	その他前払費用	普通預金	5,000,000	5,000,000
2021/04/30	その他特別損失	その他前払費用	10,000,000	10,000,000

PXE は、2021 年 12 月期第 2 四半期会計期間に宮古島リゾートの開発が頓挫したことから、その他前払費用をその他特別損失に振り替えるとともに、G 社及び代表取締役である G 社代表者に対して訴訟を提起している。

ただし、上記のとおり「B 社業務委託契約」が実在するのか疑義があるものの、客観的証拠や具体的な事情を確認できていないことから、その契約実体が否定されるとまでは認定できず、PXE が行った会計処理を否定すべきものではない。

8. 取引 6（宮古島 E 地点案件）に係る適正な会計処理

取引 6（宮古島 E 地点案件）に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/11/30	前渡金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2020/12/03	前渡金	普通預金	52,000,000	52,000,000
2020/12/10	前渡金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2020/12/10	前渡金	普通預金	35,000,000	35,000,000
2021/01/22	前渡金	普通預金	15,000,000	15,000,000
2021/01/29	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/02/25	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/04/27	普通預金	前渡金	80,000,000	80,000,000
2021/04/30	普通預金	前渡金	142,000,000	142,000,000

上記のとおり、取引 6（宮古島 E 地点案件）は、宮古島 E 地点に係る取引の実在性を認めることができない。また、PXE が支出した前渡金は、K 社に 50,000,000 円着金し、これ以外は、K 社以外の会社に 100,000,000 円着金及び現金引出しが 70,000,000 円となっている。

よって、K 社に着金している 50,000,000 円は長期貸付金とし、これ以外の 170,000,000 円は仮払金とする会計処理が適正である。

以上より、取引 6（宮古島 E 地点案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/11/30	長期貸付金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2020/12/03	仮払金	普通預金	52,000,000	52,000,000
2020/12/10	仮払金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2020/12/10	仮払金	普通預金	35,000,000	35,000,000
2021/01/22	仮払金	普通預金	15,000,000	15,000,000
2021/01/29	仮払金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/02/25	仮払金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/04/27	普通預金	仮払金	80,000,000	80,000,000

2021/04/30	普通預金	仮払金	142,000,000	142,000,000
------------	------	-----	-------------	-------------

9. 取引 7 (埼玉県飯能市案件) に係る適正な会計処理

取引 7 (埼玉県飯能市案件) に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/02/07	前渡金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2020/04/22	普通預金	前渡金	18,000,000	18,000,000
2020/12/31	未収入金	前渡金	32,000,000	32,000,000
2021/03/31	普通預金	未収入金	32,000,000	32,000,000

上記のとおり、取引 7 (埼玉県飯能市案件) は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。また、PXE が支出した前渡金は M 社に着金している。

よって当該支出は仮払金として処理することが適正である。

以上のとおり、取引 7 (埼玉県飯能市案件) に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/02/07	仮払金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2020/04/22	普通預金	仮払金	18,000,000	18,000,000
2021/03/31	普通預金	仮払金	32,000,000	32,000,000

10. 取引 8 (千葉県低圧 5 案件) に係る適正な会計処理

取引 8 (千葉県低圧 5 案件) に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2020/09/01	前渡金	普通預金	15,000,000	15,000,000
2020/11/04	前渡金	普通預金	3,000,000	3,000,000
2020/12/31	未収入金	前渡金	18,000,000	18,000,000
2021/03/31	普通預金	未収入金	18,000,000	18,000,000

上記のとおり、取引 8 (千葉県低圧 5 案件) は、当該取引は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は [] に着金している。

よって当該支出は仮払金として処理することが適正である。

以上のとおり、取引 8 (千葉県低圧 5 案件) に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
------	--------	--------	----	----

2020/09/01	仮払金	普通預金	15,000,000	15,000,000
2020/11/04	仮払金	普通預金	3,000,000	3,000,000
2021/03/31	普通預金	仮払金	18,000,000	18,000,000

1 1. 取引 9（八王子メガソーラー発電所案件）に係る適正な会計処理

取引 9（八王子メガソーラー発電所案件）に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/05/20	前渡金	普通預金	60,000,000	60,000,000
2022/01/11	普通預金	前渡金	25,000,000	25,000,000
2022/02/28	未収入金	前渡金	35,000,000	35,000,000
2022/04/22	普通預金	未収入金	35,000,000	35,000,000

上記のとおり、取引 9（八王子メガソーラー発電所案件）は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は O 社に着金している。

よって PXE が支出した前渡金は、仮払金として会計処理することが適正である。

また、PXE が支出した前渡金はその全額を回収しているが、当該回収は、K 社及び吉田の資金を原資として、前渡金が回収されている。よって、前渡金の回収は長期貸付金の回収として会計処理することが適正である。

以上のとおり、取引 9（八王子メガソーラー発電所案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/05/20	仮払金	普通預金	60,000,000	60,000,000
2022/01/11	普通預金	長期貸付金	25,000,000	25,000,000
2022/04/22	普通預金	長期貸付金	35,000,000	35,000,000

1 2. 取引 10（滋賀県甲賀市案件）に係る適正な会計処理

取引 10（滋賀県甲賀市案件）に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/09/16	前渡金	普通預金	45,200,000	45,200,000
2021/12/28	前渡金	普通預金	40,000,000	40,000,000
2023/06/30	前渡金	普通預金	59,000,000	59,000,000
2023/10/23	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000

2023/12/01	未収入金	前渡金	164,200,000	164,200,000
2023/12/28	普通預金	未収入金	10,000,000	10,000,000
2024/02/21	普通預金	未収入金	10,000,000	10,000,000
2024/03/21	普通預金	未収入金	20,000,000	20,000,000
2024/04/30	普通預金	未収入金	10,000,000	10,000,000
2024/05/31	短期借入金	未収入金	114,200,000	114,200,000

上記のとおり、取引 10（滋賀県甲賀市案件）は、太陽光施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は K 社及び L 社に着金している。

よって K 社に着金した分は長期貸付金に計上し、L 社に着金した分は仮払金として会計処理することが適正である。

以上のとおり、取引 10（滋賀県甲賀市案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/09/16	仮払金	普通預金	45,200,000	45,200,000
2021/12/28	長期貸付金	普通預金	40,000,000	40,000,000
2023/06/30	長期貸付金	普通預金	59,000,000	59,000,000
2023/10/23	仮払金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2023/12/28	普通預金	仮払金	10,000,000	10,000,000
2024/02/21	普通預金	仮払金	10,000,000	10,000,000
2024/03/21	普通預金	仮払金	20,000,000	20,000,000
2024/04/30	普通預金	仮払金	10,000,000	10,000,000
2024/05/31	短期借入金	仮払金	15,200,000	15,200,000
		長期貸付金	99,000,000	99,000,000

なお、2024 年 5 月 31 日の仕訳は、PXE が PXC に債権譲渡を行った際の仕訳である。

PXE は、債権譲渡の対価を受領せず、PXC からの短期借入金と譲渡対象債権を相殺している。

13. 取引 11～13（熊本県あさぎり案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件）に係る適正な会計処理

取引 11～13（熊本県あさぎり案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件）に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/05/27	前渡金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2021/05/27	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/05/27	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000

2023/07/04	普通預金	前渡金	50,000,000	50,000,000
2023/07/04	普通預金	前渡金	20,000,000	20,000,000

上記のとおり、取引 11～13（熊本県あさぎり案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件）は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は O 社に着金している。

よって当該支出は仮払金として会計処理することが適正である。

以上のとおり、取引 11～13（熊本県あさぎり案件、滋賀県大津市案件、群馬県みどり市案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/05/27	仮払金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2021/05/27	仮払金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/05/27	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2023/7/4	普通預金	仮払金	50,000,000	50,000,000
2023/7/4	普通預金	仮払金	20,000,000	20,000,000

14. 取引 14～15 及び件外調査（長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件）に係る適正な会計処理

取引 14～15 及び件外調査（長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件）に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/06/30	前渡金	未払金	40,000,000	40,000,000
2021/06/30	前渡金	未払金	15,000,000	15,000,000
2021/06/30	前渡金	未払金	15,000,000	15,000,000
2023/10/27	普通預金	前渡金	15,000,000	15,000,000
2023/10/27	普通預金	前渡金	40,000,000	40,000,000
2021/11/26	普通預金	前渡金	15,000,000	15,000,000

*2021年6月30日の前渡金の相手勘定が未払金になっている。

これは、当該金額を PXC が F1 社へ立替払いしているためである。当該未払金はその後、決済されている。

上記のとおり、取引 14～15 及び件外調査（長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件）は、太陽光発電施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は N 社に着金している。

よって当該支出は仮払金として処理することが適正である。

以上より、取引 14～15 及び件外調査（長野県木曾郡案件、岡山県井原市案件、愛媛県西予市案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/06/30	仮払金	未払金	40,000,000	40,000,000
2021/06/30	仮払金	未払金	15,000,000	15,000,000
2021/06/30	仮払金	未払金	15,000,000	15,000,000
2023/10/27	普通預金	仮払金	15,000,000	15,000,000
2023/10/27	普通預金	仮払金	40,000,000	40,000,000
2021/11/26	普通預金	仮払金	15,000,000	15,000,000

15. 取引 16～18（熊本県菊池市、熊本県阿蘇市、熊本県水俣市案件）に係る適正な会計処理

取引 16～18（熊本県菊池市、熊本県阿蘇市、熊本県水俣市案件）に係る、PXE が行った会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/08/31	前渡金	普通預金	70,000,000	70,000,000
2021/09/30	普通預金	前渡金	30,000,000	30,000,000
2021/10/01	前渡金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2021/10/11	前渡金	普通預金	10,000,000	10,000,000
2021/10/20	前渡金	普通預金	25,000,000	25,000,000
2021/10/26	前渡金	普通預金	45,000,000	45,000,000
2021/11/04	前渡金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2021/11/12	前渡金	普通預金	10,000,000	10,000,000
2022/03/16	前渡金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/11/15	前渡金	普通預金	40,000,000	40,000,000
2021/12/10	前渡金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2022/02/09	前渡金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2023/12/04	未収入金	前渡金	330,000,000	330,000,000
2023/12/28	普通預金	未収入金	10,000,000	10,000,000
2023/12/29	普通預金	未収入金	10,000,000	10,000,000
2024/02/22	普通預金	未収入金	30,000,000	30,000,000
2024/03/25	普通預金	未収入金	5,000,000	5,000,000
2024/03/29	普通預金	未収入金	10,000,000	10,000,000
2024/04/01	普通預金	未収入金	5,000,000	5,000,000
2024/05/10	普通預金	未収入金	20,000,000	20,000,000

上記のとおり、取引 16～18（熊本県菊池市、熊本県阿蘇市、熊本県水俣市案件）は、太陽光施設に係る取引の実在性を認めることができない。

また、PXE が支出した前渡金は個人に着金するか、現金出金されている。

よって当該支出は仮払金として処理することが適正である。

以上のとおり、取引 16～18（熊本県菊池市、熊本県阿蘇市、熊本県水俣市案件）に係る適正な会計処理は次のとおりである。

(単位：円)

伝票日付	借方勘定科目	貸方勘定科目	借方	貸方
2021/08/31	前渡金	普通預金	70,000,000	70,000,000
2021/09/30	普通預金	前渡金	30,000,000	30,000,000
2021/10/01	仮払金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2021/10/11	仮払金	普通預金	10,000,000	10,000,000
2021/10/20	仮払金	普通預金	25,000,000	25,000,000
2021/10/26	仮払金	普通預金	45,000,000	45,000,000
2021/11/04	仮払金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2021/11/12	仮払金	普通預金	10,000,000	10,000,000
2022/03/16	仮払金	普通預金	20,000,000	20,000,000
2021/11/15	仮払金	普通預金	40,000,000	40,000,000
2021/12/10	仮払金	普通預金	30,000,000	30,000,000
2022/02/09	仮払金	普通預金	50,000,000	50,000,000
2023/12/28	普通預金	仮払金	10,000,000	10,000,000
2023/12/29	普通預金	仮払金	10,000,000	10,000,000
2024/02/22	普通預金	仮払金	30,000,000	30,000,000
2024/03/25	普通預金	仮払金	5,000,000	5,000,000
2024/03/29	普通預金	仮払金	10,000,000	10,000,000
2024/04/01	普通預金	仮払金	5,000,000	5,000,000
2024/05/10	普通預金	仮払金	20,000,000	20,000,000

第6. 原因分析

1. 吉田のコンプライアンス意識の著しい欠如

企業として法令遵守が求められるのは当然のことであるが、特に上場会社においては、いわば社会の公器として、また、様々なステークホルダーへの影響が大きいことに照らし、より一層法令遵守や社会倫理に則った経営が求められる。

そのような上場会社の代表取締役は、上場会社のトップ（いわば企業の顔である。）として、更には従業員の模範となるべき立場として、当然ながら強いコンプライアンス意識を有している人物でなければならない。

しかしながら、吉田は、上場会社の代表取締役でありながら、個人の I 社からの借入金の返済原資のために、太陽光発電施設等の取引を仮装して、PXE の資金を流出させた。

また、実体は、吉田の個人的な借入金の返済のために仮装されたための取引であると認定された取引以外の調査対象取引についても、取引の実体を確認することができず、吉田は、別の使途のために太陽光発電施設等の取引を仮装して PXE の資金を流出させた。

このように、別の目的がありながら太陽光発電施設等の取引を仮装して多額の資金を流出させたこと自体、強い非難に値する。

また、吉田は、いずれの取引についても実体がある取引であると弁明している。

しかしながら、吉田は、実体がある取引であることを証する客観的資料を提示することができていない。多額の資金を支出しておきながら、実在性を客観的に証明することができないようなこと自体が重大な問題であり、この点についても強い非難に値する。

さらに、吉田は、契約締結や前渡金を交付する段階、または、その後、案件の進捗を自ら確認した様子もなく、前渡金を交付する段階で取引先の与信を十分審査した様子もない上、多額の資金を流出させるに当たって契約書に沿った支払すらしていない。要するに、吉田の供述を前提としても、PXE は、取引の実在性を確認することができず、必要なリスク検討や調査などを行わないまま、数千万円、数億円もの資金を支出しており、しかもその支出は必ずしも契約書に沿ったものではなく、場当たり的にされたものである。契約書に定められた支払条件や、ある目的が達成された場合に対価を支払うという、誰しもが当然に行うような契約管理すらできていない。

その結果、KAKUSA 案件、宮古島リゾート開発案件、滋賀県甲賀市案件、熊本県菊池市案件、熊本県阿蘇市案件及び熊本県水俣市案件については、前渡金が未回収となっており、PXE においては、多額の経済的損失が発生している。

さらに、PXC は、既に PXE の株式を売却しているが、このような資金流出がなければ、PXC がより高額で PXE の株式を売却することができた可能性があるため、PXC も同額の損失を被っている可能性がある。

しかも、吉田は、社外調査委員会の調査対象であった、吉田が PXC の取締役会の承認を受けずに PXC に連帯保証をさせた金銭消費貸借契約について、調査対象②の各契約を申告していない。

吉田は、正直記憶にないことから、前回の社外調査委員会の際に申告が漏れていたものだと思うなどと供述する。わずか2年前に締結した、いずれも1億円を超える金銭消費貸借契約・連帯保証契約について記憶にないなどとおおよそ考え難く、意図的に申告しなかった可能性が高く、そうであるとすれば、非常に悪質な行為であるし、仮に意図的な行為でないとしても会社に1億円を優に超える多額の損失を被らせる可能性のある行為をしながら、それについての記憶がないということ自体、上場会社の代表取締役として適格性がないというほかない。

加えて、吉田は、証券取引等監視委員会による追及や監査法人の監査に対する追及を逃れるために虚偽回答を繰り返し、監査法人に対しては内容虚偽の書面を提出することまでしている。監査法人による監査は、会社法・金融商品取引法に基づくものであり、企業が作成した財務諸表の適格性を担保し、投資家を保護し、市場の安定を担う、極めて重要な手続である。上場企業の代表取締役が、監査法人に対して内容虚偽の書面を提出して監査を誤らせることは、上場企業の信用性、投資家の利益、市場の安定を根底から損なうものであり、極めて悪質な違法行為である。

吉田は、コンプライアンス意識が著しく欠如しているというほかなく、おおよそ上場会社の代表取締役として適格性があるとはいえない。

これが本件の原因の最たるものである。

2. 協力者の存在・利益相反状態

各案件の取引先や資金の送金先をみると、C社(c氏)、D2社・D3社・D1社(d氏)、E社(e氏)、F1社(f氏)、F2有限責任事業組合(f氏)など、吉田と懇意である者達が代表者であるか、実質的な業務執行者である法人が複数回、取引や資金のやりとりに関与している。

したがって、これらの協力者の存在が、吉田の不正行為の「機会」を与えた理由となっているといえる。

そして、これらの協力者の中でも、c氏及びd氏は、業務受託者として、PXC、PXEの各業務に従事していた。特にd氏は、PXEの太陽光発電事業部長として、同事業を統括する立場にあり、D2社・D1社との取引を、事業部長として自ら承認していた。取引先でありながら、取引を承認する立場にもあるという利益相反状態であったが、PXEとD2社・D1社間の取引について、猜疑心を持って注視する者はいなかった。

このように、PXEの社内外に、吉田の協力者が複数存在したこと、しかも、一部の者は、PXEの社内において取引を承認する立場も兼ねている利益相反状態が存在したこと、これらが本件の大きな要因となった。

3. 取締役間・監査役会の牽制機能の脆弱さ

社外調査委員会が2022年6月30日付け調査報告書で指摘しているとおり、PXCにおいては吉田に権限が集中し、取締役間の牽制機能が有効に機能していなかった。

これも本件の要因となっている。

すなわち、各案件の大半は、いずれも吉田が主導したものである。

吉田が、PXE の取締役、PXC の取締役及び監査役にどこまで情報を共有していたか定かではないものの、PXC の取締役会議事録を見る限り、PXC の取締役会で議論された様子はない。PXC の監査役であった櫻井紀昌、矢尾板裕介（ただし、2024 年 3 月 31 日に取締役に就任）は、実際、各案件が行われた期間において、各案件の取引経緯や詳細について把握していなかったとのことである。

PXC の監査役会は、H 社の破産手続開始を受けて、2021 年 10 月頃、吉田・g 氏に対し、KAKUSA 案件の取引経緯や、着手金の支払経緯などに関して質問し、説明を受け、2022 年 2 月 22 日の監査役会において、「①口頭合意は今後認めないこと、②一定金額以上の契約、出金は必ず事前の決済を取ること、③エビデンスの作成、確認を行うことを今後徹底し再発防止に努めていただくよう強く求める。」との意見を出す旨を決議している。しかしながら、PXE においては、吉田がその後も実体を確認することができない取引を繰り返しているのであって、PXC 及び PXE において「エビデンスの作成、確認」は全く徹底されていない。なお、2022 年 2 月 22 日の監査役会議事録には「PXE の太陽光前渡金について検証を行った。中間金の支払いの際のエビデンスが請求書のみでその他の必要なエビデンスが確認できなかったため取締役会に説明を求める。特に中間金の支払いに関しては契約書に記載のあるエビデンスを必ず書面にして社内保管できる体制にさせていただくよう意見する。」との記載があるものの、これ以降の監査役会において、監査役が、太陽光発電施設等の取引の支出について、積極的に情報収集した様子や、エビデンス不足を指摘することはほとんどみられなかった。

以上のように、取締役間・監査役会の牽制機能は、極めて脆弱なものであり、これも本件の原因の一つである。

4. 決裁ルールの未整備、不遵守

案件の中には、PXE が取引先と契約を締結し、前渡金等を支払った後に従業員が稟議書を起案し、決裁したものが多くあり、事後承認が常態化していた。

なお、PXE は、稟議規定や職務権限決裁規定を策定していたものの、取締役会設置会社でないにもかかわらず取締役会規則が存在したり、職務権限決裁規定に取締役会承認事項とされる事項が存在したりするなど、会社組織の実情に即した規程になっていなかった。

また、PXE の職務権限決裁基準表によれば、契約の締結（1 件の取引総額が 5000 万円以上）及び同契約の変更又は 1 回 2000 万円以上の支払のいずれかに該当する取引については、「取締役会の承認」を要するとされているところ、PXC によれば、当該記載は誤記であり、取締役らによる協議による決定のことであるとのことである。実際に、PXE では、PXC の取締役会の開催時に、PXE の取締役による会議、決定が行われていた（取締役決定書が作成されている。）。しかしながら、当該取締役らによる会議において、調査対象取引が決定された形跡はなかった（取締役決定書に記載はなかった。）。

また、PXE の職務権限決裁規程では、1 件の取引総額が 5000 万円以上の売買契約（太陽光発電設備、土地、地上権の設定）や、当該売買契約の変更（1 回 2000 万円以上の支払に該当する取引も含む。）については、親会社である PXC の取締役会の承認が必要であるとされていたが、調査対象取引が、PXC の取締役会で承認された形跡はなかった。

さらに、PXE には、事業認定申請書、土地登記簿謄本など、太陽光発電施設等に係る取引の初期に検討すべき資料は保管されているが、取引の過程の部分である、権利者との交渉状況が分かる資料は見当たらなかった。また、PXE は、契約書に定められた支払条件が達成されたかについて確認することなく、支払をしていた。

このように、極めて杜撰な管理の下で、取引や支払の決裁が行われていた。

PXC 及び PXE は、決裁ルールを十分に整備しておらず、また、ルールも遵守していなかった。

第7. 再発防止策

1. 経営体制の見直し

上記のとおり、今回の問題が生じた背景には、代表取締役である吉田のコンプライアンス意識が著しく欠如していたことに加えて、吉田の行動を監視等すべき立場にあった取締役間・監査役による牽制がおよそ機能していなかったことが挙げられる。

各案件に係る契約が締結された当時と、現在のPXCの役員構成が変わっているものの、吉田は、PXCの現任の代表取締役であり、また、各案件に係る契約が締結された当時の役員が一部残っているため、PXCの現経営体制の抜本的見直しが必須であり、健全な猜疑心と注意義務をもって職務に当たることができる取締役・監査役の選任が必要となる。

また、取締役会・監査役会の牽制機能を強化する観点から、業務執行取締役に忖度せず意見述べ、不適切な行為について断固たる行動が取れる、専門的知識・能力を有する社外役員を選任し、また、社外役員を過半数とするべきである。

2. 役員候補の選定のプロセスの明確化

PXCにおいては、取締役候補を選定するプロセスが明確になっていないところ、取締役間・監査役による牽制の実効性を強化するため、今後は、役員候補を選定するプロセスを明確化する必要がある。

候補者の経営手腕のみならず、コンプライアンスリスクを検討することによって、上場会社の役員として適任である人材を選別することができる。

このような役員候補のコンプライアンスリスクを評価し、役員候補を選定するプロセスを明確化する体制を整える必要がある。

3. 役員の経営責任及び法的責任の追及

新たな役員選任議案を提案する際には、不正行為を行った吉田や、これまで内部統制やコーポレートガバナンスの不備を放置してきた取締役及び監査役について、経営責任を明確にし、経営責任を負わせる措置を講じる必要がある。

また、PXEに未回収の金額が生じたことにより、PXCは、既にPXEの株式を売却しているものの、PXCがより高額でPXEの株式を売却することができた可能性があるため、PXCも同額の損失を被っている可能性がある。そこで、PXCの取締役の法的責任の追及について検討する必要がある、監査役は、必要に応じて損害賠償請求を含む取締役の法的責任を追及することを検討する必要がある。

4. 決裁権限の見直し

PXC、PXEにおいては、決裁規程等の社内規程に不備が見られ、社内規程は会社組織の実情に即した規程になっておらず、また、両社ともに規程に即した運用をしておらず、規程が有名無実化していた。

PXE は既に PXC の子会社からは離脱しているものの、PXC において、今一度、規模や事業を踏まえ、決裁権限の限度及び範囲を見直し、適宜取締役会のチェックが受けられるように見直す必要がある。

5. 全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み

役職員のコンプライアンス意識を高めるために、PXC は、全役職員を対象として、コンプライアンス研修や倫理研修を実施するべきである。

また、必要に応じて、PXC の役職員を外部研修会に参加させる方策を講じるべきである。

6. 役員と関係のある会社との取引の制限

本件で問題となった不正行為は、C 社、D2 社、E 社、F1 社、F2 有限責任事業組合など、吉田と懇意にしている者達が代表者又は実質的な業務執行者である法人との間で行われた。

役員と懇意にしている者との取引が直ちに制限されるものではないが、不正の温床になり得るものであり、コンプライアンスや倫理的な観点から大いに問題がある。

利益相反取引、関連当事者取引はもちろんのこと、取締役からの紹介をきっかけに新たに取引を開始する取引先については、定期的に契約条件の妥当性評価等を行うべきである。

また、コンプライアンスその他の観点から、不適切な取引先、不適切な取引を抽出し、問題の兆候が認識された取引先、取引について継続的に監視するとともに、PXC の担当者の変更、契約条件の見直し、取引中止などを検討する等のシステムを構築することも再発防止策になる。

7. 内部通報制度の活性化

代表取締役の不正は、従業員にとっては、代表取締役が人事権を握る絶対権力者であることがあり、気付いたとしても告発するのが難しい側面がある。実際に、h 氏は、「日記」と題するメールで、日々の業務で感じた違和感や不信感を記録していたが、PXC の内部通報制度を利用していない。

そのため、再発防止策の一つとして内部通報制度の利用が考えられる。

PXC には内部通報規定があり、顧問弁護士（顧問弁護士とは、顧問契約の有無にかかわらず事業者からの法律事務の処理を継続的に受任している弁護士を指す。）が内部通報窓口を担当していた。しかしながら、内部通報窓口を顧問弁護士が担当することは、通報者が、会社に情報が筒抜けになると考えて、通報者に通報を躊躇させてしまう可能性が否定できず、また、通報者に中立的な立場から調査・法的判断ができないのではないかとの懸念を抱かせてしまう可能性が否定できない指摘がある。

多くの内部通報がなされることにより初めて大きな不祥事を未然に防止することが可能となるので、内部通報制度を見直し、会社と利害関係を持たない外部窓口を設置し、また、その利用方法について全役職員に対して定期的にアナウンスする等して、社内全体に内部通報制度の重要性について啓蒙していく必要がある。

8. 再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等

今後の再発防止策が形骸化しないように、再発防止策を適切にモニタリングすることが考えられる。

具体的には、コンプライアンス委員会等による定期的なチェックのほか、全役職員に対してアンケート調査を実施したり、外部の専門家に再発防止策やコンプライアンス体制についてチェックしてもらったりすることが考えられる。

以 上

ヒアリング対象者一覧

1 対面でのヒアリング

氏名	ヒアリング実施時の役職・所属
吉田弘明	PXC 代表取締役 PXE 元代表取締役
矢尾板裕介	PXC 取締役
g 氏	PXC 元取締役
櫻井紀昌	PXC 監査役
h 氏	PXC 従業員
c 氏	C 社代表取締役
d 氏	D2 社代表取締役 D3 社代表取締役 D1 社元代表取締役
I 社代表者 [REDACTED]	I 社代表取締役 I 社取締役 I 社取締役
H 社代表者	H 社（破産済み）代表取締役
HLB Meisei 有限責任監査法人	
監査法人アリア	

(注) 対面でのヒアリングに加えて、書面、メールなどで適宜、質疑応答を行った。

2 書面、メールでのヒアリング

氏名	ヒアリング実施時の役職・所属 又は 回答した法人の商号
b 氏	PXC 社外取締役 B 社代表取締役
f 氏	F2 有限責任事業組合の組合員
L 社代表者	L 社の代表取締役
i 氏	F1 社の業務執行者 (ただし、吉田の供述による。)
M 社代表者	M 社代表取締役 [REDACTED]

3 調査対象取引に係る太陽光発電施設等の事業計画認定者のうち、当委員会による質問状に回答した照会先

案件名	氏名・屋号・商号
千葉県低圧5案件（取引8）	
八王子メガソーラー発電所案件（取引9）	
滋賀県甲賀市案件（取引10）	
滋賀県大津市案件（取引12）	
熊本県阿蘇市案件（取引17）	
熊本県水俣市案件（取引18）	

（注）経済産業省・資源エネルギー庁HPから、事業計画認定情報を検索した。

(デジタル・フォレンジック調査報告書・省略)